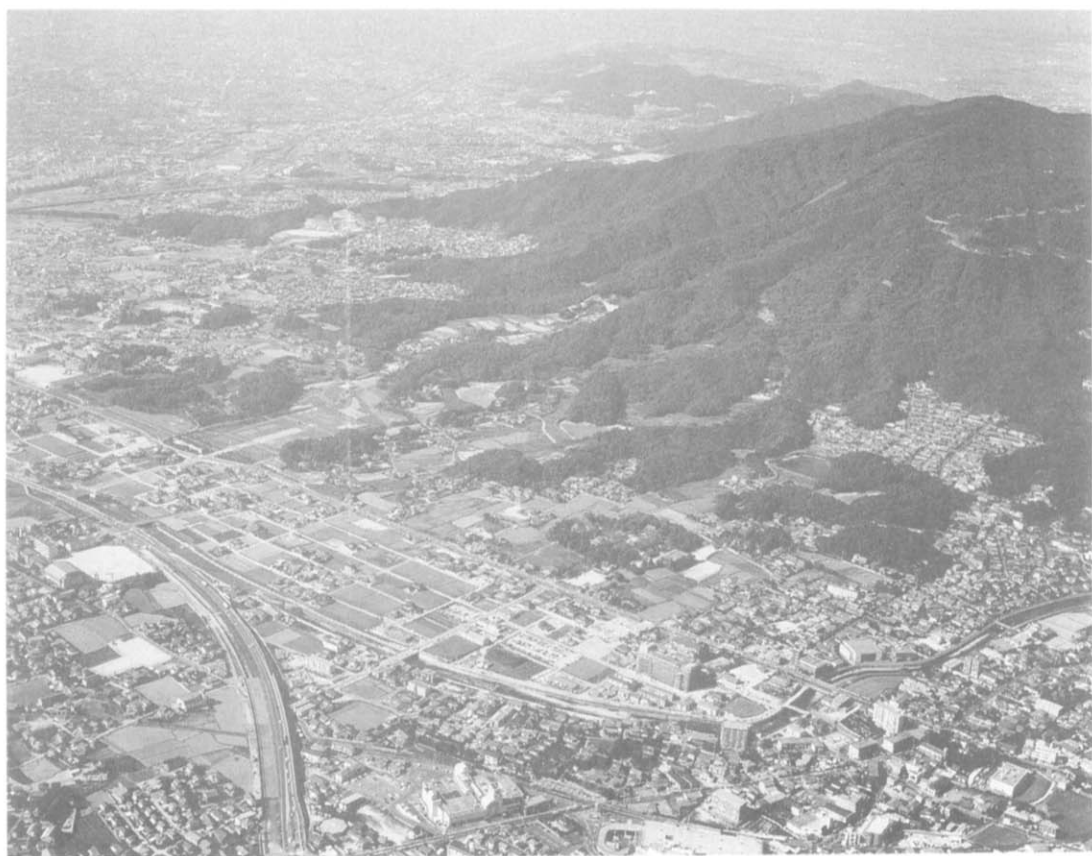


大宰府史跡指定拡張の経緯



大宰府市教育委員会

は し が き

昭和30年代の後半から50年代のはじめにかけて高度経済成長の勢いによって全国をおそった地域開発の波の中で、太宰府地区では特別史跡大宰府跡をはじめ、関連史跡の保存をどう図るかということが大きな問題として発生しました。

この小冊子は、当時開発と史跡保存をめぐる関係者の間で展開された苦悩と努力の過程を、まとめた記録として保存しておきたいという意図から、当時の関係者が集まって当時を思い起こしながら語りあった座談会の記録と、その時期の経緯を示す年表及びそれらの関連資料をひとつにまとめたものです。

座談会記録の編集・年表の作成及び関連資料の蒐集と整理には、この座談会の司会をつとめた岩下光弘が当たりました。

この小冊子が、太宰府市と同じように大規模な遺跡をかかえる全国の自治体や調査研究機関等の参考資料として少しでもお役にたてば幸いです。

平成6年7月

編 者

目 次

は し が き

1. 太宰府史跡指定拡張の経緯を語る座談会

太宰府市長序	_____	1
座談会出席者名簿	_____	2
座談会記録	_____	3

2. 年 表 _____ 5 1

3. 関 係 資 料 _____ 8 1

太宰府史跡指定拡張の経緯を語る 座 談 会

(記 録)

日 時 平成5年7月19日

場 所 太宰府市役所市長応接室

この座談会の出席者には、事前の
資料としてあらかじめ「大宰府関係
史跡指定拡張の経緯に関する年表」
（後掲）の原案と関連資料を配布し
たうえ、検討をお願いした。

序

この記録は、先般当市において開催しました「大宰府史跡指定拡張の経緯に関する座談会」の内容をまとめたものです。

太宰府市には全国的にも著名な特別史跡「大宰府跡」・「水城跡」・「大野城跡」をはじめ多くの史跡がありますが、地域開発が急激に進み始めた昭和40年代に入ってから、これらの史跡を開発から護るため、それまで非常に狭い範囲の指定に過ぎなかったものを改めて、大幅な拡張指定が行なわれたという経緯があります。そのことによって、これらの史跡は現在まで比較的良好な形で保存され、整備されていますが、同時にこのことは地元住民の史跡に対する強い愛着と責任感によるところが大きいことは言うまでもありませんし、またさらに国・県の継続的な指導と支援があったからにはほかなりません。今日では国・県や市の長期にわたるさまざまな施策によって、外部の多くの人々の視察や観光にも充分たえ得るような場となっていますが、それでも地元では現在起こる様々な案件に関連して、いまだに史跡指定の経緯が問題にされることがしばしばあります。そのつど私どもは史跡指定に至るまでの過去の経緯を調べてみるわけですが、総括的にまとまった資料・記録の類がなく、年月が経過するにしたがってますます不明になっていくというおそれが強くなってまいりました。そこで私どもは、当時の史跡指定拡張の推移に直接かかわって来られた人たちがだんだん少なくなっていく中で、現在もなお元気な方々に呼びかけをお集まりいただき、記録保存を目的とする座談会を開催することとしたわけです。さいわい座談会当日は、出席された皆さんに当時を思い起こしていただきながら活発な議論を交わしていただき、おかげさまで不明であった点もかなり明らかになりました。これもひとえに、この方々の大宰府史跡に寄せられる深い関心と熱意のたまものであると思います、まことに感謝にたえません。その意味で、私どもはこの記録を大切に保存して今後に残すとともに、史跡の保存・整備および活用のための施策の場で大いに役だてていきたいと考えております。この座談会の開催にあたってご協力いただきました方々に厚く御礼申しあげるとともに、今後とも大宰府史跡の保護に対する変わることないご協力とご支援をあらためてお願い申しあげる次第です。

平成5年12月

太宰府市長 伊 藤 善 佐

大宰府史跡指定拡張の経緯に関する座談会出席者

(敬称略)

開催期日 平成5年7月19日

平 野 邦 雄	当時 現在	文化庁記念物課主任文化財調査官 東京女子大学名誉教授 大宰府史跡調査研究指導委員長 鴻臚館跡調査研究指導委員長
坪 井 清 足	当時 現在	文化庁記念物課文化財調査官 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部長・同所長 財団法人大阪文化財センター理事長 大宰府史跡調査研究指導委員 鴻臚館跡調査研究指導委員
仲 野 浩	当時 現在	文化庁記念物課文化財調査官、主任文化財調査官 山形大学教授
渡 辺 正 氣	当時 現在	福岡県教育委員会文化財係長・文化課課長技術補佐 九州歴史資料館学芸第二課長・同参事 鴻臚館跡調査研究指導委員 春日市市史編纂委員
帆 足 津 盛	当時 現在	太宰府町議会史跡対策特別委員会委員長 農業
吉 塚 駿 亮	当時 現在	太宰府町史跡等保護整備協議会役員 財団法人「古都大宰府を守る会」事務局長
鬼 木 悟	当時 現在	太宰府町史跡等保護整備協議会役員 太宰府市史跡対策委員会会長
有 吉 林之助	当時 現在	太宰府町農協組合長・太宰府町助役・太宰府町長 財団法人「古都大宰府を守る会」理事長
今 村 覺	当時 現在	太宰府町議会事務局長 太宰府市助役
岩 下 光 弘	当時 現在	福岡県教育委員会文化課課長補佐・文化課長 九州歴史資料館副館長・福岡県教育委員会管理部長 太宰府市教育委員会文化振興指導員
[オブザーバー]		
石 松 好 雄	現在	九州歴史資料館副館長
磯 村 幸 男	現在	福岡県教育庁文化課参事補佐

午後1時10分開会

開会の挨拶（今村助役——市長職務代理）

皆さん、今日は。本日はたいへんお忙しい中にもかかわらず、ご案内申し上げておりました大宰府史跡指定拡張の経緯に関する座談会の開催にあたりまして、平野先生、坪井先生、仲野先生をはじめ、たいへんお忙しい皆様方遠路のところご出席たまわりまして、まことにありがとうございます。本来でございますと、伊藤市長がまいりまして、お礼を、そしてまたお願いのごあいさつを申し上げるべきでございますが、現在全国市長会の海外視察に出向いておりまして、明後日しか出勤をしないことになっております。まだ外国でございますので、私、助役の今村でございますが、一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

この大宰府跡の史跡拡張の話がはじまりまして、もうすでに4分の1世紀を経過したわけでございます。当時は、いろいろ地元と、文化庁の関係、そしてまた県の担当課と、いろいろの形の中で何回となく協議をさせていただき、その当時非常にきびしい言葉のやりとりもあったかと思いますが、今になってみますと、当時あれだけの大きな事業と申しましょうか、史跡拡張の問題が最終的には決着したおかげで、現在のこの太宰府があるのだと、市といたしましては非常にありがたいことだと思っているところでございます。こういうことが、現在進められております国立博物館の、まあ現在は九州という固有名詞はついておりますけれども、あと一步ということで、最終的にこの太宰府ということをお願いをしているわけでございます。ま、これもすべてこの太宰府市がこれだけの大きな文化財を先祖の皆さんが大事に守っていただいておりますのを、そのまま史跡拡張という形の中で、現在まで、地元地権者関係の方々にもご協力いただいて、今日まで保存されているおかげでございます。当時の、それぞれのこの衝にかかわっておられましたご要職の皆様にお出でいただきまして、この発掘問題、あるいはまた、史跡指定の問題等について当時の状況がどうだったのか、というような形で、団地の方から、新しく市に入ってみえた方が一方的に史跡指定をしているんじゃないかというような問題がもちあがりまして、いろいろその団地を取りまくきびしい状況もあるわけでございますが、悲しいかな、当時の事務担当をしていた課長も故人となっておりますし、当時の町長、議長あたりも、もうすでに故人となっておられるわけでございます。ま、そういうことで、早いうちにこの史跡指定までの経過あるいはその後のもろもろの問題等を座談会形式で思い起こしていただき

ながら、お話し合いをさせていただき、将来にわたって記録として残しておかなければ、重要なこの史跡地がどういう形で保存されたのかということが分からなくなる、資料はいくらかございますけれども、不十分な点が多いので、本日は当時その第一線でご活躍いただきました先生方においでいただきまして、ただいまからこの座談会を始めさせていただきますということでございます。そもそもこの座談会の思い立ちは、当時県の文化課長補佐、それから文化課長になられました岩下さんが、昨年から太宰府市の方に文化振興関係の嘱託として来ていただいております、この史跡関係についても非常に詳しいことから、岩下さんの方から、このままでは太宰府の貴重な文化遺産とその保存の経過がわからないようになるのではないかと、だから今のうちに早く何らかの形で手を打っておくべきだろう、というありがたい申し出がありまして、市の方といたしましても、それは非常に重要なことだからということで、本日の会議になったわけでございます。

そういうことで、あとの司会につきましては岩下さんの方をお願いを申しあげまして、この座談会が有意義なものになりますように、そしてまた、今後に向けても、ご指導方をお願い申し上げまして、冒頭のあいさつに代えさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

この間、出席者の自己紹介。（内容省略）

司 会（岩下）

史跡指定拡張の必要が取り上げられるようになり、地元の拡張反対の声が大きくなるに至るまでの経緯について、当時の文化財保護委員会で調査官をしておられた仲野さんと県の文化財担当であった渡辺さんあたりからお話をいただければありがたいと思います。

渡 辺

私は昭和35年に県の教育委員会社会教育課に文化財担当として入りましたが、その頃の太宰府町長は森田さんだと思っております、あの時は史跡指定を解除してほしいといったような雰囲気があったように思います。

司 会

解除というのは、大正時代に指定したものを解除してくれという意味ですか。

渡 辺

そうです。その時町長が言われるには、史跡を壊して捕まるのならば捕まってもいい、といったように腹のすわった町長さんでしたが、その話は文化財保護委員会でも出たと当時の課長から聞いています。そしてその時の文化財保護委員会の事務局次長であった蒲生さんという方がわざわざ太宰府に来られ、私もその時ご一緒したのですが、蒲生次長が町長と一対一で話をしたいから、ほかの皆さんは外してくれということで話し合いをされたわけですが、その内容は一切わかりません。然し、感触は非常によかったのではないかと思います。それから後に買い上げの話が出ておりますが、森田町長もそのときは買い上げてほしいという気持ちがあったからそう言われたのではないかと思います。蒲生さんがおいでになったのが昭和37・8年頃だったと思います。そして今でもありがたかったと覚えておりますのは、国から買い上げの意向が来ているがどうでしょうかと太宰府町に連絡をした時、高田さんという方が見えて、「買い上げに応じましょう」とばっと言われたのが非常に印象に残っております。そしてすぐ申請書を出されて、買い上げが非常にスムーズにいったのが忘れられません。

平 野

どの部分を買い上げようということですか。

渡 辺

大正10年3月に指定された大宰府政庁跡の中です。

吉 塚

もうその頃から、史跡指定地の拡大という話がぼつぼつ耳に入ってきていたように思います。そこで、ちょっと待てよ、史跡に指定してそのまま放置しておきながら、さらにまた指定しようというのは何事だ、そうなれば当然買い上げなり何なりの補償がなされるべきではないか、という話になったと思います。そこで急遽買い上げということになったのでしょう。

司 会

そうしますと、観世地区におけるN不動産㈱の宅地開発の問題が出る前から、その史跡指定の拡大という話があったのですか。仲野さん、そのへんはどうでしょうか。

仲 野

私の記憶で言いますと、私が初めてお会いした森田町長が国に提出した縦書きの陳情書のようなものがありました。これは、森田さんが文化財保護委員会の記念物課に来られた、確か2回目の時に提出したんじゃないかと思いますが、それは昭和37・8年頃のことだったと思います。

有 吉

昭和38年にはもう森田町長は脳軟化症にかかっていますから、それは37年だと思います。

仲 野

37年の暮れに来られているのかも知れませんね。で、その趣旨は、先ほど渡辺さんが言われたように、史跡の指定を解除してほしいということなんですが、何のために指定を解除してほしいというのか、それには何か前段があったように思われますが、そういう趣旨の文面になっていたと思います。それは、多分秘書が作った公文書として持って来られたのではなくして、町長個人がしたためられた文書だったと思います。これは探せば役所のどこかにあるんでしょうね。要するに、指定していても何もしてくれないし、何の役にもたたないから解除しろということだったと思います。

有 吉

私は当時町の議員をしていましたが、観世音寺の収蔵庫が森田町長の時に建てられたんですね。それに対する国の対応と、それから甘木にあった都府楼の礎石の返還式をやりました。指定の解除を申し込んだのは、そういういきさつの中から、自分が何かをしようとした時にいろいろ障害があったということから、個人的にもうやめてくれということではなかったんでしょうかね。よく個人的な発想をする人でしたから。その後に、指定反対とか、買い上げとかの話になったように思います。

仲 野

森田さんは報道関係におられたように聞いていますが。

有吉・吉塚・渡辺

夕刊フクニチ新聞社におられたんです。

鬼 木

当時、県道から政庁跡の中に入る2mぐらいの道がありましたが、その道の横の土地が農地転用されたうえ、売られたんです。そして買った人が家を建てようとして基礎工事までされたので、文部省の方から、ちょっと待った、ということになったのです。その人が書かせたものが仲野先生のおっしゃる文書じゃなかったかと思いますが。

有 吉

議会に諮って指定解除を要求したというようなことではないわけで、そうした個人的な理由だったと思います。

仲 野

その時には、土地を買ってくれというような話はなかったと思います。要するに指定

は邪魔になる、わが町政の発展に邪魔になるということだったのでしょう。そしてそんなに長い時間話し合いをしたという記憶はなく、割りに短い時間の話だったと思います。その時何か書類を置いていった、陳情書とでも言うべきものを置いていったということです。それが昭和37年の暮れから38年のはじめのことだったと思います。何しろ寒い時期だったという印象があります。

渡 辺

私の記憶でも37年のことだったと思います。

仲 野

結論はとにかく指定を解除してくれということだったわけです。この資料の年表にあげてある買い上げにいたる以前の話が、そこから始まるわけです。

実は、昭和36年に平城宮の保存の話が起こるんですね。その話がすったもんだいたしまして、37年度から平城宮跡を全額国費で買い上げようという話が持ち上がるわけです。ここではじめて史跡の土地を買いあげるという発想がよみがえるんです。よみがえるという言葉を使ったのには理由があります。昭和31年だったと思いますが、大阪の古墳を補助金で買い上げているんですね。それが戦後土地を補助金で買い上げた最初の事件です。その時史跡の指定地を補助金で買いあげるということが行なわれ始めるんですね。その前は、第二次世界大戦以前は、太宰府など国費で買っている時代があるんです。現在の国有地になっている部分はその時に取得したものだと思います。確か、昭和の2・3年ぐらいまでそういう状態が続くと思うんです。それが行なわれなくなったのは、史跡名勝天然記念物保存法の監督官庁が、内務省から文部省に変わったんです。要するに内務省時代にそうした買い上げが、太宰府だけじゃなくて、全国的に若干行なわれているんです。そこで、大野城の指定は昭和5・6年でしょうか。

平 野

大野城の指定は昭和7年7月です。

仲 野

それで大正年間から後藤さんという方が調査に来られておりまして、そのへんの買い上げの経緯は書類の中に綴じ込まれています。そして今でも印象的なのは、その方が1カ月半ぐらい現地で下宿して、泊まり込んで大野城の指定のための調査をなさるんですね。今だったら日帰りで行って来いというやつです。「軍資金欠乏につき金送れ」という電報が届いているんですね。そこで、どうしてそんなに時間がかかっているかと言いますと、礎石のあるところだけを測っているわけです。ですから大野城の指定は、面の指定じゃなくて点の指定になっているんです。あの時全部をやっていたら、

その後の追加指定も何もなかったかも知れないと思います。それが仇になって、それと並行して下の方も同じような形になっている。それに値段も書いてあります。坪いくらなら売れるけれども、役所の方が予算を出してくれないので私は泣いている、といった電報が来てるんです。50 銭ぐらいの違いだったと記憶しております。

司 会

それは大正時代ですか。

仲 野

はっきり覚えておりませんが、昭和の初めだったと思われます。多分史跡指定地の官費による買い上げが止まったのは、所管が文部省に移った昭和3年のことだと思います。その時から制度が変わっているわけです。

司 会

それまでは内務省の所管だったんですね。文部省というのはその頃から貧乏だったんですね。

仲 野

いや、それは知りませんが、そういうのが戦前の買い上げの方式ですね。すなわち、昭和3年から敗戦までの約20年間と、戦後昭和30年ごろ大阪の古墳を買い上げるまでの10年ぐらい、つまり計30年ぐらいの間があるわけです。

司 会

その頃文化財保護委員会はもうあったんですか。

仲 野

文化財保護委員会の制度ができるのは昭和25年ですが、25年の5月30日に公布され、8月29日施行された文化財保護法に基づいて設置されるわけです。したがって戦後の5年間は旧法、つまり史蹟名称天然記念物保存法で運用しているわけです。それから約5年ぐらいして補助金で買い上げるということをやるわけですが、しかしこれはあくまでも臨時の措置であって、毎年やっていたということではないわけです。それでしばらく立ち消えになるんですね。で、そこに起こってきたのが平城宮の保存問題です。その時に私は、全額国費で買い上げるということを発想するわけです。そしてそれが一段落しても、その制度を続けた方がいい、平城宮だけでなく、大正年間にやっていたように全額国費で史跡の土地を買いあげるということを復活すべきであるというふうを考えるわけです。そこで初めて大宰府の土地買い上げの話が出てくるんですが、町長から指定を解除しろという陳情書が出されているし、いろいろご不満もある、確かに言われるとおり何十年も放っておかれているというのも事実である。そこで、昔、国費で

買ったんだからまたそうやって買うというふうに発想するのはおかしくない、ということになるわけです。それで、そのちょっと前に長岡宮の買い上げをやっているのですが、これが平城宮の買い上げに味をしめた、という言葉が悪いですが、平城宮を買ったんだから長岡宮も、ということで大蔵省もOKしているんです。そして、その時のリストに、わが方で大宰府も、多賀城も挙げるわけです。こういうのをとりあえず続々と買います、ということで入れるわけです。それで長岡宮の買い上げを含め受けつけてくれたんです。そこで、じゃあどのくらい買うのか、ということになるんですが、この段階で大蔵省もこの調子で全額国費で買い上げていくと大変なことになりそうだと気づくんですね。これは予算の内示に伴う復活の段階の話ではなかったかと思います。結局、補助金で買うということに急遽変わるんです。で、その時の大蔵省の言い分は、今でもよく覚えています、補助率は99%にしようということだったんです。1%を自分たちで出してもらう、ということなんです。ところが、この補助率がだんだん下がっていくんですね。確か、88%位まで下がっていったと思います。そしてそのすぐ後に大宰府のことが出てくるわけですが、その時に初めて80%という提示がおこなわれるんです。そして、何を買うんだ、どこまで買うんだというやりとりが続くわけです。その時に、特別史跡については80%いっぱいにしなさいということを行ったわけです。多賀城跡などを特別史跡にするのは、そのすぐ後なんですから、そういう理屈を言ったもんだから、特別史跡の制度をきちっとする必要が出てきたわけです。そして、その時の記念物課長が文化財保護委員会の補助率が任意で決められるのはおかしい、担当者の感覚でもって決められるのはまずい、と言いだしまして、補助率をそろえることになったわけです。その時、土地買い上げについてはまだよく詰まっていないんですが、一般の修理などは全部50%にそろえたんですね。その中で、特別史跡で面積の広いものについては80%でいこうということになるわけです。で、買い上げについては、平城宮の保存の問題、それから昭和37年の長岡宮の一部の処理の問題がありまして、指定をする際はある程度買い上げることを前提として行なう、という考え方が出てきたわけです。つまり、買い上げるのを念頭に置いて指定をし、保存をするという感覚です。そこで、さっきの太宰府町長さんの指定を解除してくれという陳情書は、必ずしも土地の買い上げとは直接結びついてはいないんですが、たまたまそうした買い上げの空気が起こってきた時期と一致したということなんです。そこで、指定を解除しろといったってできる話じゃないから、地元を説得するには大正年間にやっていた土地の買い上げを復活する以外に方法がないということでつつ走ってしまった、というのが実情です。で、蒲生さんという人が太宰府に来た時は、そのように土地の買い上げの補助率などもほぼ

固まっていたので、それをただ伝達に來ただけだと思うんですが、それじゃあどこを、どれだけ、どうするかということについてははっきりした意識は役所として持っていなかったと思います。しかし、私が最初に太宰府に伺った時には、これは時期ははっきりしませんが、追加指定の必要があるという考えがすでに頭の中にありました。渡辺さんと一緒に山の中を歩き回ったのが、多分昭和38年の春先だったように思います。しかし買い上げを始めるという時から、私は追加指定のことを考えていたわけです。その基本となりますのは、たまたま当時鏡山先生が研究しておられた大宰府条坊というのに疑問がありまして、これはちゃんと調べてみる必要があるだろうと思ったわけです。当時の私の考えでは、観世音寺の寺域と都府楼という地域とのかかわりは、どうも鏡山先生が言われる条坊というようなものでは当てはまらないのではないかという素朴な疑問があったわけです。それともう一つは、大野城の、先ほど言ったような礎石単位の点の指定ではどうしようもない、ということで、それをなおしたいという意識がその頃はっきりあったわけです。それで追加指定を、いつ、どのような形でやるかということが、昭和40年か41年の秋ではなかったかと思いますが、話に上ってくることになるわけです。これは後で記録をよく調べてみます。

司 会

そうしますと、その頃から指定拡張の話があったということですか。

仲 野

そうです。それは相当真剣に考えていたのです。そして、そこへ起こったのがこの資料にあるN不動産㈱の宅地開発の問題であったわけです。つまりそれはたまたま一緒になったというだけです。そして追加指定の問題を最初に会議に出すのが41年の秋ではなかったかと思います。

平 野

41年の10月です。そこでたいへん問題になったわけです。

吉 塚

そうです。稲が色づいておったのを覚えています。秋です。

仲 野

ですから、そこからがここに書いてあります太宰府の史跡の問題、私に言わせますと、第二番目の第二段階がここから始まるわけです。ですから第一段階に約3年か4年の時間がかかったということだと思います。例の町長の陳情書なるものも、探せばどこかにあるはずだと思います。

司 会

いちばんありそうなのは文化庁でしょう。

仲 野

多分あると思います。まあ、今まで申し上げましたように、そうやって史跡の買い上げが始まったということです。補助金で買い上げるにしろ、史跡の買い上げということが復活したわけです。そこから切れることなく史跡を補助金で買い上げるということが続いて制度化しているということです。ですから大蔵省にしてみれば、今衆議院議員をしている宮下惣平さんなんか、当時大蔵省の主計官だったんですが、役所で会うたびに「仲野さん、あの頃は平城宮を買うにしろ、補助金で買うにしろ、大蔵省がこんなふうないじめられ方をするとは思わなかった。しかし、今考えてみると、俺たちはいい仕事をしたんだ。」というように自慢していました。当時、相沢さんが主計局長で、宮下さんは文部省担当の主計課長だったんですが、このコンビの名前は歴史の1ページに残しておいてもいいんじゃないかとさえ思います。

坪 井

記念物課の補助金については、先ほどから仲野さんが説明されているとおりですが、ほかの課の関係、例えば建造物課とか美術工芸課とかいったところの補助金は、お寺とか個人の家を指定する場合に、補助率はずいぶん幅があるんですよね。相手の財政状況に関する書類を出してもらって審査するという面があるんです。相手によって補助金が違うわけです。ですから、東大寺のように修理の補助金のことで何年ももめたりするんです。史跡の土地買い上げについても、全史協の働きによって50%がまた80%に戻ったという経緯があるわけです。

司 会

平城宮は最初から80%ですかね。

坪 井

平城は初めから全額国費です。ほかのところは、全額国費にするとあんまり大きいし、また管理とかそういう問題もあるから、平城宮以外のところは全部地方自治体に補助するという形にしようということになったんです。

今 村

その当時町議会の特別委員会が上京して、買い上げの補助金の問題で平城宮は全額国費で買い上げているのに、大宰府の場合はなぜ100%にならないのかということで、ずいぶんやかましく言ったことがあります。その時に、どなたか忘れましたが、平城京は天皇がおられたところだが大宰府は違う、といったことを言われた記憶があります。

坪 井

しかし、この場合は、今は知りませんが、初めのうちは町で負担された額というのがかなりあったんでしょう。

有 吉

いや、今でもそうですよ。

司 会

39年度は、この資料にもありますが、国が80、県が10、そして町が10の割合です。ですから県と町は同じ率です。

平 野

だけど、買い上げがずっと始まりますと、町の負担率が減ってきたんです。自治体の財政的な負担がだんだん大きくなりますからね。

司 会

県が15で、町が5になったんです。太宰府町の財政が圧迫されますからね。

吉 塚

ですから、私どもは指定拡張になる時に、将来われわれは史跡貧乏になりますぞ、ということを話した記憶があります。

渡 辺

今仲野さんから詳しくお話を聞きまして、私もはじめてよくわかったんですが、この最初の39年度の土地の買い上げについては、町から申請が出たわけでもなく、また県から申請を出したわけでもなくて、私の記憶では、仲野さんの方から、こういうふうにやりたいと思うがいけるか、というような話があったように思います。そこで太宰府町に電話をしたと思いますが、町はすぐそれに応じられたわけです。ですから、土地買い上げの話は国の方から来たんです。それまでは、史跡の土地を補助金で買い上げるということとはなかったものですから、私はたいへんありがたいと思って、すぐ太宰府町に連絡し、町はすぐ受けてくれて、事務的な処理をしてもらったというわけです。その時の国が8、県と町が1・1というのは、その当時の福岡県の文化財の補助金の場合、国が出す補助金の残りを県と市町村で半分づつ分けるという原則になっていたんです。だから、これについては太宰府町の方も全く異論がなくて、むしろ感謝されたようです。

吉 塚

それはそうかも知れませんが、何しろ当時はまだ1反いくらということで売買をしていましたからね。

渡 辺

それから指定拡張の問題ですが、実は私が県に入ったころ、私の前任者から、波多江さんという人でしたが、観世音寺はぜひ束で指定しなさい、放っておくとどんどん家が建ってくる、と言われておりまして、それが重要な引き継ぎ事項だと私は思っていたわけです。そこへ、40年前後だと思いますが、浦ノ城の開発、それからN不動産による崇福寺跡の開発というように、そういう問題がどんどん出て来たものですから、私の方は太宰府町に相談なしに、国に対して公文で、こういう状況ですから何とかありませんかと申し出たわけです。

それから観世音寺の指定については、私どもの県の課長と、それから当時の記念物課長、たしか柳川課長だったと思いますが、瀬高町にある神籠石こうごいしの女山そやまの全山指定と観世音寺の指定の両方を出したんです。ところが、女山は無理だろうが、観世音寺については出しなさいと言われてまして、私もしめしめと思いました。ですから県から出したのは観世音寺の指定だったんです。それから仲野さんと話し合いをすることになるんですけども、私どもの方は、観世音寺と学校院跡を指定すればいいんじゃないかと考えていたわけです。しかし、仲野さんの方は、先程からお話があるように、観世音寺には子院もあるし、また都府楼についても観世音寺子院跡と都府楼の間が空白になるではないかというので、もっと広く指定する必要があるという示唆を受けたわけです。それにもとづいて県の方で指定拡張の考え方を固めていったというのが実情です。そして申請書を出しなさいということになるのですが、その話、指定拡張の話を太宰府町に持って来たところ、当時の中村町長は、今までのいきさつからそんな仕事を町の職員にさせるわけにはいかない、県の方で全部やってくれと言われましたので、私がこちらへ来まして史跡地を調べ、その後の事務処理も全部県の段階でやることになったわけです。

仲 野

ちょっと補足させていただきますが、長岡宮跡の買い上げを補助金に切り替えるにあたって、私としてはその方がいいという考えを持ちました。と言うのは、役所というのは一度何か決まりますと硬直化してなかなか変更しにくいということがあるわけです。まして当時国では全国的にいろいろの問題地点を抱えておりまして、全額国費ということでは後々長く続けるのは困難であろう、補助金に切り替えた方がやりやすいだろうというふうに考えたわけです。

司 会

しかし、全額国費というのを避けていったのは大蔵省の方でしょう。文化財保護委員

会の方はそれをやむを得ないとして呑んだということでしょう。

仲 野

まあ、最初は大蔵省から言われたことではあるんですが、文化庁としてもその方がいいだろうということになったわけです。

司 会

しかし、地元にしてみれば、全額国費のままであった方がよかったと思いますがね。

仲 野

いや、それではあと長く続かないと思ったんです。なにしろ根っこがありませんからね。とにかく金が欲しいわけです。ですからそれまでには何回かのやりとりはあったと思います。しかし、大蔵省としても、このままずっと買い上げを続けていくと恐ろしいことになると思うわけです。そういうことで全額国費ということにはあまり固執しないでいこうということになるんです。言い逃れするわけじゃありませんけれど、その後の土地買い上げにおける補助金の予算の伸びからすると、この時無理に全額国費に固執しなくてよかったなあとも今でも思っています。

平 野

補助率が一度50%に落ちますね。

仲 野

いや、はじめは特別史跡は80%でいこう、とこれは内部の話で終わっているんですね。その頃柳川課長が来られて、これは予算を伸ばしていかなきゃいかん、というので、平野さんが入られる42年秋までの前半ぐらいは、私は計算に追われるんですね。

坪 井

仲野さんが一生懸命計算していた。指定面積と、それを何%買い上げるとしたらどのくらい予算がいるか、ということを経営していました。柳川記念物課長（現参議院議員）はしきりに中期計画ということをしていましたね。

仲 野

だから、全指定地の面積計算をして、その中から台帳上の国・公有地の面積や種類別の面積を出して、全体をやるとすると何百億かかって何年でやれるか、という計画を出すんですね。それが40年から41年にかけてのことだったと思います。

坪 井

そうそう、その頃だ。

吉 塚

そこでちょっとお尋ねしたいんですがね。太宰府の買い上げは、その当時大体何年ぐ

らいで終わると踏んでおられましたか。その頃はまだ土地の値段も大したことはなかったけれども、いずれだんだんスライドして上がっていくだろうということは予測されていたと思いますが。太宰府史跡はその時点から見て、大体向こう何十年ぐらいで買い上げを完了できるか、ということについて、大体の予想はしておられましたか。

仲 野

そこまではいきませんでしたね。個別ではなく、トータルで検討したんです。

平 野

指定予定地をA・B・C地区に分けたでしょう。その時に、A・B・C地区それぞれの買い上げはどうするかという基本的な話があったんです。そして、B地区まで買いましようと言った時期があるんですよ。地元の希望をいれて当時の文化庁の安達次長が譲ったんです。これはまた後で出てきますよ。だから、全体が何年という計画は出なかったんです。

吉 塚

そうしますと、渡辺先生、追加指定は早くしなければいけない、という考えは昭和39年か40年頃からあったわけですね。

坪 井

いや、だからいま仲野さんが言われるのは、大野城の指定なんか礎石単位の指定だったから、その後の学問の進歩もあるので、もっと建物全体について分かるように改める必要があるという問題が基本的にあり、さらにN不動産㈱がここを買うということになって、いちばん問題になったのは、山の中腹に住宅街ができれば、本来一体であるべき大野城と大宰府が割かれてしまうので、そういうことだけは避けたいという議論があり、それで大野城の指定の不十分な部分を直さなければならないということだったと思います。

平 野

全般的な傾向はそうですけどね、渡辺さんがさっき言われましたように、はじめ大宰府跡（別称都府楼跡）には学校院とか観世音寺とかは入ってなかったんです。ですから中枢部が抜けていたんですね。で、観世音寺を指定しようという案を出している時に、例のN不動産㈱の横断宅造計画が出てきたんです。それで急にこの問題がもちあがって、41年10月1日にふみきったんです。その時には、学校院・観世音寺・観世音寺子院跡というのが全部入れられて、大宰府跡の12ヘクタールからいっきに150ヘクタールになったんです。中心部が。その時も大野城と水城跡は別個ですよ。心臓部と思われるところがそうだったということです。それで、150ヘクタールを指定しても、

なお大野城との間は若干空いていたんじゃないかな。つまり、大宰府も学校院や観世音が抜けていて不完全だったし、大野城自体の指定も不完全だったということです。

ですから、38年頃には、このままではいかなあという雰囲気はあったんでしょうが、この問題を一気に吹き上げさせたのが例の宅造問題だったということです。

司 会

いままでのお話で、39年の土地買い上げに至るまでの経緯がよく分かりました。ですから史跡の指定をどうにかしなければならないということ、土地の買い上げをしなければならないということと、N不動産㈱の宅地開発とは直接の関係はないということが分かりました。ただ、150ヘクタールの指定拡張をやらなければならないという問題に火をつけたのはそのN不動産㈱の宅造計画だったということですね。

仲 野

いや、その開発問題が起こる前に、私は、学問的にも現在の指定のままでだめである、観世音寺とか学校院とかを含めて指定拡張を考えなければいけない、ということをしたしか渡辺さんにもお話したと思うんですが、そのことが頭の中にあったわけです。そこにN不動産の開発計画が出てくるんですが、観世音寺の指定だけではその宅造計画を止めることはできないだろうということで、いろいろ学術的根拠を調べるわけです。そして、観世音寺子院跡というような名称で包括して、指定地域をそこまで広げるようにするしかないだろうということになったんです。で、そのときに中間の学校院跡をつなぐのと、通称都府楼跡も若干追加指定をしてはどうかということだったんです。だから具体的に言いますと、大宰府学校院跡と、観世音寺境内およびその子院跡という二つの新しい指定物件を提案し、それに特別史跡大宰府跡の追加指定を加えて、この三つを41年の会議にかけることになったわけです。

ここで少し前に戻りますが、提案するにあたって、相当広い面積だなあということは私も思ったわけです。そしてそのときには、例のN不動産の計画地も指定地に含めよう、計画をやめさせるわけにはいかないので、若干の規制を考えようということにしたんです。木造にするとか、瓦は黒くしなさいとかいうことですが、これは当時記念物課長であった柳川さんの発想です。柳川さんはたしか一度こちらに来ていると思うんです。

司 会

宅造そのものはやむを得ないということになったんですね。

仲 野

やむを得ないようにさせられたということです。私としては面白くないんですけども、これは県が降りたんですね。結城さんという課長がおられて、東京に来て、県とし

てはやむを得ないと、こうきたわけです。私としては梯子を外されたというような気持ちでした。不動産会社が土地を取得しているものについて、これを止めるからには金を出さなければなるまい、いくらぐらい出せばいいのか、ということで誰かに頼んでN不動産に当たるわけです。そこで交渉してもらうわけですが、県としてはその交渉はやめるといふ返事が東京の方に来るんです。県としてはやむを得ないということです。で、柳川さんも、県がそういうのであれば仕方ないということになるんですね。ただし、無制限というのはだめだということにしたわけです。

司 会

瓦の色を黒にしろとかいう、あれは柳川課長の発想ですか。

坪 井

それは、古都保存法がそういう形で規制を設けているんですね。

司 会

じゃあ、それに習ったわけですね。

坪 井

そういうことです。

司 会

この資料に挙げているN不動産㈱云々というのは、N不動産㈱の会社に確かめたんです。会社にその時の合議書が残っているそうです。ですから、3月30日付けで用地買収の計画を決めたということです。ところが、その前に地主さんとは交渉しているみたいですねえ。ですからその前から地元では、あそこはN不動産㈱が買うそうだという話があったんですね。県が降りたというのは、おそらく金を出せば引くかといった場合、簡単な金額ではなかったからだと思いますがねえ。N不動産㈱としては、あそこを開発し、それを売って儲けようという計画だったでしょうからね。

吉 塚

あそこを売る場合、あの当時坪いくら位で売ったんでしょうかね。

鬼 木

私もちょうどその時地主でしたがね、もうこの時以前に買収は終わっていたわけですよ。

仲 野

ですから、文化財保護委員会と県とが話し合いを始めるのは、およそのことが全部決まったあとであって、一方では開発のための土地買い上げがかなり進んでいる段階ではなかったかと思いますね。

鬼 木

それで、国と相談したけれどもどうしても金額が折り合わない、そこでN不動産側としてはもう何もなかったことにして全部お返ししましょう、それで今度は金を返してくれというわけです。しかし、売った金をじっと持っておればいいけれども、もうないわけです。（笑声）それでN不動産側にやかましく言って、何とかしろというわけです。N不動産側もやっと腰を上げて、それじゃもう一度交渉しましょう、ということになったんです。

司 会

その時はN社にも開発を許可されるかどうかかわからない、という不安があったわけですね。

鬼 木

そうです。そうした心配があったわけです。

仲 野

だからN社としては、やばいところに首をつっ込んだものだったと思ったわけです。そこで土地の値段は一体いくらぐらいするのか、国にその支払能力があるのかということになったと思いますが、単年度では無理だというようなことを言ったような記憶があります。そうやってN社が宅造するのは認めるが、積極的に指定地の中に入れるということにして、半分、西の方半分はやめてもらったんです。そして、これ以上は掘げない、という約束をN社がするんです。要するに、大野城の一角にこれ以上の宅造計画はしません、少なくともわが社はしません、ということになったんです。実はもっとずっと西の方までいきたいという計画はあったようですが、それはやめます、という約束をしたわけです。それから、あそこの団地計画の中でも、若干譲ってもらった所があったかも知れませんが。西の方ほんの少しだったと思いますが。

司 会

それはもちろん造成工事が始まる前ですね。

仲 野

そうです。そう言われて見ると、造成工事も一気になされたわけじゃなくて、いくつかの段階に分けて行なわれたように思います。

吉 塚

そうしますと、文化庁の方ではもう37・8年頃から追加指定の考えがあったわけですね。

仲 野

昭和38年だったと思います。私がそのような考えを自分ではっきり持ったのがですね。その時、役所で会議にかけたというようなことはありません。

吉 塚

そうしますと、森田町長が指定を解除してくれと陳情書を持って行ったという、そのへんが引き金ですか。

仲 野

そうですね。それで、解除しろと言われるからには、一体どんな指定をしているんだということで調べて見て、何でそんな小さな指定をしているんだ、何かおかしい、という感じを持ったように思います。

坪 井

戦後の経済がやっと復興し始め、こういう所の土地を売買して家を建てようかというような話は、平城京の場合もそうですが、まず指定解除してくれということから始まるのはどこでも同じなんですね。みな同じパターンですよ。まずそんなややこしい規制があるのは困る、だから解除してくれ、で、解除できないのならば買い上げてくれ、ということになるんです。つまり昭和30年代に入って経済が復興してきて、周囲が開発されていくにしたがって、史跡指定地の中まで家を建てたいというような話がからんでくるわけで、これは全国同じなんですね。

司 会

今までのお話で、指定拡張が表面的に問題になるまでのいきさつについては、かなりはっきりしたと思います。これまでのところは、記録もあまり無く、また重要な部分でもありますのでかなり時間をかけましたが、私どももたいへん参考になりました。

平 野

それには、裏話もずいぶんあるみたいですよ。（笑声）

司 会

それでは、ここでしばらく休憩にします。

休 憩

（午後3時10分～3時25分）

司 会

それでは再開いたします。これまでの部分に続きまして、太宰府町議会の中に史跡対策特別委員会ができるあたりまでのことについて、話を進めていきたいと思いますが、その前に、休憩前のことに関連して何かお話がありましたら発言してください。

仲 野

先ほど休憩前に私がお話ししたかったのは、指定の範囲のとり方についてです。私がひとつ困りましたのは、現在の文化財保護法の指定は遺構主義だということです。遺構のある所だけを指定しておこうということです。しかしそれではどうしてもカバーできない部分が出てくるおそれがある、それをどうやって埋めるかということで私はずっと悩んできたんです。それには法律を改正するしかないんですが、それはさておいてどうやれば大宰府全体を保全できるかということに苦心するわけです。それで都府楼跡、学校院跡、それに観世音寺というものを指定するにしても、その北の方の、現在は団地になっている部分を指定するのに、どんな根拠を示すかということに頭を痛めたわけです。それで、恥ずかしいことながら、江戸時代の貝原益軒の『筑前国続風土記』とかまで参考にせざるを得なかったんです。それには36子院ということが書いてあるんですが、それにたよって、そこにある字名と一致する場所を拾っていくんです。その時渡辺さんあたりに相談した記憶があります。そうやって必死になって捜すんですが、当てはまる所が36箇所はないわけですね。36というのもいい加減なものだと思いますが、そうしないとこちらが思う部分を全部覆えないわけです。またそれらが観世音寺の近くにちょこちょここと固まっていたりも困るんです。なるべく遠方に広がっていてほしいわけです。そのことで悩みましたが、かと言って、根拠がないのを無理じいするわけにもいかないので、字名でも拾えない所は外さざるを得なかったんです。ですから、同じ団地の中でも指定できない部分が出てくる結果になったんです。まあ結果的にはかえってそれがよかったのかも知れません。

それからもう一つ。さきほど言いましたように、41年の秋に指定の会議にかけられるわけですが、その前に柳川課長がこちらに来ていらっしゃるようですね。そしてその指定の会議の際にもめ事が起こったんです。というのは、事務官の人たちは、指定の対象がそんなに広いとは思っていなかったようですね。追加指定はたいへんいいじゃないかということだったんですね。ところが話を聞いているうちに、えらく広い所を指定するんだということが認識されるんです。そこで、あまり広すぎて問題がある、もう少し縮小しろ、と主張されたのが井上光貞さんでした。井上さんは当時保護審議会の臨時委員だったと思います。私はいろいろな説明に相当時間をかけて、結局それを突破したのを

よく覚えています。その当時は、文化財保護委員会の事務局長が宮地さんの時代で、どんどん指定をしろという方針でした。そうした時流もあってこの指定を提案したということです。しかしいよいよ審議会の時には、事務局長が村山さんに交代されていて、指定告示はとにかく地元を説得してからにしろと言われたのを記憶しています。そういうわけで、事務局長の交代によって、指定に対する姿勢が慎重になる時代に入ってしまったんです。

吉 塚

そこでお尋ねしたいんですが、文化財保護委員会としては当初から建設省の古都保存法との関連などは考えていなかったということですか。

仲 野

いや、それはもうちょっと後の話で、42年ぐらいのことだったと思います。

平 野

42年のことで、建設省にはずいぶん連絡しました。

仲 野

都市計画のことは心得ていましたが、41年10月の会議の時は古都法は直接は関係ありません。

坪 井

古都法に関しては、はっきり言って建設省が逃げたんです。

平 野

逃げたというか、建設省はこっそりこちらへ来てみているんです。そして、「とても平野さん、あれはできませんよ。」と言うんです。ここの反対の空気もあったんでしょう。当時の建設省は今の建設省とは違うんです。今は多少体質が変わっています。従来のような開発一点張りではやっていけなくなりましたからね。

司 会

県の都市計画課も古都法のことでこちらへ来ています。

坪 井

古都法が逃げた理由としては、あくまでも天皇をかつぎ出したんです。実質は、そんな所までたこ足みたいに手を伸ばしたんじゃないかということがあるんですけども、理由としては天皇がいた所は仕方がないということを挙げるんです。今でも。

平 野

われわれ研究職、県や市町でいえば技師にあたるんですが、研究職は研究の分野

で行政にタッチしているので、広域指定といってもその根拠がいるんです。仲野さんが先ほどからその根拠に苦労した話をされたけれども、当時そうした広域指定の問題がたくさんあがってきてたんです。例えば、横浜の稱名寺です。これはS鉄道㈱不動産部による開発の問題ですが、稱名寺の場合も、ここと同じように、結界といってお寺の中心部だけしか指定していなかったんです。そこは周辺に山があって全体でひとつの弥勒浄土の世界を形成していたわけです。その山を全部崩して宅地造成をやろうというので、もうブルドーザーが入り込んでいました。その時私が困りましたのは、結界図はあるけれども、境内図がないんですね。大体山の稜線から内側が境内だということは推定できますけれども、根拠がないんです。その時助けてくれたのが、いま歴博の館長の石井進さんで、京都大学まで行って境内図を捜してきてくれたんです。そのおかげで根拠ができたわけです。それで、仲野さんが言う遺構主義からすると、ここは何も出てこない所なんです。だけど境内が消えてしまったら稱名寺はないわけでしょう。いまは整備されて、池のある立派な庭園を伴った昔の稱名寺に近いものが再現されたわけですが、そのように遺構がないからといって境内が消滅してしまえば、お寺の環境も一変するわけです。それで、観世音寺の子院のところについては私も聞きました。私は大丈夫だと言ったわけですが、その頃、稱名寺のほかに、越前（福井）の朝倉遺跡などもありまして、広い範囲にわたってどこからどこまで指定するかという問題がありました。その場合それだけの根拠を提出しなければならない。稱名寺の場合は境内図が出てきたので大幅な開発を止めることができたんです。当時そうした大きな遺跡の指定問題が相次いでいまして、みんな後手に回っているんです。その中でも平城宮の東院がいちばん緊急で、その次が大宰府だったと思います。東院は最初失敗したんですね。東院という張り出し部分はないと思ったんです。ところが調べてみたら出てきたんで、これも後手に回った。ですから大宰府も稱名寺も、武蔵国分寺も、それから平城宮も全部国会にかかったんです。国会の質疑はこの資料にもありますよね。そういういきさつがあって、私達としては、単に広く指定すればいいという、そんなものではないんです。できるだけぎりぎりに抑えるとともに、ここからここまではぜひ残さなければいけない、というようなことを常に考えるわけで、行政との関係ではそこに苦労があるんです。まあ、そういうことがあるということを知っていただきたいわけです。

司 会

ここの資料に41年当時の陳情書がありますが、これを見ますと、「なんでそんなに広く指定しなければいけないのか、広くとっておけば、その中になんとか含まれるだろう、というやり方ではたまったものではない。」とあります。これが当時の地元住民の

率直な気持ちだろうと思うんです。そのへんがいちばん問題であって、いまだに尾を引いている面が若干あります。

吉 塚

まさにそのとおりですね。

仲 野

私は先ほど大野城の話をしましたけれども、大正10年の指定は本当に遺構主義で、どうしようもなかった、それで泣いたわけですから、そのようなことは再びやるべきでない、しかしやたらに論拠のないことをやるわけにもいかない、ということなんですが、それでは大宰府の範囲はどうするのが正しいのか、歴史的・学問的に根拠を踏まえて指定をしたい、けれども発掘調査を待っていたらいつのことかわからないので、私は終始その問題から逃げることはできなかったわけです。

それから、先ほど出ました古都保存法の話ですが、私は建設省があまり頼りにならなかったということではなかったと思います。やるべきことはやったと思っています。といいますのは、古都保存法ができあがっていく経緯というのがあります。この古都保存法をつくるにあたっての立役者というのは、当時の鎌倉市長のYさんという方なんです。自分の行政区画内の問題を、自分のところの金を使わないでやろうという発想があったわけです。このY市長という人は、実は河野一郎さんの系列だったので、その間で話があったわけです。そして、田中角栄さんが新潟新幹線を作るのに新潟だけやったんでは具合が悪いので鈴木善幸さんを道連れにして東北新幹線と一緒にやった、というのと同じで、鎌倉だけではいけない、一地方だけで特定のことに法律を作ることではできないので日本全体のこととして理屈をつける必要がある、というので京都と奈良を道連れにしたんです。目的は鎌倉を格好よく残したいということだったと思います。そんなことがありまして、この法律ができる過程において、どこがその発議をするかということになったんです。で、当初は文化財保護委員会の記念物課が所管するということになっていたんです。柳川課長のころですが、柳川さんの発想とは思えません。柳川さんも河野一郎さんの系列だったんですが、その当時一生懸命走り回るわけです。その時、記念物課が主管する文化財保護法を廃止して別の法律を作る作業を始めるわけです。つまり、歴史的なものを護る法律と天然記念物とか自然現象などの関係のもの、それに美術品とか建造物などを扱う法律という具合に、文化財保護法のようにすべてを一本にするのは無理があるので、それらを分けようとしたんです。その時に自然環境を含めた遺跡の保存という発想をするわけです。法制局と相談したりして、その発想もいいところまで行くんです。そんなことがあって、結論から言いますと、河野一郎さん

が建設大臣の時だったと思いますが、古都保存法は総理府に窓口を置いてその事務的なことは建設省がやるということになって、今の法律ができあがったわけです。その前がそういういきさつなんです。ですからそれはまさにその当時もがいてた一つなんです。とにかく小面積のことしかできない。だから極端に言えば、ある山城があって、そこだけ残ってあとは全部削られても、それで指定が成り立つ、とは思えなかったんです。そうすると指定のあり方というのは、遺構のある所だけでは成り立たない、と、そういう苦しみから皆で話し合っってそういう発想をした時期があるということです。そこで古都保存法ができあがって、建設省としては都市計画で用途地域を決める、という方法が生れてくることになるんですが、すでに調整区域として残すのがもう手遅れの所については、協力できる一つの方法として都市計画から外す、つまり白ぬき地域にすることしかないということになったんです。つまり開発できない地域にするということです。その意味で私は建設省は悩みながらも何かはやってくれたんだと思っています。そして用途地域を見直す時に調整区域にするという方法も5年単位で理論的にはできたはずです。そういう方法もあるからというので妥協したわけです。

吉 塚

古都法の中に、歴史的風土云々、という文言がありますが……。

仲 野

ええ、ですから古都法の成り立ちからして、建設省もそれを積極的に引き受けるつもりはなかったんですね。ただ公園の予算が欲しいということだったんです。実は8割という補助率に段々統一されてくるのも、古都法が8割だからそれに倣えということがその後起こるわけです。つまりいい手本にして大蔵省を攻めたということです。

吉 塚

いや、太宰府市で史跡地の占める面積が全体の15%にもなるんですよ。

仲 野

そうですね。だけど、建設省の側からいえば、自分たちは自由にデザインできる面が欲しいんであって、歴史的に大事だからというような面倒くさいところは欲しくないんだ、と本音を言っていました。だけれども、そういう法律ができて、建設省がその事務をやるということにきまった以上は、何かしなければならぬというわけです。その後平野さんが赴任されて、大宰府を入れてくれ、多賀城も入れてくれ、さらに平泉の一角も全部入れてくれということを言うけれども、結局それらは全部受け入れられなかったんです。というのは、仕事はそんなに欲しくないという基本的な考えがあったようですね。しかし、太宰府については、何もしなかったのではなくて、少しは手助けをした

つもりでいます。

吉 塚

いや、これは冗談として聞いてほしいんですが、文部省の方は相変わらず金がないが、建設省の方は文部省よりもはるかに予算が多い、ということもあったわけですよ。

平 野

先ほどちょっと申しましたが、現在は建設省内の環境や文化に対する考え方が変わってきているんです。長良川の河口堰問題と、中海の干拓^{なかのうみ}ですね、あれは両方とも失敗でしょう。手痛い打撃を受けているわけですよ。そのことが直接の原因かどうかは知りませんが、現在都市の歴史環境や河川の自然環境の問題など、建設省なりの形で関与してきているわけです。ですから、これから太宰府市がそういう工夫をこらされる分は、昔私がやって来た頃とは違うと思います。例えば松江のような都市でも、今建設省が積極的に入り込んできているわけです。水郷として松江城の内堀・外堀の水質浄化や整備を建設省の予算でも市がやろうとしているんです。しかし当時はまだそこまで来てなかったですよ。ただ協議はしました。明日香・藤原の場合も、建設省の会議室で古都保存法に関して何回も協議はしました。しかし、私どもの考え方とかなり食い違いがありましたね。

司 会

地元では、建設省には金があるだろう、少しは地元に金を出してもらえるんじゃないかという期待もあったんですよ。

平 野

いや、それは大宰府の指定の問題が始まった時から同じですよ。金もない官庁が大きなことを言ってもらっちゃ困るというわけですよ。

司 会

結局古都保存法は太宰府には来なかったんですからね。だからそのへんはあんまり有り難くないと地元では思っていると思うんです。

平 野

ただ私は、文化は金じゃありません（笑声）と言ったんじゃないですかね。

司 会

いや、それでは通用しなかったわけですよ。

平 野

いや、結局はそれを聞いてくれたわけでしょう。また後から言いますが、結局残った

のは金じゃなかったわけでしょう、金だけではなかったということですよ。

司 会

そこで、ひとつお尋ねしたいのは、A・B・C三地区案というのは最初どこから出たんですか。

平 野

最初ね、福岡県が持ってきたんです。42年。この年は、まさに指定反対一点張りの年なんですよ。当時の中村町長さんが見えて、苦痛の色を浮かべておられましたよ。

司 会

その頃の歴史はまさに地元の抵抗の歴史ですね。「文化庁の野郎！」という時代ですよ。

平 野

そうです、そうです。県が規制の方法は考える必要があるんじゃないかということで文化庁に来られ、私達もそれはいい案じゃないかということになったんですよ。

司 会

参議院の小野明さんの質問が国会でなされたのもこれに関連しているんです。ここの資料にありますのでお読みになったと思います。

それから、国道3号線のバイパスと九州縦貫道の問題もこの頃から出ているんです。私はその当時平野さんと一緒にずいぶんあちこちまわった覚えがありますよ。

平 野

あれは、三重苦だったなあ。

司 会

実はその頃福岡県の文化課をつくる準備を私はさせられましたが、その文化課ができたのは、変な話ですが、このバイパスと九州縦貫道のおかげなんです。文化課をつくる財源は、人件費を含めて、これらの道路の調査委託費だったんです。当時全国で文化課があったのは京都と奈良だけだったんですが、それ以外では福岡県が最初なんですね。しかし、その発足もそういう苦しい出発だったわけです。

そしてその頃太宰府町の議会に史跡対策委員会ができたんですが、その史跡対策委員会ができたいきさつについて、帆足さん、何か覚えていらっしゃるでしょうか。その頃はずでに指定反対ののろしがあがっていて、吉塚さんあたりがやかましく言っている頃ですよ。

今 村

その当時太宰府町の議会では、何か特別の問題が起こると特別委員会をつくるという

のが流行みたいなものだったんです。私は当時議会を担当していましたので覚えているんですが、水道対策特別委員会ですね、それから都市計画対策特別委員会、それにこの史跡対策特別委員会、さらに合併対策特別委員会というふうに4つか5つの特別委員会があったんです。本来こうした特別委員会というのは、せいぜい1つか2つぐらいのものでと思うんですが、当時は何でも特別委員会ということだったんですね。しかしこの史跡の問題は特に重要な問題だ、これはぜひ特別委員会を設けて対処する必要があるということで設けられたと思います。

司 会

しかし、この特別委員会ができてから、町の意見がすごく活発になりました。それはおそらく、帆足委員長・藤野副委員長という二人の猛者がいたからだと思います。

平 野

そう思いますよね。特別委員会ができてから、私たちもこの人たちと話せばいいという目標ができてね。喧嘩もしましたけれども、また話しやすくなったというか、いっしょにご飯を食べながらいろんな話をしたでしょう。ですから非常によかったんじゃないでしょうかね。中村町長さんにお話しするよりは、この特別委員会に話した方が早かったですからね。（笑声）しかし中村町長はやっぱり苦労なさったんですよ。追加指定の話が出てから、中村さんは何回も来られたんです。指定の範囲を縮小してくれ、大宰府の府庁と学校院・観世音寺だけに縮小してくれという話です。それからA・B・Cのランクは地元でもあんまり人気がない、不信感があるということでしたが、そうおっしゃりながら、一方では土地買い上げの話をされる（笑声）、という具合でいろんな話を持って来られたんですね。それは非常に記憶に残っております。

それから土地買い上げについては、42年の11月に渡辺さんも見えています。この時には、合計11,000㎡の土地を買いあげてくれということでした。ここにちゃんと記録があります。町と県の負担率まで書いてあります。

司 会

その時の割合は8・1・1ではないでしょう。

平 野

これはおもしろいですよ。町が3,000㎡、県が8,000㎡という面積分担をしたんですね。案ですよ。これは実現はしていません。ですから町と県の負担率は少しずつ動いてきたんですね。最初は8・1・1ですね。それが大型予算を組むようになると、町が5%、県が15%、国が80%ということになります。そういうことでだんだん落ち着いてきたんじゃないんですかね。

坪 井

私の記憶では、当時福岡県副知事の三宅さんが、町にそんなに負担させるのはたいへんだから、町は５％でいいんじゃないかと言いつけられたと聞いています。

司 会

そうかも知れません。あの頃県の教育長は現在九州歴史資料館長の吉久さん、森田さんが次長でしたが、私が相談に行くと、ここに持って来られてもよく分からん、直接副知事に相談しなさいと言われて、私は副知事室に日参しましたよ。三宅さんは熱心に話を聞いてくれました。ですから、その負担率の問題も当然出たでしょうね。

坪 井

あの時、三宅さんはヘリコプターでこの辺を視察したという話もありますかね。

渡 辺

小郡の発掘現場をヘリコプターで見てもらった序でに、この辺も見てもらったということだったと思います。

司 会

それから、当時文化庁の今長官が都府楼跡に来て、地主の人たちと会っているんですがね。

平 野

それはね、昭和４３年９月２８日ですよ。新聞の記事をとってありますが、２７日に元寇防塁跡を視察しましてね、その後こちらへ来たんですよ。私もその時ついてきましたんでね。

司 会

その時どんな話をしたんですかね。私もその時立ち会った筈なんですがね。

平 野

ああそうですか。地元の方がね、朝１０時ぐらいから来ておられたらしいですよ。今さんは最初大野城に登って、降りて来たのは１２時をまわっていたでしょうね。そしてそこで地元の人たちに囲まれたんですよ。要するに強力な指定反対ですよ。そこで今さん、あの人そういう体質の方ですけど、本当に困ったことがあったら長官に直接手紙をくださいと言われたんです。そして指定の告示はあくまでも皆さんの了解を得てやりたいということと言われましたね。観世・国分・坂本の方々が約３０人ぐらい見えたと思います。

司 会

ちょうどその頃、Ａ・Ｂ・Ｃ地区案のうち、Ａ・Ｂの部分それぞれ縮小してくれ、

という話が出てくるとと思いますが、これは地元の要望があって県から出したんでしょうか。この資料にもあるように、史跡対策特別委員会がA・B・C地区の範囲縮小の意見を出して、文化庁に持って行ってるわけですね。

平 野

地元からはその頃何回も上京して来ておられるんで、そうした際にその話も出ていますよ。今長官と会った後で、そうやって来られたんでしょうね。

それから、43年の5月に藤井功君が県に赴任したんですね。これも大きな一つの事件ですよ、人材の問題としてはね。

司 会

私、大宰府調査を担当してもらう人材について坪井さんにご相談してしまして、その選定をしていただくようお願いしていたんですよ。そして、決めたから会いに来いと言われて、奈良まで行ったんです。それが43年です。私が藤井君に会ったのはその時が初めてです。

坪 井

実はその前があるんだ。太宰府も、それから多賀城も両方話を進めていたんですが、やっぱり発掘調査しないと細かいところは分からないんだ、ということで調査体制を作る必要があるという話があったんです。

平 野

それは43年に入ってからですが、それよりさきに平城宮に調査指導委員会があったんですよ。それで太宰府と多賀城にも委員会をつくることを急いだんです。

司 会

坪井さんはまだその頃文化庁におられましたかね。

坪 井

43年の3月までいましたよ。ですからその前に、私がまだ記念物課の調査官の時、福岡まで来て、地元のO氏に大宰府の調査担当者になってくれませんかとお願ひしたんです。九大教授の岡崎敬君といっしょに頼んだんですが、断られたんです。それで仕方ないから、じゃあ奈良文研から藤井君と、そのほかに藤井君が選ぶ何人かを出しましょうということになったわけです。

平 野

福岡県の文化課が強化されたのは、44年度の新年度に入ってからですよ。

司 会

そうです。文化課ができたのが昭和44年の4月ですから。調査はその前、文化課が

できる前からもう始めていたんですよね。藤井君に来てもらって。

平 野

そこで、この資料には落ちていますが、県の調査体制を強化する必要があるということで、坪井さんともいろいろ相談しながら、われわれも強くプッシュしたんですが、それと並行してもう一つ調査指導委員会のことがあるんです。強力な委員会をつくる、まあ失礼な言い方かも知れませんがあまり役に立たない人はいない、ということで文化庁で原案を作り関係方面と交渉しましたが、九州では難航したんですよ。

司 会

人選は文化庁でやってもらったんですよね。

平 野

いや、県にも相談しましたよ。

司 会

相談は受けましたけれども、私どもの方には、この人がいい、あの人がいいというようなことはわかりませんのでね。ほとんど文化庁の言いなりでしたよ。しかし、^{そうそう}錚々たるメンバーでしたね。

平 野

そうです。それでいろいろ協議して、委員長を竹内理三先生、副委員長を鏡山猛先生にお願いしようということになり、私はどなたか県の人といっしょに竹内先生のお宅まで伺って、快諾を得たんです。それが昭和43年のことで、第1回の委員会が7月1日です。これも当時の新聞記事があります。それで、学校院跡から発掘調査を始めようということになったんですが、委員長が地元の人たちのことを非常に顧慮されて、その会議には県知事と地元の委員会の方が出席されたんです。オブザーバーでしたけどね。たしか帆足さんも出席されたと思いますよ。あれはどこでやりましたかねえ。

渡辺・坪井

天満宮じゃなかったですかね。九歴はまだできていないでしょう。

平 野

夜、旅館で会食をしましたね。県知事の亀井さんが熱心でねえ。それが7月1日でしたね。

仲 野

その前、多賀城の調査委員会と大宰府の委員会の委員の振り分けをやったんですが、それには原則を設けまして、同一の委員を二・三人程度両方に入れようということにし

たんです。坂本太郎先生と井上光貞さん、坪井清足さんというような方々だったと思います。それは太宰府と多賀城でお互いに情報が交換できるようにという発想でした。

坪 井

それは今でもまだ続いているんだよなあ、両方とも。

平 野

そうです。坂本・井上・坪井のお三方が両方兼ねたんです。

仲 野

その時小田富士夫さんの扱いをどうするかということで、幹事というような名称にして入ってもらったといういきさつがあるんです。

平 野

第一回の委員会には太宰府町長と、それからここにおいででの史跡対策委員会の帆足さんなどにも出ていただいたと思いますよ。

司 会

帆足さんと藤野さんはたしか来てもらったと思いますよ。何しろあの当時、太宰府町で史跡の問題についてはこの二人を除いて誰もいないという時代でしたからね。

吉 塚

そこで、発掘調査の鍬入れになるんですが、その前に地元のわれわれとしては発掘調査というのがどういうものかよく知らないもんですから、藤井さんが多賀城に行って現場を視察したらどうかと言うので視察に行った記憶があります。

鬼 木

多賀城には私たちもいっしょに行ってきましたよ。

坪 井

多賀城はもうその頃掘っていたんですよ。ただ岡田茂弘君が行って組織的にやるのはもうちょっと後だと思いますが、東北大の伊東信雄先生が毎年掘っておられたんで、それを見学に行かれたんじゃないですかね。

司 会

県が太宰府で発掘調査を始めて地元と接触を始めてから、空気がだいぶ良くなったんですよ。

平 野

ですから、なぜそういう体制を組んだかという、これだけ必要だから追加指定をいたしますと言っても、了解はなかなか得られないだろう、だから全国的に注目されている遺跡であることを周知していただくために、とにかく発掘して見てもらおう、という

ことだったんです。そして住民の方と話した時私に、「調査官、もう掘っても、もぬけの殻ですよ。みんな昔うちのじいさんが持って行っちゃった。(笑声)」と言うんですね。つまり発掘の体制を組んで調査し、中身を知ってもらおうということで、非常に緊張していたんですよ、当時は。今の発掘調査と比べたら全然問題になりませんよ。どこを掘れば納得していただけるかというわけです。

司 会

だけど、わりと遺構が出ましたからね。

坪 井

だから、出そうな所しか掘らないわけだから……。43年には石松好雄君はまだ奈良国立文化財研究所の平城宮跡発掘調査部にいたんだな。将来太宰府をしょって立ってもらわなきゃいけないから、本場で修業してもらおうということで引っぱったんですよ。で、その頃藤井君が地元にて皆さん方といっしょにやったのはよかったんじゃないですか。

司 会

いやあ、あれは非常によかったですね。地元に住まなきゃだめだということで、天満宮に下宿して頑張りましたからね。

平 野

あの頃よく夜に電話がかかってきましたよ。地元の人たちといま酒飲んで回ってるんだとかね。

吉 塚

いやあ、よく飲みましたよ。

司 会

飲まなきゃ話ができない相手だということでねえ。藤井君はあの頃身体をこわしたと思いますよ。

吉 塚

おいおい、それじゃ何かまるでこっちがどうかしたみたいじゃないの(笑声)。

司 会

だけど、その頃から地元の空気が良くなってきたのは確かですよ。彼の努力があったからでしょうね。

今 村

杉原信彦課長が見えたのはその頃でしたかね。

司 会

それは昭和44年4月のことです。文化課発足と同時に来て、2年間いたんですよ。
私は2年間ずっと酒をつき合わされましたよ。

平 野

それから、これはいつから始まったんですかね、仲野さん。九州歴史資料館を多賀城と並んでつくるという話は。

坪 井

大阪で万博が始まる前に、平城に大極殿を作れという話があったので、その代わりに平城宮跡資料館を作りますというので万博の際作るわけですけども、その時に同時に九州と多賀城に歴史資料館をつくりますということになったんです。

仲 野

その前に、杉原さんを福岡県の文化課長にするにあたって、誰を課長にやるかというので文化庁の中ではいろいろ話があったんです。記念物課を始め、事務官も含めて人選がありました。吉久さんから初代の課長はそちらからよこしてくれという話があったもんですからね。それで誰も人がいなくて結局杉原さんにご苦労願ったということです。

平 野

太宰府課長みたいなのがありましたよね。

司 会

ええ、ここにはよく来ましたよ。

帆 足

私もよく会いました。酒もよく飲みましたよ。

平 野

そういうふういろんなことで強化を図ったんですね。

司 会

そうですね。発掘調査の体制、行政の体制、それに九州歴史資料館の設置というふう
にですね。

有 吉

明治百年記念事業として政府が新たに国立博物館を作るというので、昭和42年に福岡県が立候補したんです。

坪 井

今千葉県佐倉にできている歴博の候補地として九州も立候補したわけです。

有 吉

だから、そういうことで天満宮の宮司が土地を5万坪寄付したんですよ。ですからその後始末もあったんですよ。

司 会

歴博に福岡県が立候補したでしょう。だからその誘致の仕事をやる必要がある、というので私は引っぱられたんですよ。当時の社会教育課長の結城さんからね。私はその誘致の仕事をしばらくやったんですよ。しかし、どうもむずかしそうだということになって、知事は国博が来ないのであれば福岡県で何かを作ろうと考えたんです。それが文化庁の歴史資料館という話と合致したということです。亀井さんがその話に乗ったわけです。

平 野

ですから、なぜ「九州」「東北」という名前をつけたかということ、将来私どもは国立機関にもっていきたかったわけですよ。われわれ研究職の内々の話ですけどね。

司 会

われわれ県の設計の段階では、「福岡県立歴史資料館」という名称だったんですよ。それを文化庁の方から「九州」にしろと言われたんです。

平 野

それが新聞に出るのは44年11月3日の朝日の夕刊ですよ。太宰府の史跡公園化というのといっしょに出るんです。「太宰府を史跡公園にしようという地元の案が強い。と同時に九州歴史資料館を設置する。」という記事が出ているんです。で、「敷地は太宰府天満宮が17万㎡を提供する。」とあります。

司 会

それについては、町長が土地取得に町がタッチするのはまずいということで、当時は農協の組合長であった有吉さんを推薦され、有吉さんのご協力で天満宮の土地をもらいに行ったり、隣接する民有地の買い上げをしたりしたんです。そのおかげで、いただいた土地の一角に県が歴史資料館をつくることになるんですが、しかし間もなく国博が来るんで、来たら土地ぐるみそれを国に差し上げようというつもりでいたんですよ。

坪 井

明治百年記念事業として文化庁で歴博を作ろうということになった時に、手を挙げたのが奈良県と福岡県ですよ。昭和42年当時はまだ、その歴博の場所は、東京以外ということだけが決まっていたんです。それで私とその資料調査のためヨーロッパに1か月ほど行かせてもらったんですが、帰ってみると千葉県になったというんです。私は何か

騙されたような気がしたという記憶があります。それで、その時の話では、千葉県に成田空港をつくる代わりに、何か国立の機関をよこせと友納知事から話があったというんです。これを仕掛けたのは千葉県選出の川島正次郎さんですよ。佐藤栄作——川島正次郎の関係ですかね。

それで手を挙げた所がだめになったんで、何かやらなきゃいかんだろうということになったんですよ。

平 野

だけでも、国博を誘致しようという話は聞いていたけれども、それはわれわれがやった事業ではないんです。九州と東北の歴史資料館というのはわれわれが最初から計画していた事業なんです。

司 会

ですからね、歴博が蹴られたから仕方がない、県で何かやろうと、そうしないと知事としての顔が立たない、というので資料館の設計を始めろ、と言って来たんです。

平 野

だからタイミングが良かったわけだ。

司 会

そうです。ちょうど文化庁の歴史資料館という考え方と一致したわけです。そしてその時、地元からだいぶん突き上げられたんですよ。地元の三区からですね。なぜ史跡地の中に作らないんだ、そうすると地元が潤うのに、というわけです。例えば、資料館の中に売店や食堂を作って自分たちにやらせよ、というようなことです。こちらはそんなつもりは最初からなかったんですけどね。

吉塚・有吉

いやいや、あの時はそういう話だったんですよ。何か作って、地権者の皆さん方にそこに入ってもらう、という話だったんです。それもこっちから言い出した話ではなく、県から出た話ですよ。

帆 足

県がそうした施設を作ったら、そこの仕事は地元の人たちに優先的にやらせる、と言うから、なぜここに作らずに向こうに作るんだという話になったんです。

鬼 木

私たちはその話を聞いたから、そんな施設がある所の食堂とか売店などをあちこち見に行ったんです。

司 会

そう言えば非常に熱心でしたもんね。

仲 野

九州歴史資料館ができるいきさつについては、いまお話があったとおりだと思いますが、歴博とは別のルートのことなんです。ただ歴博を作るにあたって、どういう発想で何をやるかという議論がずいぶん後まで続くんですね。場所は決まっても昭和50年ぐらいまではその話が続くわけです。で、場所については、東京以外ということで、奈良だとか、福岡だとかの話は途中でありましたけれども、最終的には横須賀がいちばん有力でしたね。米軍の基地が返って来るということでその跡地にするというわけです。そこも電車で行くには遠いじゃないかというように、いろいろ議論をしていたんですが、ある日突然、これは全く政治的と言うべきか、千葉県佐倉に決まるわけです。今長官がある夜、某所に呼び出されて、私は今さんから直接聞いたんですが、行ってみると、そこには川島正次郎氏と某氏がいて、いやおうなしに結論だけ言われて、わずか数秒で終わっているんです。いわば申し渡しですよ。

平 野

あれにはわれわれも唖然としましたよ。それで急転直下「佐倉」ということに決まったんです。

仲 野

そこで研究職としては、博物館という名前の国立の機関は今の状態でいいのか、再配分あるいは再構築の必要があるのではないか、というので現在の美術を中心とする施設とは別に、日本の歴史を考える上で不可欠の地域に国立の施設のネットを組む必要があるんじゃないか、という話をするわけです。その時には九州・東北のほかに北海道が入っていたんですね。それは北方文化を扱うということです。東北歴史資料館は東北の歴史、それから九州の場合は第二次世界大戦前に植民地にあった研究機関というか、東南アジアとの交流の歴史を扱うもの、当時の台北や京城の博物館のような性格を吸収したものにしよう、とこれは平野さんの主張だったと思います。そしてそれらをセットしたうえで、歴博は歴博として、いずれそれと同じものに引き上げるという考え方で、当時、多分もう副知事になっておられた吉久さんともずいぶん相談をした記憶があります。

平 野

役所というのはわれわれが唖然とするようなことがあるんです。歴博も最初は監査官の松下隆章さんと、現在奈良博の館長の山本信吉さんが担当してやっていたんですが、

松下さんは専門が美術なんでよく分からない、それで松下さんが退いて私に回ってきたんです。こんな忙しい時に歴博の仕事なんか、と言ってる時に、今長官が石田尚豊君を専任として引っばって来てくれた。それでも私は1年ぐらい必死に歴博の仕事もしたんですよ。哑然としたと言うのはそのときのことですよ。佐倉にきまろうとは夢にも思わなかったんです。

坪 井

われわれが聞いていたのでは、佐倉を推薦したのはある皇族の方だということですね。あそこは連隊の跡地なんです。別の方がその連隊付きの将校だったんです。「あそこが空いているではないか。」というわけですよ。

司 会

ああ、そうですか。それじゃあの時、福岡に国博が来なかったのは、そのお方との関係もありますなあ（笑声）。

平 野

要するに佐藤総理と川島正次郎氏の間の話でできたんですよ。そしてその時は新幹線を作るというのが前提条件だったわけです。われわれはそんな不便な所でどうするんだと言ったんですが、交通手段として新幹線を作るからいいというわけです。ところがそれを全部外されたんです。梯子を外されたわけですよ。それでそのような不便な所になってしまったんです。

司 会

そういうことですか。しかし、国博を誘致しようと福岡県が手を挙げたおかげで、今の土地をいただくことになったわけですね。私はそのため、天満宮の前の宮司さんを騙したみたいで非常に心苦しい思いをしましたよ。

平 野

しかしめぐりめぐって来たからいいじゃないですか。現在、太宰府市に国立のアジア文明博物館が設立されようとしているからいいじゃないですか。

それから、昭和44年というのは、藤井君が直接文化庁に来ることが増えましてね、A・B・C地区の土地の買い上げ問題についてようやく具体的に話し合うことができるようになったんです。このA・B・C地区というのはずっと後まで、45年まで尾を引くことになるんだけど、勧銀の不動産研究所の査定が付けられてきたんです。その買い上げ評価額を持って藤井君が来たわけです。今だから言えるけれども、単価が1万5千円、但し政庁跡は1万円ということです。これは、学校院跡・観世音寺跡を含めてA地区は一律1万5千円だけれども、従来のいきさつがいろいろあるというので、こう

いう但し書きがついたわけです。だから、このころには話がかなり具体化して来たわけ
です。

帆 足

土地評価額の査定は3社にさせたんです。私どもはその中でいちばん高いところを
とって文化庁に要求したんです。

仲 野

そのころ一般的には、全国的に日本不動産研究所の評価をとっていたんですが、大規
模な所については普通の社からも取り、ばらつきがある場合には下の方を捨てるなどし
て、その平均値を採るというようにしていたんです。そういうルールでやっていたんで
すが、帆足さんが言われたのは、地元として独自に評価をさせたということではないで
しょうか。

吉 塚

それに、その鑑定価格は公開するという話でしたね。地元としてその価格で納得する
かどうかということがあったと思います。

司 会

それから、T住宅産業の問題というのは、どこのことでしたかね。

帆足・渡辺

それは観世の、蔵司の裏の所です。学業院中学校の手前の、池の下です。

平 野

それについてはね、私が地元から謝られたのはこれが初めてですよ。開発を見逃して
まことに済みませんでした、というわけです。地元の町としてたいへん不始末をやらか
しましたと言うんです。というのはそれだけ、史跡指定への気持ちが動いて来ていたと
いうことですよ。その前にもいくつかありましたよ、小さな宅地開発を無断でやり始め
る例がね。

鬼 木

しかしT住宅産業の件は、正式に農業委員会を通過していましたからね。農業委員会も
許可しているんですよ。

司 会

知らなかったのは県と町の役所だけだというわけですね。

鬼 木

そうです。それからもう一つ、今キャンプ場がありますね。あそこがまた転売してい
るんです。農地法三条による申請を出して許可になっているんですよ。

平 野

そんなことはちょいちょいありましたよ。私はここに来て見つけると直接現場に行きましたからね。そこで捕まえましたよ、間に合わないから。しかしそんなことをやったのは地元の業者じゃないよね。

司 会

だけど業者も地主を抱き込まなきゃできないでしょう。

吉 塚

いや、それは違いますよ。地主といっても太宰府に住んでいる者とは限りませんからね。よその者もいますよ。

司 会

不在地主というわけですね。

吉 塚

そうです。

帆 足

そんな話があってから、地元に住んでいる人が持っている土地についてはそんなことはありませんよ。

吉 塚

それは、長年かかって交渉してきて、交渉が段々佳境に入ってきている中で、地元に住んでいる人はそういうことはまずしていませんよ。

平 野

観世の谷川区長さんが亡くなられたのもあの頃じゃないですか。そのことも記録に残しておいた方がいいのではないですかね。非常に苦勞なさった区長さんですよ。

吉 塚

あの時は私も一緒でしたがね、観世の公民館でこの問題について史跡関係役員と協議していたんですよ。おそらく午後の7時か8時になっていたと思いますが、今日はもうお開きにしましょう、ということで立ち上がった時に倒れられたんです。

司 会

それは昭和44・5年のことでしょう。

吉 塚

確かもう、問題をどのように収めるかという話し合いだったと思います。

平 野

私はたまたま仲野さんと福岡に来ていたんです。それでびっくりして仲野さんと二人

で急遽予定を変更してここに駆けつけた覚えがあります。弔辞は読まなかったけれども、ご挨拶をしましたよ。

仲 野

45年の3月じゃなかったかと思います。寒い頃でしたよ。

平 野

それは調べておいて下さい。

仲 野

それで、全体的な流れとしては、43年の後半頃から、吉塚さんが言われるように少しずつ変わって来るんですね。

吉 塚

それはですね、藤井さんが来てからだと思いますよ。

坪 井

だから藤井君の着任という項目を入れておいて下さい。

平 野

それから、さっきのT住宅産業の問題はもう少し後の45年の4月じゃないかな。私のメモには、その時中村町長と帆足・藤野両史跡対策委員来庁と書いてあるよ。そこで初めて頭を下げられたとね（笑声）。

司 会

今調べてもらいましたが、谷川区長が亡くなられたのは44年2月9日だそうです。

今 村

それから藤井さんが来たのは43年でしたかね。それに杉原課長が来られたのは44年ですね。あの人は史跡の指定が終わったら、もう用はないとさっささと帰られましたかね。われわれとしては、杉原さんと藤井さんというのは非常に印象が深いですね。この近くに「宝来屋」という店がありましたが、話が長引くとそこへ行って相当激論を闘わしましたからね。

司 会

それからもう一つ確かめたいことがあるんですが、45年7月12日その農協会議室で地元に対する説明会をやっているんです。

平 野

その前に、6月9日地元の地区代表が文化庁に見えていますね。22名おそろいで来られましたね。安達次長、内山保護部長といっしょに私が出ました。これは長丁場でね、午後1時から会議が始まって一旦中断し、また6時から再開したんです。この時

がもう大詰めの会議で、A・B・C地区の買い上げの手順をどうしてくれるんだということが中心でしたね。国会の関係で次長が途中5時頃から6時まで抜けたんですが、その間ビールをたくさん飲んだんです。官庁の中でビールを飲むなんて滅多にないことですよ。安達さんが途中出る時にビールを出せよと言ったんです。お互い飲んでから、その後再開したんですよ。

司 会

ところがビールで騙されるような人たちではなかったでしょう（笑声）。

平 野

いや、しかしそういう雰囲気だったんだろう。この時にね、次長がB地区も全面的に買い上げましょう、と言ってケリがついたんですよ。つまりA・Bの差別はしませんということです。

仲 野

今平野さんが言われたことに関連して、この3年か4年のうちにだんだん雰囲気が変わって来んです。45年になってからだと思いますが、いつまでやっていても時間が経過するだけだ、告示の時期について決断しなければなるまい、ということがあったんです。そこで、最終的に指定の範囲だとかその他の諸問題について検討し、告示のための起案を始めるわけです。それは平野さんが東京女子大に行かれることが決まっていた時期なんです。そういうこともあって兎に角急がなければいかんということだったんです。45年3月だったと思いますが、平野さんと私と和田君の三人で詰めの手続きのため福岡にやって来たんです。これは岩下さんご存じだと思いますが、私はその時2週間ぐらい福岡に居るんです。そこで私は胃潰瘍になってしまって入院することになるんですが、要するにそのように決断する時期があったということを記録しておいた方が分かりやすいかも知れませんね。

平 野

それと関連がありますが、その時買い上げの予算を一気に大幅に伸ばすことになるんです。もうここらへんという雰囲気ですよ。この大型買い上げが新聞に出るのは45年7月10日ですけども、予算はその前に組んでいるんです。前年度の3倍に上げたんですよ。2億3千万円。今から見ると安いですけどね。新聞は「大宰府史跡買い上げ・大型予算」と大活字で報じました。そしてその頃、5月7日福岡ユネスコ協会が大宰府史跡の保存についてのディスカッションを開いています。これには中村町長と帆足さんも出ておられます。

仲 野

ですからそうやって予算を組んだりして、要するにいつでも告示できる体制をとったわけです。私は福岡に来て事務的な仕事、例えば図面を何度も書き直したりしてたいへんだったのを覚えています。

平 野

その時はいわば秒読みでたいへんだったんです。それで、その年の4月9日に三宅副知事が上京されて、知事選が近いから告示は慎重に願いたい、と言われました。この時には買い上げ予算の割り振りはもう済んでいたわけです。国80％、県15％、町が5％という割合です。ですから、皆さんがお見えになった時、安達次長がB地区も買いますと言った時はもう予算は決まっていたんですね。

有 吉

それで、44年までは県と町の割合が10対10だったのが、45年から15対5になっています。

仲 野

その時太宰府と多賀城については、買い上げ予算の枠の中でその分だけ別にしてしまいましたからね。

平 野

これについては文化庁全体が乗ってくれたわけですよ。それは非常に有りがたかったですね。長官も次長も部長もみんなその気になってくれたんです。それにひとつは建設省ができなかったことをやるんだという気持ちがあったんです。

司 会

ここでちょっと司会の方から。もう5時を過ぎていますが、実はできれば今日終わりたいんです。明日差し支えがある方もいらっしゃるようですから。よろしゅうございますか。

全 員

異議なし。

平 野

告示の前はたいへんでしたよ。亀井知事が1週間あげずに来られましてね。ですから告示を決めたといってもそう簡単にやったわけではないんです。その時私は、これまで地元の方々ともいろいろ話をしてきたし、われわれも努力をしたし、ご無理でも地元の

方々は了解なさったと認められるので、もうよろしいんじゃないかと言ったんですが、上層ではなかなか決まらなかったんですよ。

司 会

ただ、その告示直前、ここの資料にも挙げていますが、公明党の内田善利議員が参議院の文教委員会で質問をしています。45年8月28日です。その時の文化庁今長官の答弁の中に、地元との話はほんのこの間もうついていると報告を受けているので告示したい、というようなことがあるんですね。私はこれを見てちょっとびっくりしたんですがね。その頃は、亀井知事も三宅副知事も何度も文化庁に行っているんですね。

それからもう一つお尋ねしたいのは、7月12日に地元を集めて説明会をやっているんです。

平 野

ああ、例の団交ですね。

司 会

団交じゃないですけども、午後1時から夜の8時まで延々と飯も食わずにやっています。その時のことですが、ここにおいでの方の地元の方にお聞きしたいんですが、一般の住民にはどんな形で出席を呼びかけられたのかということです。

平 野

いや、人数は多かったですよ。150人ぐらいいましたよ。

司 会

県は教育長以下出ましたがね。文化庁の内山部長も見えましたよ。

平 野

内山さんが帰りの飛行機を二回も延ばしたんですよ。話し合いがまだ終わらないからというのでね。

司 会

その時に地元の人たちに対してどういう呼びかけ方をされたのかということなんですがね。というのは、今の観世団地の人たちが、そんな説明会の話は誰も聞いていないというんですよ。東観世区はまだ独立していません。しかし、もう住んでいましたよ。もう70人ぐらい土地を買っているんですよ。

有 吉

いや、まだ来てはいない。

吉 塚

そうでしょう。まだ生活はしていなかったと思いますよ。

今 村

それは住民表を調べれば、もう来ていたかどうか分かりますよ。

司 会

住民表を調べたんです。

帆 足

それでは来たばかりで、そうしたことにあんまり関心がなかったんじゃないかな。

吉 塚

いや、呼びかけてない、呼びかけてない。

帆 足

あそこの人たちには呼びかけてはいないと思うね。

司 会

観世団地の住民は誰も聞いていないというのが本当のところですかね。

鬼 木

その時は来ていません。そして最終的に問題になったのは、T住宅産業のことですよ。T住宅産業がやり玉にあげられて、自分で答弁してましたね。

今 村

文化庁からも見えて延々と協議した時、それに観世団地の人が入っていたかどうかということですよ。

吉 塚

入ってないね。入ってないと思うんだがね。

鬼 木

しかし関係の人が入ってなかったかね。一般の人も来ていましたからね。

司 会

だけど吉塚さんや鬼木さんは地元の代表でしょう。ということは、あとで地元の一般の人たちに説明するというのが代表の立場でしょう。しかし観世団地の人たちに説明したことがありますか。

吉 塚

さあ、どうでしたかね。

有 吉

瓦を黒い色にしなけりゃいかん、というようなことは知っていましたよ。

司 会

それはN不動産が説明したんでしょう。N不動産が指定についてどこまで説明してい

るかが問題です。

有 吉

指定の線引きはもうできていたんでしょう。だからN不動産が説明しているはずですよ。ここは史跡の指定地になる予定だということは、土地を売る時に当然言っているはずですよ。

司 会

観世団地の人たちが今でも言っていることは何かというと、同じ団地の中に史跡地とそうでない所があるのは不都合だ、差別だと言うんです。

渡 辺

それについて今思い出しました。仲野さんが先ほど言われたように指定範囲の根拠を捜していたんですが、崇福寺の古図の中に「毘盧庵^{びるあん}」というのがあって、それは観世音寺の子院の中に入っているんです。それがちょうど団地の土地の半分に入るんですよ。崇福寺は観世音寺と関係ないので指定からはずす、「毘盧庵」は観世音寺の子院だから指定地に入れる、というので分けたんです。だからあくまでも学問的な根拠でそうなったということです。

司 会

そうでしょう。そんなふうに説明しているんですが、今下水道工事に関連してそれがもめているわけです。

仲 野

ですから、指定範囲はできるだけ広くしたかったけれども、根拠のない指定はできないので、一つ一つ地名などを調べて決めたというのが実情です。

司 会

あそこの今の幹線道路の部分は、昔尾根があったそうですが、それをならして団地にしたということのようですね。しかもその線が市街化区域と調整区域の境界にもなっているんです。

有 吉

その線は昔の町村境だったんです。

司 会

ああ、なるほど。あそこは行政上も境界だったわけですね。

有 吉

今でも西側は大字観世音寺、東は大字太宰府横岳ですよ。土地台帳ではそうなっているはずですよ。

司 会

それがたまたま史跡の境界と一致したということですね。

仲 野

だけど今それは地形的には全然分からないでしょう。実は私は崇福寺も指定範囲に入りたいという気持ちがあったんです。しかし今渡辺さんが言われたように観世音寺の子院には入らないというので除いたんだと思います。

司 会

崇福寺は県が指定していますね。

渡 辺

県が指定しているのはほんの一部ですよ。本当はその西側に七堂伽藍や塔頭などが全部あったわけですね。

司 会

団地の西と東で取り扱いが違うというので、いま区長が困っているようですね。

帆 足

しかしそれは区長の責任じゃないものね。区長にやかましく言ったって仕様ががないではないですか。

司 会

ただ下水道がまだ通っていないので早くしろ、下水道を掘る時に文化課はやかましく言うな、というわけですが、史跡地である以上黙っているわけにはいきませんからね。

吉 塚

しかし、ひょっとしたらあそこはN不動産が開発した場所ではないかも知れませんよ。

有 吉

いや、いっしょに造成して今の崇福寺の部分だけを残したんですよ。山を壊して造成する場合に崇福寺の所から道をつけて入れるようにしたんですよ。都市計画の線引きは史跡の指定の後ですよ。

平 野

N不動産にしろ、どこにしろ、住宅地の売買契約をする時には、契約書の前条に土地規制のことが書いてある筈ですよ。

鬼 木

そのことについて説明できる人が市役所にいる筈です。そこでN不動産の世話をしていましたからね。

仲 野

この資料を見ていると、指定告示の前に文化庁から地元に対して間もなく告示をしますよという話は通じていたと思われるんですね。

鬼 木

いや、それはありませんでした。

有 吉

告示が近いことは分かっていたがね。

仲 野

ですから、具体的にいつを目標に告示をさせていただきますよ、ということは何らかの機会に文化庁から伝えられていると思いますよ。

平 野

告示をいつごろやるというようなことまでは言っていないんじゃないかな。告示をしなきゃいかんということは勿論言ってますけどね。7月12日の説明会の時にも、告示をいつごろやりますという話はしてないと思います。

渡 辺

私も告示の期日については全然知りませんでしたね。告示のニュースは立山の山小屋のラジオで聞いたんです。

司 会

9月21日という期日は私も事前には聞いていません。知りませんでしたね。

平 野

21日というのはわれわれも知りませんでしたよ。だからそれは地元との関係で告示が秒読みの段階に入っていたということです。これは長官の決断ですから。

仲 野

いや、直前には何か知らせているんじゃないかな。

司 会

いいえ、直前にも私たちは何も知らされていませんよ。

仲 野

なぜそんなことを言うかといいますと、私ちょうどその時入院していたんですが、平野さんから告示になるんで退院して来いという連絡をもらったんですよ。

鬼 木

告示の4日前に地元から上京しているんですが、その時告示がいつごろなされるというようなことを聞いているんじゃないですかね。

平 野

岩下さん、それは県知事がご存じだった筈ですよ。知事がうんと言わなければ告示はしない筈ですから。ですから、やむを得ないでしょうという話はあったと思いますよ。

坪 井

官報を出す時に、何日に出すかというのは部内でも分からないわけでしょう。

仲 野

いや、二通りあります。期日を指定する場合と、お任せという場合ですが、ほとんどお任せですね。

司 会

しかし同じ日付けで部長名の文書が来ていますよ。

仲 野

それは後で日付けを入れればいいことですからね（笑声）。それで今鬼木さんが言われたように9月21日に近い時に地元の区長さんが上京されたのであれば、そんなことを言っているかも知れませんね。

吉 塚

はっきりは言われないにしても、そうしたニュアンスのことは話があったのじゃないかなあと今思います。

司 会

それから平野さん、九州高速道のことで何かありませんか。

平 野

あれは、指定の問題もまだすまない時に、まさに三重苦でしたね。あれは地下道でやれと言ったんですよ。

司 会

道路公団は地下道にすれば費用が4倍かかると言いましたよ。

仲 野

いや、費用がかかるのはやぶさかでないと言ったんですね。ただし、前例になるから困るというわけです。ここだけだったら費用が何倍かかろうと乗り切れるけれども、全国で前例になったらえらい事になるので勘弁してくれというんです。

平 野

道路公団については、大阪の難波宮を通る築港・深江線の高架も差し止めたんですよ。あれは本当に降ろさせたんです。そのおかげで今の大阪の新しい都市計画で、大阪城と難波宮を一体とした公園ができるんじゃないですか。

坪 井

コンクリート打って橋脚を受ける所まであったのを何mか下げさせたんですよ。

平 野

あれは仲野さんが大阪へ行って帰って来ると、平野さん、もうだめかも知れない、と言ったんですが、仲野さんがすぐ市へ前言撤回の電話を入れたのです。そして全面取り消しですよ。

司 会

この場合も、公団は技術的には川の下をくぐれないことはないと言いましたね。

平 野

いや、何とかか何とか言いましたよ。御笠川の下は地盤が軟らかいから工法上難しいとか何とか言いましたよ。

仲 野

しかし、大体つっぱればつっぱるほど、それも長くつっぱる方が勝つんですね。それで、盛り土ではなくて柱を組んでいる所がありますが、あれを最終的に提案してお開きにしたのは安達さんですね。せめて間から見えるような景観をつくろうということにしたんですね。もう長官になっていましたね。

司 会

そうそう、思い出しましたよ。土盛りにすると、将来どっちが水城だか分からないようになるという話でしたね。そして土盛りの方が安いそうですね。

仲 野

一般的にはね。だけど面積の方でいくと、橋桁の方が広い土地が要るので高くつくそうです。

坪 井

ここでちょっとお願いですが、この年表を作る時に、調査の進度というか、藤井君が来てからの調査箇所とその成果を簡単にに入れていただきたいですね。

仲 野

私は今思いついたんですが、備考欄の代わりに調査の成果を示す欄を年度単位で設けた方が良くないですかね。それに、告示後の問題、その後の追加指定のことや、国会の

質問で抜けているものとかも入れていただいた方がいいのではないのでしょうか。

司 会

まだ整理の方法は決めていませんけれども、それらのことも入れるような方向で検討しましょう。

それではここで座談会を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

午後6時閉会

年 表

この年表は、座談会の事前資料として作成したものに、座談会の内容をもととして補足・修正を加えたものである。

大宰府関係史跡指定拡張の

No.	年 月 日	事 蹟
1	昭和 37 年	太宰府町森田久町長、文化財保護委員会を訪ね、大宰府政庁跡内にある個人所有地の転売・家屋建設等に支障があるのでその史跡指定を解除してほしい旨の要望書を提出。
2	〃	文化財保護委員会蒲生事務局次長太宰府町を訪れ、史跡指定解除要望に関する問題について森田町長と会談。
3	38 年	この年、文化財保護委員会では補助金による大宰府跡の土地買い上げについて検討を進めるが、同時に当時は点の指定に過ぎなかった大野城跡を含めて遺構主義による指定の方法を改め、史跡を面として確保するための指定拡張の必要について検討を始める。
4	〃	N不動産㈱が太宰府町観世音寺地区での大型宅地開発計画を立て、関係地権者と内々の用地買収交渉を始める。したがってその時点で、この開発計画は地元の人々の知るところとなる。
5	39 年	太宰府町が国・県の補助を受けて大宰府史跡の土地買い上げを開始。補助率は国80％、県10％、町負担が10％。
6	40 年	観世音寺地区・浦の城地区等、太宰府町の各地で業者による宅地開発の動きが活発化するのに伴い、福岡県教育委員会は史跡保護のため何らかの緊急対策を取る必要がある旨、文書をもって文化財保護委員会に申し出る。
7	〃	文化財保護委員会では、大宰府史跡について学校院跡と観世音寺境内を新たに指定する案とともに政庁跡の追加指定をも含めて具体的な指定拡張計画の検討に入る。 この検討の段階では史跡担当の調査官を中心に、開発の状況等を考慮して指定の範囲をどこまでとするか、また指定の学術的根拠を何に求めるか等について非常に大きな苦心が払われる。
8	〃	文化財保護委員会は、N不動産㈱の開発計画を全面中止させることはすでに不可能であると判断し、開発計画を東観世地区以外に広げないこと、当該地区の必要部分を史跡指定地に含めたい、建築については若干の規制（木造とする・瓦の色を黒とする等）を加えること等の条件を付して認めることとした。
9	40・10・18	日本道路公団は、九州縦貫自動車道計画のうち、福岡—熊本間102kmの基本計画を決定。

経緯に関する年表

平成5年9月作成

太宰府市教育委員会

備 考	年度	調 査 ・ 整 備 関 係
この頃太宰府町では、史跡指定地の土地所有者の間で国による土地買上げを要望する声が高まり、太宰府町の森田町長は県教育委員会に対して地権者の土地買上げ要望書を申達する。 (資料1)	37 年度	
	38 年度	
この土地買上げについては、国の意向が県を通じて太宰府町に伝えられ、町がこれを受ける、という形で作された。 買上げ総予算→1,000 万円、買取面積→4,763 ㎡	39 年度	
	40 年度	

10	41・3・30	N不動産㈱が太宰府町観世音寺地区の大型宅地開発計画にもとづく用地買収計画を決定。
11	41・7月	日本道路公団福岡支社は、福岡県教育委員会の斡旋により福岡県史跡調査会に委託して福岡県内における九州縦貫自動車道予定路線内の遺跡分布調査を実施。219箇所の遺跡等を確認。
12	41・8・6	日本道路公団が九州縦貫自動車道の路線を発表。
13	41・9月	福岡県議会は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（いわゆる「古都保存法」）の太宰府町への適用について国に陳情。
14	41・10・5	福岡県教育委員会は大宰府史跡の拡張指定を文化財保護委員会に申請。
15	41・10月	文化財保護委員会で大宰府史跡の大幅な追加指定の案件が審議会の会議に上程される。
16	41・11・1	文化財保護委員会による大宰府史跡の追加指定計画について新聞報道が一斉に行なわれる。
17	41・11・1	福岡県教育長は特別史跡水城跡の総合的保護の立場から九州地方建設局長および日本道路公団福岡支社長に対して九州縦貫自動車道の路線変更を要望。
18	41・11・2	太宰府町議会は太宰府史跡指定拡張反対陳情書を決議。
19	41・11・11	文化財保護委員会は、特別史跡「大宰府跡」の指定拡張について、観世音寺境内および同寺子院跡を含む約110万㎡とすることを決定。
20	41・11・28	太宰府町議会代表上京のうえ、史跡指定拡張反対陳情書を内閣総理大臣他32名に提出。
21	41・12・23	太宰府町議会が福岡県議会に史跡指定拡張反対を陳情。
22	42・3・3	太宰府町観世・坂本・国分3区の史跡地関係者が拡張指定問題に関するパンフレットを作成し、関係方面に配布。（資料2）
23	42・6・22	参議院文教委員会において、全国区選出社会党小林武議員太宰府史跡指定の問題について質問。（資料3）
24	42・6・28	参議院文教委員会において、同じく小林武議員前回に引き続き史跡指定の問題について質問。（資料4）

	40 年度	
	41 年度	太宰府町の国庫補助事業として政庁跡の張芝・植栽・説明板設置を実施。
	42 年度	

25	42・6・23	福岡県・太宰府町・地元住民代表および学識経験者20名余りからなる「太宰府地区史跡等保護整備協議会」が結成され、その第1回会合を太宰府町役場において開催。史跡の保護・整備を住民の福祉との調和を図りながらどのように進めていくかについて協議を進めていくことになった。(資料5)
26	42・7月	
27	42年	文化財保護委員会では、明治百年記念事業の一環として、新たに国立歴史民俗博物館を設置することが決定されると同時に、その調査検討に入り、建設地は東京以外の地とすることで候補地の選定を開始する。
28	〃	これを受け、福岡県はその建設候補地として名乗りをあげる。
29	42・9・11	福岡県教育委員会は、太宰府地区史跡等保護整備協議会の第3回会合において、史跡指定拡張予定地域をA・B・Cの3地区に区分し、史跡としての規制の程度にランクを設けるという、いわゆるA・B・C案を提案し、地元での検討を行なうとともに、文化財保護委員会の了承を得ることとなる。(資料6)
30	42・10月	太宰府町の観世・坂本・国分の3区長名をもって、福岡県議会に史跡指定拡張反対の請願を提出。
31	42・11月	福岡県教育委員会は太宰府地区史跡等保護整備協議会の会合を2回にわたって開き、さきのA・B・C地区案を検討するなど意見の調整をはかるが、地元の反対の意向は依然として強い。
32	42・12・15	参議院決算委員会において、福岡県選出の社会党小野明議員大宰府史跡の指定拡張問題について質問。(資料7)
33	42・12・22	太宰府町は定例町議会において史跡指定拡張についての意見書を可決。
34	43・1・9	同意見書を内閣総理大臣他31名に提出。
35	43・1・11	国道3号線福岡南バイパス建設計画について、建設省九州地方建設局と福岡県教育委員会との協議が始まる。以後3月に至るまでこの協議が続けられる。

42
年度

福岡県教育委員会は、N不動産㈱による太宰府町東観世地区の宅地造成にさきだち、当該地区の発掘調査を実施。中央の尾根部分（現在の団地中央幹線道路）の東側すなわち崇福寺側を主体に調査し、西側については南北に3本のトレンチを掘って調べてみたが、特に遺構・遺物は見あたらなかった。

〔調査担当者…宮小路賀宏一当時県教育委員会文化課技師、現在九州歴史資料館学芸第二課長〕

太宰府町は国庫補助事業として政庁跡の張芝・植栽・説明板設置を行なう。

36	43・2・1	福岡県議会は、史跡指定拡張の範囲を必要最小限にすること、早急な土地買収措置を講ずること、指定後の管理・整備について適切な運営をはかること等について、要望書を文化財保護委員会等の関係方面に提出。
37	43・2 末	文化財保護委員会記念物課の調査官3名太宰府町を訪問のうえ現地視察を行なうとともに、県・町および地元住民代表と史跡指定問題について具体的な話し合いをもち、協力を求める。
38	43・4 月	福岡県では、国立博物館設置期成会を結成し、福岡市においてその発会式を行なう。行政機関代表、経済界代表、学識経験者等で構成し、九州電力瓦林潔社長を会長に選出する。
39	43・6・1	文化財保護委員会が廃止され、「文化庁」が独任制行政機関として発足。
40	43・7・1	
41	43・7・24	太宰府町議会に「史跡対策特別委員会」が設置される。 (委員11名、委員長帆足津盛、副委員長藤野昭一。)
42	43・8・2	太宰府町議会は史跡指定拡張に関する意見書を決議。
43	43・9・1	
44	43・9 月	福岡県教育委員会文化課と日本道路公団福岡支社との間で九州縦貫自動車道に関連する文化財保護の問題について協議が行なわれる。
45	43・9・13	東観世団地造成の起工式がN不動産㈱により実施される。
46	43・9・29	文化庁今日出海長官太宰府町来訪、都府楼跡の現地で地元住民約30人が長官を取り囲み、史跡指定拡張反対を訴える。長官は、地元の了解なしに指定告示はしないと約束。
47	43・10・5	太宰府町議会史跡対策特別委員会は、これまでの地元土地所有者代表との協議にもとづき、指定拡張予定地のA・B・C3地区区分案に対して、それぞれの地区の縮小案を提示し、文化庁と協議するよう福岡県に申し入れる。
48	43・10・15	福岡県教育委員会は、太宰府町が提示した同上縮小案について文化庁と協議。

42
年度

43
年度

意見書内容

- 1) 地権者との話し合いが解決するまでは指定しないこと。
- 2) 拡張予定地を大幅に縮小すること。
- 3) 特別史跡地の買上げは全額国費で行なうこと。

大宰府史跡発掘調査指導委員会発足。第1回指導委員会議が太宰府天満宮において開催される。
(資料8)

大宰府史跡の調査要員として奈良国立文化財研究所から藤井功が福岡県教育委員会に着任。社会教育課技師として早速調査の準備に取りかかる。

太宰府町は国庫補助事業として政庁跡の張芝・植栽・説明板設置を行なう。

49	43・10・19	
50	43・11・26	太宰府町議会史跡対策特別委員会と福岡県教育委員会との間で 大宰府史跡の発掘調査・土地買い上げ・予算等について協議。
51	43・11・28	
52	43・12・ 5 ～ 7	太宰府町議会代表・地元代表等 6 名、平城宮跡発掘調査現場そ の他を視察。
53	44・ 1・27	大宰府史跡発掘調査指導委員会議「大宰府史跡の買い上げ及び 発掘調査について」関係方面に陳情書を提出。 (資料 9)
54	44・ 1・28	太宰府町は「大宰府史跡買収事業補助その他に関する要望書」 を福岡県知事あて提出。 (資料 10)
55	44・ 2・ 9	42年 4 月以来、地元代表として史跡問題について非常に苦労さ れた太宰府町観世音寺区谷川勝二郎区長は、前日観世公民館に おける史跡問題に関する役員との協議終了直後倒れたまま、こ の日逝去される (享年 66 歳)。
56	44・ 2・28	衆議院大蔵委員会において、福岡県選出公明党田中昭二議員、 大宰府史跡指定にともなう土地買上げ等の問題について質問。 (資料 11)
57	44・ 3・20	参議院予算委員会において、福岡県選出公明党原田立議員、大 宰府史跡の土地買い上げ問題について質問。 (資料 12)
58	44・ 4・ 1	福岡県教育委員会に「文化課」発足。 文化庁から出向の杉原信彦が初代課長に就任。岩下光弘課長補 佐、渡辺正氣課長技術補佐、藤井功調査係長、川崎隆夫文化係 長ほか 20 数名の陣容で出発。

この頃たまたま福岡県に来ていた文化庁の平野・仲野両調査官も急きょ弔問に駆けつける。	43 年度	福岡県教育委員会が大宰府政庁跡において大宰府史跡発掘調査の鍬入れ式を実施。 福岡県教育委員会が大宰府史跡の発掘調査を開始。政庁跡の軸線および南門・中門の確認のための発掘調査に着手。（調査担当者…藤井功）南門・中門の規模を確認するとともに、3時期（第Ⅰ期…7世紀後半、第Ⅱ期…8世紀初頭、第Ⅲ期…10世紀後半）に及ぶ遺構が重複していることが明らかとなる。
	44 年度	大宰府史跡調査担当技師として亀井明德、横田義章の両名が新たに加わり、指揮をとる藤井功を含め計3名となる。

59	44・7・3	太宰府町議会史跡対策特別委員会代表文化庁を訪ね、史跡指定予定地のA・B・C区分案、土地買い上げ・発掘調査・指定告示等の問題について文化庁幹部と協議を行なう。 〔文化庁側出席者…内山文化財保護部長・中西記念物課長・同課長補佐・平野主任調査官・横山調査官〕
60	44 年	文化庁では国立歴史民族博物館を千葉県佐倉市に建設することが内定されたため、福岡県はそれに代わる意味で県立の歴史資料館を設置することとし、その基本構想の検討に入る。 この歴史資料館については、当初県は「福岡県立歴史資料館」とする予定であったが、文化庁の強い要請もあって「九州歴史資料館」とすることになった。
61	44・7・30	国道3号線福岡南バイパスの建設計画に伴う問題点について、太宰府町議会史跡対策特別委員会は福岡県文化課及び九州地方建設局国道工事事務所の担当者と協議。
62	44・8・26	太宰府町議会代表・執行部代表および地元住民代表が福岡県文化課と九州歴史資料館設置の問題について協議。以後引き続き話し合いがもたれ、地元の要望書・陳情書も出されている。 (資料13)
63	44・9・5	福岡県が「九州歴史資料館」の設置計画についてその基本構想を発表。
64	44・9 末	九州歴史資料館の設置をめぐり、地元太宰府町ではその建設費を史跡指定地の買い上げに回すべきだという意見が強まり、町議会史跡対策特別委員会は苦境に立たされて解散寸前の状況となる。 (資料14)
65	44・10・25	太宰府地区におけるいわゆる「古都保存法」の適用問題について、太宰府町は住民代表を含め福岡県都市計画課幹部と協議。

文化庁側（平野主任調査官）発言要旨

- 1) 地元の意見等を調整したA, B, Cの地区割り及び管理基準が県を通じてできあがった。
- 2) 免税の問題は満足すべき金額ではないが、文化財保護部長等の努力により足がかりができた。
- 3) 買上の予算は年々上昇している。
- 4) 43年度買上単価も前年までに比し大幅に上がっている。
- 5) 大宰府の発掘調査要員として3名を確保した。
- 6) 指定告示の問題は将来を考えた場合、踏み切るべき時には踏み切るべきだと考えている。

大宰府町は国庫補助事業として政庁跡の張芝・植栽・説明板設置を行なう。

九州歴史資料館の設置にかかわる地元3区の要望

- 1) 資料館内に営業施設等を設置する場合は、その要員を地元3区から優先的に採用すること。
- 2) 都府楼周辺の今後の建造物設置計画を速やかにたて、公表すること。

福岡県が発表した「九州歴史資料館」の基本構想

1. 設置場所—大宰府町浦ノ田、大宰府天満宮寄贈予定地内
2. 主な事業
 - (1) 九州に関係する歴史資料の収集・保管
 - (2) 大宰府跡その他重要遺跡の発掘調査
 - (3) 資料・出土品等の整備・調査・研究
3. 建物—鉄筋コンクリート3階建て
延べ面積3,000 m²
4. 着工—昭和45年度

66	45・2・16	太宰府町議会において、史跡対策特別委員会・都市計画特別委員会の合同会議が、県都市計画課・県文化課幹部出席のもとで開かれ、古都保存法の適用と史跡指定との関連について協議。
67	45・3・9	歴史的風土審議会は、太宰府町への古都保存法適用見送りを決定。
68	45・3月	文化庁では、大宰府史跡の指定拡張について、その告示に踏みきる時期にきていると判断、告示の事務的準備を進めるため、記念物課の調査官・技官の3名を福岡に派遣する。
69	45・4・9	福岡県三宅芳郎副知事が文化庁を訪ね、知事選も近いので大宰府史跡拡張指定告示については慎重に行なわれるよう要望。
70	45・4月	史跡指定予定地内の蔵司地区、四王寺山のふもとと約5千㎡の土地で宅地造成のための工事が福岡市のT住宅㈱によって無断で行なわれ、瓦や土器等の破片が出土。福岡県の三宅副知事は至急調査を指示するとともに、T住宅㈱及び太宰府町の関係者を集めて協議を行なった。
71	45・4・25	文化庁長官官房会計課課長補佐五田次雄、管理課助成係長根本栄夫、大蔵省主計局科学技術・文化係森口節之の3氏が太宰府町を訪ね、町役場において史跡の土地買い上げ・免税等の問題について町幹部と懇談。
72	45・5・7	福岡ユネスコ都市問題研究会主催により、「都市開発と文化財の保存は如何にあるべきか」——太宰府の遺跡保存問題を中心として——と題するパネルディスカッションが福岡市において開催される。 (資料15)
73	45・5月	文化庁では、大宰府史跡周辺における宅地造成等の事業が急速に進み、このままでは史跡指定予定地内の現状維持も困難となるおそれがあることから、指定告示を急ぐ必要があると痛感、指定にともなう住民の権利保護上の諸施策をさらに早急に進めることを決意、福岡県教育委員会を通じて地元との話し合いを至急まとめたいとの意向を表明する。
74	45・5・20	九州管区行政監察局が太宰府町において、文化財保護に関する行政の対応等について調査を実施。
75	45・6・2	大宰府史跡関連地元3区長(観世・坂本・国分)史跡指定について太宰府町長及び町議会議長あて要望書を提出。 (資料16)

	44 年度	
	45 年度	

76	45・6・9	太宰府町議会史跡対策特別委員会代表と地元地権者代表20名余りが上京し、文化庁幹部と史跡指定のあり方について協議。
77	45・7・9	太宰府町地元観世地区住民代表は県議会文教常任委員会に指定告示反対を陳情。そのあと知事と懇談し、大宰府史跡保存に関する知事の構想を了承した。
78	45・7・12	文化庁内山文化財保護部長・古村記念物課長・平野主任調査官及び福岡県教育長・文化課幹部出席のうえ、太宰府町議会・執行部立会のもと地元地権者・住民百数十名に対する説明会が太宰府町農協大会議室において開かれ、指定拡張の諸問題について夜8時に至るまで延々7時間余にわたり活発な質疑応答が行なわれた。
79	45・8月	
80	45・8・5	7月24日太宰府町地元3区長名をもって史跡整備・土地買い上げ・現状変更の取扱等に関する文化庁長官あての要望書が町に出されたが、町でその内容を再検討し、町の責任をもって県教委経由のうえで、「太宰府史跡に関する要望書」として文化庁長官あて提出。 (資料17)
81	45・8・10	九州縦貫道の水城堤防付近通過の問題に関して、文化庁は日本道路公団に対し、1) 地下工法をもって水城跡を通過する案、2) 水城跡を迂回する案 について協議の申し入れを行なう。
82	45・8・25	太宰府町の8月5日付け要望書に対する文化庁の回答が、文化財保護部長名で福岡県教育委員会を経由して町に届く。町長・町教育委員会・町議会はこの回答書について検討し、現時点ではこれ以上の回答は望めないと判断する。 (資料18)
83	45・8・28	参議院文教委員会会議において、福岡県選出公明党議員内田善利氏太宰府地区史跡の諸問題について質問を行なう。 (資料19)
84	45・8・31	太宰府町地元3地区地権者協議会開催。文化庁の回答は具体性を欠くとして結論は持ち越される。

於文化庁保護審議会委員室。午後1時～3時30分、文化庁幹部国会出席のため休憩をはさんで、午後6時15分から7時30分の間協議。

文化庁側出席者…安達文化庁次長、内山文化財保護部長、中西記念物課長、金田管理課長、平野主任調査官、管理課根本係長ほか。

太宰府町側…史跡対策特別委員会代表、地権者代表等22名。

45
年度

福岡県教育委員会は政庁回廊西南隅の調査を実施。この調査によって回廊西南隅を確認、政庁の東西幅は110mであることが判明。

85	45・9・4	太宰府町議会史跡対策特別委員会代表・町教育長・地元地権者代表が県教育委員会文化課課長補佐同道のうえ文化庁を訪ね、文化財保護部長及び記念物課長・主任調査官等の責任者と会い史跡指定地の長期整備計画・保存管理計画・土地買い上げ計画等の具体的諸問題について協議、文化庁の方針を基本的に了解した。
86	45・9・12	9月4日の文化庁との協議事項について地元住民の会合で説明が行なわれたが、地元住民の意見の一致はみられなかった。
87	45・9・16	太宰府町の地元3区長が上京、文化庁首脳部に対し史跡指定告示の一時延期を要望したが、文化庁は早期告示の必要性を強調し、告示の時日は文化庁に一任してほしいと申し入れた。
88	45・9・21	特別史跡大宰府跡の追加指定並びに史跡大宰府学校院跡・観世音寺境内及び子院跡の新たな指定が告示される。同時にこれに関連して、史跡の保存・管理について福岡県教育委員会と太宰府町教育委員会に対して文化庁文化財保護部長名の通知が出される。 (参考資料1)(資料20)
89	45・12・15	太宰府町は史跡指定地公有化にかかる譲渡所得税の特別控除額引き上げについての陳情書を関係方面に提出する。
90	46・2・18	
91	46・2月	
92	46・3・3	太宰府天満宮は福岡県に誘致する国立博物館の建設用地として社有地の一部を提供する案件について検討を進めていたが、責任役員会等にはなかったうえ、九州歴史資料館および国立博物館用地として同神社の社有地141,883㎡(山林42,919坪)を福岡県に寄附する旨の申込書を提出する。 (資料22)
93	46・3・8	福岡県教育委員会が「九州歴史資料館」建設の起工式を太宰府町浦ノ田の建設現場において関係者多数出席のもと実施。

45
年度

於文化庁文化財保護部長室、午後5時30分から。
文化庁側出席者——内山文化財保護部長、古村記念物
課長、平野主任調査官、仲野調査官、室屋記念
物課課長補佐、安原技官。

協議題 —— 昭和45年8月24日付文化庁の
回答、(資料15)に関する問題。

大宰府史跡整備対策委員会発足。

(学識経験者8名、関係地域代表7名、)
関係行政機関代表10名 計25名
(資料21)

学校院跡に初めて発掘調査の鍬が入る。

平安時代の掘立柱建物及び多数の中世遺構
(溝・井戸・土壇)を検出。

94	46・3月	九州縦貫道の水城堤防付近通過の問題について、道路公団と文化庁の間で協議が行なわれる。
95	46・3・16	太宰府天満宮から出された国立博物館用地の寄附申し込みに対して、福岡県が採納を決定し、同時に県有地としての登記手続を完了。
96	46・4・1	
97	46・9月	
98	47・3・17	
		九州縦貫道の水城堤防付近通過の問題について日本道路公団は地下工法も水城の迂回も困難である旨を回答し、水城の保存に関連して新たに、1) バイパス、西日本鉄道等の機能を損なわない限度まで計画高を下げる。2) 水城堤防の約400m前後の区間については特に美観を考慮した構造とする。——の2点について提案を行なう。
99	47・4・1	九州歴史資料館が発足。 〔館長…鏡山 猛、副館長…岩下光弘、 総務課・学芸第一課・学芸第二課・調査課の4課制。〕
100	48・2・24	九州歴史資料館で展示室の一般公開を開始。
101	48・4月	

	45 年度	
	46 年度	大宰府史跡調査担当技師横田義章が退き、新たに担当として石松好雄・横田賢次郎が加わり、4名となる。 福岡県教育委員会は政庁回廊東北隅の調査を実施。回廊東北隅を確認するとともに、正殿への取りつきが判明する。また、正殿後方は築地塀で囲まれていることが明らかとなる。 福岡県は国庫補助による整備事業として政庁跡南面回廊及び前面築地の平面復原を行なう。
福岡県では、これまでこの種の施設が皆無であったため、従来教育委員会で行ってきた各種文化財の調査等によって得られた資料は大部分が未整理・未公開のまま保存されているというのが実情であった。そこで、九州歴史資料館の設置を機に、大宰府史跡の調査成果をはじめ、これまでの文化財調査等の成果を中心とした展示を常設的に開設することとした。したがって、展示資料は調査・研究活動の進捗と相まって、随時に一部ずつ更新していく形をとることとなった。	47 年度	大宰府史跡の調査に関する事務が九州歴史資料館に移管され、同館調査課の担当となる。 〔調査課長（学芸第二課長兼務）…渡辺正氣〕 〔課員…石松好雄・高橋章・児玉真一・横田賢次郎 計5名〕 福岡県は、国庫補助による整備事業として大宰府政庁回廊及び前面築地平面復原と航空写真の図化、大野城跡尾花地区礎石群整備を、さらに県単独事業として政庁跡における公衆便所設置を実施。 太宰府町が、大野城跡の土塁崩壊防止事を、宇美町が尾花地区礎石群整備をそれぞれ国庫補助事業として実施。
	48 年度	九州歴史資料館が大宰府政庁東北隅の調査を実施。政庁正殿後方の築地塀の東北隅を確認。これにより政庁の南北幅は211mであることが判明する。土壌から多数の木簡出土。

102	48・11 月	
103	49・ 4・ 1	
104	49・ 6・25	特別史跡「大宰府跡」の追加指定を告示。 (蔵司の西端部分) (参考資料1)
105	49・ 8・10	
		特別史跡「水城跡」の追加指定を告示。 (いわゆる「小水城」の一部)
106	50・ 4・ 1	
107	51・ 4・ 1	
108	51・10 月	

	48 年度	政庁西協殿の調査を実施。 協殿は南北に二棟配置されていることを確認。 福岡県の国庫補助事業として、政庁跡の水路付け替え及び園路造成工事と、大野城跡尾花地区・増長天地区の整備ならびに発掘調査・伐開を実施。 県単独事業として、政庁跡の四阿・焼炉・くず入れ・ベンチの設置と遊歩道の整備を実施。
	49 年度	九州歴史資料館調査課の人員入れ替え。 兼務課長渡辺正氣を除き、石松好雄・高橋章・横田賢次郎・石丸洋・高倉洋彰・芳沢要の6名となる。 福岡県の国庫補助による整備事業として、政庁回廊・協殿・後殿築地の平面復原及び前面濠修景・広場造成工事と、大野城跡百間石垣保全工事並びに発掘調査・伐開を実施。 さらに県単独事業として政庁跡の苗木移植・水飲み場及び四阿の設置を行なう。
	50 年度	九州歴史資料館調査課の人員入れ替え。 石丸洋・芳沢要が倉住靖彦・森田勉と交替。 福岡県の国庫補助による整備事業 (1) 大宰府政庁跡南門及び中門の平面復原・内廷整備並びに後殿築地平面復原と植栽工事 (2) 大野城跡大石垣遺構復原・ハッ波地区礎石群整備と発掘調査・伐開 (3) 筑前国分寺跡回廊調査 (4) 水城跡発掘調査及び航空写真図化 県単独事業 公有地の整備と公衆便所・説明板・ベンチ・水飲み場の設置ならびに遊歩道整備
	51 年度	九州歴史資料館調査課の石松好雄が調査課長心得として任命される。 九州歴史資料館は観世音寺僧坊の調査を実施。 観世音寺資材帳に記載されている内容とほぼ一致する僧坊の遺構を検出する。

109	51・12・22	特別史跡「大野城跡附四王寺跡」の名称が「大野城跡」に変更され、その追加指定が告示される。 (宇美町、大野城市側全山指定) (参考資料1)
110	52・2・2	特別史跡「水城跡」が追加指定される。 (いわゆる「小水城」の一部)
111	52・4月	
112	53・3・7	特別史跡「水城跡」追加指定。 (幅約60mの外堀部分の一部及び本堤西端部) (参考資料2)
113	53・4月	

	51 年度	福岡県の国庫補助による整備事業 (1) 政庁北門築地の平面復原と緑化修景工事 (2) 大野城跡八ッ波地区礎石群整備 (3) 筑前国分寺跡回廊平面復原 (4) 水城跡土塁保全・説明板設置工事 県単独事業 公衆便所設置と遊歩道整備
	52 年度	大宰府発掘調査第二次五ヶ年計画開始。 この頃から観世音寺地区区画整理事業にともなう事前の調査を開始。県道筑紫野・太宰府線以南の条坊地区にも広範囲にわたって遺構が分布していることが判明する。 福岡県の国庫補助による整備事業 (1) 政庁建物跡平面復原、観世音寺前面広場造成 (2) 大野城跡猫坂地区礎石群整備及び発掘調査・伐開 (3) 筑前国分寺跡回廊及び周辺整備 (4) 水城跡土塁修景工事 県単独事業 四阿・公衆便所設置 春日市国庫補助事業 水城跡大土居土塁整備
	53 年度	九州歴史資料館は観世音寺子院跡の最初の調査として金光寺跡の発掘調査を実施。 福岡県の整備事業 1. 国庫補助事業 (1) 大宰府政庁後殿及び築地平面復原 (2) 観世音寺僧坊跡整備 (3) 大野城跡主城原地区礎石群整備 (4) 筑前国分寺跡講堂跡整備 (5) 水城跡土塁修景工事 2. 県単独事業 公衆便所設置

114	56・3・19	特別史跡「大野城跡」追加指定。 (太宰府町側全山指定) (参考資料1)
115	56・4・1	特別史跡「水城跡」追加指定。 (本堤取付き部分) (参考資料2)
116	56・5・16	
117	57・4月	

	54 年度	福岡県の整備事業（国庫補助事業） (1) 蔵司前面整備工事 (2) 大野城跡主城原地区整備 (3) 筑前国分寺跡講堂跡及び瓦窯跡整備 (4) 水城跡土塁保全修景工事 太宰府町国庫補助事業 政庁跡遺構保存覆屋建築工事
	55 年度	福岡県の整備事業（国庫補助事業） (1) 観世音寺僧坊跡平面復原 (2) 大野城跡主城原地区整備 (3) 筑前国分寺跡講堂跡周辺整備 (4) 水城跡土塁保全工事 太宰府町国庫補助事業 (1) 政庁跡遺構保存覆屋周辺建築工事 (2) 政庁跡・観世音寺境内災害復旧工事
	56 年度	九州歴史資料館において、石松好雄調査課長となる。 福岡県の整備事業（国庫補助事業） (1) 政庁前面濠浚渫及び後背地整備 (2) 大野城跡主城原地区整備 太宰府町国庫補助事業 政庁跡遺構保存覆屋周辺建築工事 春日市国庫補助事業 水城跡保全工事
	57 年度	九州歴史資料館は大宰府史跡調査の第三次五カ年計画を開始。 観世音寺地区区画整理事業にともなう調査を実施。 福岡県の整備事業（国庫補助事業） (1) 政庁前面濠浚渫及び脇殿等修理 (2) 大野城跡村上地区整備

	57 年度	春日市国庫補助事業 水城跡天神山整備
	58 年度	福岡県の整備事業（国庫補助事業） (1) 政庁跡東側整備 (2) 政庁跡西北部整備 (3) 観世音寺子院跡整備 (4) 大野城跡村上地区整備

資 料

(資料 1)

38 太観第 1176 号

昭和 38 年 3 月 22 日

福岡県教育委員会委員長殿

太宰府町長 森 田 久

史蹟地の「土地買上要望書」の申達について

首題のことについて別冊のとおり特別史蹟「太宰府跡」及び特別史蹟「水城跡」指定地域内の土地所有者の大半の者より「土地買上要望書」が提出されましたが、この要望は、要望書にも表明されておりますように、近年の住宅開発、中小企業の地方分散の影響を受け地価は日毎に上昇しております中に、当該指定地は現状変更の制約を受けておるために転用売買の対象外におかれ、地価も隣接地に比し無価値同様となっており、その影響を受け当該土地は自然放任されがちとなり、次第に荒廃の状態になりつつあります。

このことは文化財の完全保護の上からも放任されるべき問題でなく、当町議会においても別紙写のとおり「民有史蹟指定地政府買上げについて」決議をしており、又、この要望書も当然の要望であると思料するものでありますので、この際史蹟指定地の国への買上げについて善処下さいますよう申達いたします。

尚、要望書の書式その他不備の点があるかと存じますが、取敢えず土地所有者の意志並びに議会の意志をお伝えするものでありますので、よろしく御取計らい下さいますようお願いいたします。

(別冊 欠)

都府楼跡観世音寺跡学業院跡等の史蹟拡張指定問題について

昭和四十二年三月

まえがき

昨年十一月十一日、文化財保護委員会が、都府楼跡の「特別史蹟」指定地を拡張し、また、新に、観世音寺と其の子院跡、および学業院跡を「史蹟」指定地とすることを決定した、という新聞報道がおこなわれましたが、其れは私達関係者地元民にとっては、まったく「寝耳に水」の出来事で皆んな一様に驚いた次第です。

この地に生れ育ち、そして死んで行く私達に重大な利害がある問題を、地元民の意向については一言の相談もなく、一方的に指定することは、現代の民主主義の理想から遠くかけはなれたやり方です。地元民の協力なくしては「史蹟」の保存も維持も不可能といわねばなりません。

それで早速私達は、町長はじめ町の関係者に会って、その間の事情をたじたのですが、その時は町関係も充分な説明もできぬ有様で、それからようやく県や文部省の当局者との折衝が始まったわけです。

なかには、「史蹟に指定されるのは名誉なことだし、なぜ反対したりするのか」と簡単に考えられている方も多いかと思えます。然し私達はこの問題は、そんなに簡単な問題ではないと考えています。それは説明すればご理解いただけるのではないかと思います。何にしても、私達はこの問題が私達町民にどのような影響をもたらすかを、正しく見きわめねばならぬと考えています。

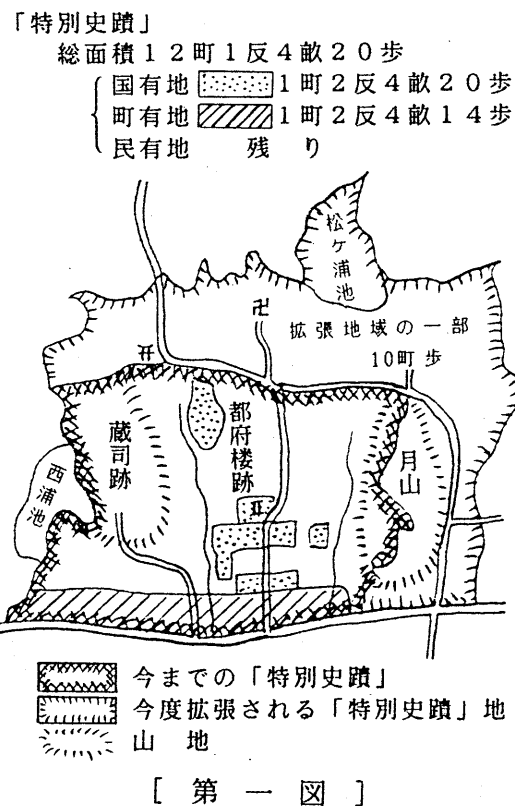
そういう意味からいっても、どうか町民の皆さんが、この問題に大きな関心を寄せて下さって、ご理解とご援助を賜りますよう、お願いする次第です。

一、「特別史蹟」指定地、都府楼跡の現状について

都府楼跡に行つて見られた方はよくおわかりと思いますが、県道から都府楼跡に入りますと、左右は低湿な荒地です。真中に一本通っている道は、車のために痛んでいてでこぼこ道です。道わきに立っている「都府楼跡」という石碑からして傾いてしまっています。その道には電柱が立っていて、道を歩く人の頭上を電線が低く走っています。それが著しく美観を損なっています。平坦な台地に入ると、その大部分は高く草が伸び、倒れた礎石も見えぬ荒地放題になっていることが官有地である有名な、昔「遠の朝廷」といわれた太宰府政庁の跡だと、訪れる人に思わせるのです、広い荒地の草の中に大きな礎石と、中央部に立てられている石碑位のものです。

これが「特別史蹟」地の有様です。つけ加えて申しますと、荒地地になっている所が、国や県町によって買い上げられた土地であり、田や畑の耕作されている所がまだ買い上げの終わっていない個人所有の土地です。農家生活の資源である田畑も買い上げが終ると一朝にして荒野となってしまうのです。だから、その区別は一目瞭然たるものです。「都府楼跡」は大正十年三月三十一日に、国によって「特別史蹟」として指定されてから

今日まで四十五年になります。その間国や県でどれだけの手をしてくれたでしょうか。大正十年に国が都府楼跡付近一帯、十二町一反四畝十二歩を「特別史蹟」に指定してその翌年に、その中の一町二反四畝二十歩だけを買い上げました。それ以後は昭和三十九年まで音沙汰もなく「特別史蹟」指定地域では、家も建てられず地形の変更山林の伐採も出来ず、私有権はあっても自由のきかない土地であり、ただ農家は耕作が出来から今日まで黙って辛抱してきたものです。戦前は伸びる草を刈ってこれをお互いで入札をして管理費に当て美化につとめ一旦宮さまでもお出でになると地元住民は奉仕作業にて清掃し道に砂をまき掃き目を立て、道端に座ってお迎えをしたものです。史蹟地の保存は実に地主であり地元住民と言ってもよいでしょう。戦後は、国民思想は変わり、自家用自動車を持つようになった今日、近頃観光ブームといわれているのに至る所の観光地は、綺麗なものです。そのなかに都府楼丈が草は伸び放題であり、アベックの巣窟か防犯上決してよろしくない状態であります。



また最近の石ブームによって、あの大きな礎石が持ち去られようとしたことがあり、今後もそのおそれがあります。こういう現状を、一方では放置しておいて、他方ではその区域を更に百五十町歩も拡大しようというのです。(第一図参照) これではだれでも納得することは出来ません。今日まで地主と地元民関係に犠牲を押し付けておいて、これから一層、その犠牲を大きくしようとするのでは、被害を受ける方はたまったものではありません。

この事実をしっかりと見てほしいのです。

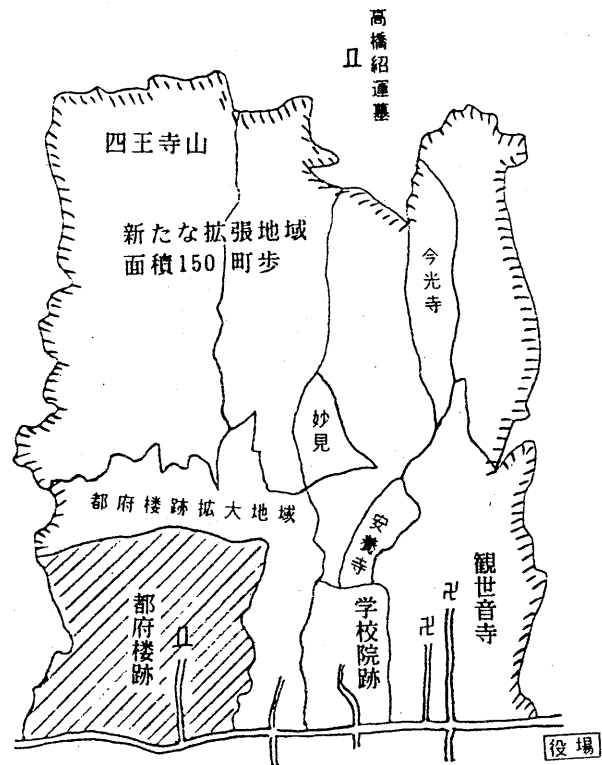
二、新たに「史蹟」指定地となる範囲

「特別史蹟」指定地が、以上述べたような現状であるのに、今度は単なる「史蹟」指定地がこれまた広大な地域に及ぶことになります。(第二図参照)

現在の都府楼跡特別史蹟指定地

約十二町歩

今度新に「史蹟」指定地になる面積
約百五十町歩



[第二 図]

このなかには、観世音寺区、坂本区の全部と国分区の一部が
すっぽり入ります。

これだけ広大な地域が、「歴史的風土」とか「風致地区」と
かいう名目で、現状変更は勝手に出来ないことになるのです。

三、「史蹟」指定地になればどんな問題が生じるか

これらの広大な土地が「史蹟」として指定された場合、まず
第一に、土地の転売、家の建築、山林の伐採、道路の新設拡張
など、すべて現状変更となるものは、文部省の文化財保護委員
会の許可を必要とする事になります。然し、「許可願」を出し
たからといって許可されるとは限りません。許可されたに
しても瓦の色まで規制されることになります。手続きそのもの
が面倒になるうえに許可されるかどうかともわからず、いや許可
されないのが普通と考えねばならないのですから唯でも二の足
ふむのは当然の事です。

私達は憲法によって「私有財産」の保護を受けております。
が同時に「公共の福祉」のためには、私有財産が制限を受ける
場合もありうることは、これまた憲法の規定するところです。

重要文化財保護法によって「特別史蹟」とか「史蹟」の指定
を受ける場合もその一例です。これはわたしたちの生活面が常
に「個人」としての面と「社会人」としての面を持つているこ
とからする当然のことだと思えます。例えば村道を作ることが
村としての「公共の福祉」に適すると大多数の村人が考える場
合に「私有財産」の権利をたてにとって唯一一人の人が「土地は
売らぬ」と横車を押したとしたら、それは明らかに「公共の福
祉」に反する、「私権の濫用」ということになるでしょう。わ
たくしたちは、左様な常識は勿論持つております。しかし、問
題は「私有権の保護」と「公共の福祉」の調和点を、どこに求
むることが常識かということにあるのです。端的に申すならば
「特別史蹟」あるいは「史蹟」という「公共の福祉」の名のも
とに、百数十町歩にも及ぶ広大な地域について、先祖伝来、こ
れを唯一の生活の柱として来た地元民の「私有財産」に制限を
加えることが、適切であるか、またその必要があるかというこ
となのです。まして先に述べました四十五年間も野放しにされ
て来た都府楼跡の事例に照して見ましても、百数十町歩に及ぶ

広大な土地に「特別史蹟」あるいは「史蹟」の名にふさわしい
国の管理が行き届かぬことは火を見るより明らかです。史蹟と
しての美観どころか、草ぼうぼうとなり、まさに「錆がついた
銘刀」となっても「特別史蹟」あるいは「史蹟」という大義名
分の名の下においては、あまりにも必要と思われる広大な地
域について、地元民は「私権の犠牲」を負わねばならぬのか、
それが正しい、常識的な行政のあり方であるのかということに
疑問を懐くのです。わたくしたち農民は、土地に対しては金銭
にかけがえない愛着を持つております。然し土地は年々減つ
て行くばかりです。今日農家としての生活には、大体二町歩は
作らねばなりません。左様な土地は耕作したくともありませ
ん。随って狭い土地で高い収益をあげる工夫をしなければなり
ませんが、それにも限度があります。生活のためには時と場合
によっては、土地を手放さねばならないこともありましよう。

ところが「史蹟」指定地になると、その転売もできなく自分
の土地に封印されたも同然なのです。結局「半殺し」の状態に
なるのです。農地を抵当にして金を借りようとしても、金も満
足に貸してくれません「八方ふさがり」とは実にこのことで
す。したがってこの問題は農民にとって、非常に重大な、死活
の問題です。このところをわかって欲しいのです。

あるいは、「国や県や町が土地を買い上げることだから、よいではないか」という人もありましよう。しかし、百五
十町歩を一度に買い上げることができましようか。それは不可
能です。都府楼跡をみて下さい。十二町歩のうち買い上げたの
は、四十五年間にわずか二町歩余りです。少しずつ少しずつで
す。それに大正十年都府楼と同時に指定された水城堤防及び国
分寺、瓦がま、大野城跡等の買収は何時の事になるやらわかり
ません。その間に、地価はどんどん騰貴します。指定地以外で
は何倍かの値段になっているのが、指定地の買い上げ値は、そ
の何分の一ということになりかねません。現に都府楼跡の買い
上げがそういうことになっています。

第一、そんなに少しずつの買い上げでは百五十町歩の買い上
げにはどのくらいの年月がかかるかわからないでしょう。いつ
のものかわからぬものをじっと待つておけということは酷では
ありません。

こういう重大な問題を国は地元民に相談もなしに「史蹟」指
定をおこないました。いかに「公共の福祉」だからといっても
関係者に一言の話もなく、まして補償の話など全くきまらない
うちから「史蹟」の指定だけを早々と行い、土地を渡せという
のじゃ理屈に合いません。「ではお前達は史蹟は不要と思つて
いるのか」と言われる方もあるかわかりません。そうではあ
りません。私達は「史蹟」は必要と考えます。文化財を保存す
るのは、日本の文化を大切にする意味からいって重要な事業と
考えています。それどころか私達は史蹟に富んだ太宰府町に生
れたことに誇りをすら持つて居るのです。だから、都府楼跡の
特別史蹟指定にも協力してきましたしそのための犠牲も忍んで
きたことは前にも述べた通りです。

しかしこんどのやり方には大いに疑問があります。「史蹟」
だといって、どうしてこんなに百五十町歩も必要なのでしょう
か。例をあげていえば、観世音寺の子院跡といっても、どこや

らわらない状態で、広範囲の指定をしています。もっと厳密に調査すべきです。そして本当に必要などを限定して指定すべきです。その調査も充分行なわず、ただ広範囲に指定しておけば、其の中に何処かにふくまれているだろう式のやり方では地元民はたまったものではありません。そのために生活まで犠牲にされるのは困ります。「史蹟」指定をなさる方はそれで満足かも知れませんが、指定される方は生きて行けなくなりま

す。
もう一つは、本当に「史蹟」を愛するのなら、まずあの「特別史蹟」指定地の都府楼跡をきちんと整備すべきです。「特別史蹟」さえも荒れるにまかせていて、どうして他の「史蹟」を充分に管理ができるのでしょうか。地元民は目のあたりに見てそのことをよく知っています。遠く離れた地図の上で考えるのとわけが違うのです。

四、「史蹟」指定の拡大は町財政を圧迫する

なかには、「史蹟」にするのは、国がすることだから、町の腹は痛まないというお考えの方もありません。ところが「史蹟」指定地がふえればふえるだけ、町の財政は圧迫されるのです。

次の例をご覧ください。

「特別史蹟」指定地「都府楼跡」一町二反四畝十四歩を買い上げるために

昭和三十九年度	一、〇〇〇万円
昭和四十年年度	二、〇〇〇万円
昭和四十一年度	二、〇〇〇万円
合 計	五、〇〇〇万円

かかっています。そのうちわけは

国が	八割	四、〇〇〇万円
県が	一割	五〇〇万円
町が	一割	五〇〇万円

の割合になっています。つまり太宰府町は、五百万円を出しているのです。

先日来府した文部省の記念物課長は、昭和四十二年度は買い上げに六、〇〇〇万円の予算を取りたいと言っていますから、それが実現すると、その一割、つまり六〇〇万円が町財政の負担となるわけです。すでに五〇〇万円支出していて、来年度が六〇〇万円ですから、合計一、一〇〇万円の町財政からの支出となるわけです。

町民は赤ちゃんまで含めて約二万人ですから、一人頭にして五五〇円の負担となるわけです。これは、買い上げが進めば進むほど、年々増えていく勘定になるわけです。

しかも、買い上げれば其の土地は町が管理しなければなりません。草を刈ったり整地したり、その管理の費用でも馬鹿にできないはずですよ。いま個人所有地から収められている固定資産税も、買い上げによって収入にならないのです。

あれやこれやで、町有財産はふえたけれども気が付いて見たら町財政は赤字になっていたということになりかねません。その恐れは多分にあるのです。

こういうことに沢山の金はいるでしょう。勢い、税金をあげ

ようということになって、町民は、まさに「史蹟貧乏」の犠牲にならないとは、だれが断言できましようか。

現に町はそういう財政難をのがれるために強制的に買い上げた土地から、土地代金の一割をいや応なしに寄附の形で取り上げてさえます。これは犠牲を地主だけにさせるものであり、今すぐやめるべきです。

こう考えてくると「史蹟」指定の問題は、一部の地主や地元民の利害の問題ではなく、まさに町民全体の問題といわねばなりません。

五、これまでの交渉の経緯

昭和四十一年十一月十一日

文部省文化財保護委員会が「特別史蹟」都府楼跡に追加指定の拡大、観世音寺と、その子院跡とか、学業院跡を、「史蹟」として新指定を決定。

十一月二十五日

町議会は新に「史蹟」指定に関する反対決議を満場一致で採択。一方地元関係町民は連署をもって、新に「史蹟」指定拡張反対陳情書を作成し、関係当局に送付。

十一月二十九日

町議会及び地元民多数をもって県文化財課長に会い陳情。

十二月一日

文部省に陳情のため、議会から五人地元三区長が上京、文部省記念物課長補佐及び仲野技官に会い陳情。「地元に行つて話し合いをする」と約束をとった。翌日、衆参地元出身議員に陳情。

十二月二十三日

町議会及び地元民多数で県議会文教常任委員会に陳情。

昭和四十二年二月九日

文部省記念物課長来宰、県結城課長、課長補佐松尾氏、渡辺係長出席。太宰府神社社務所で、町長、教委、三区長および地元民約五十名で意見交換。「良く話し合いました」というだけで結論です。

六、むすび

以上、いろいろ述べてきましたが、要するに、この問題はまかりまちがえば後世に悔いを残すことになるかも知れないほど、大きな問題を内包しているということが、おわかり願えたかと思ひます。私達の只一つの力だのといえ、それは町民の皆様のご支援です。それ以外にありません。

どうかご批判とご教示を得て、力強く進みたいと思ひますのでよろしくお願いする次第です。

昭和四十二年三月三日

福岡県筑紫郡太宰府町大字

観世区

坂本区

国分区

関係者一同

(資料3)

第五五回国会

参議院文教委員会 会議録(抜粋)

昭和四十二年六月二十二日

○小林武君

それから文部大臣に一つだけお尋ねいたしますが、太宰府ですね、太宰府は史跡の指定をやっていないようなんですね。N社がどんどん土地を——N社傘下の土地会社で同じ資本内容でしょうが。そうして、いまやとにかく太宰府のまわりにはうちが建ってしまつて、どうにもなくなつてしまつてゐる。□が悪い人は、N社にある時期まで指定しないでやらしておいて、のつびきならぬ段階に追い込んでおいて、あとはこれだけはどうにもなりませんというようなことを言うんじゃないかというような話をしてゐるものもあるんですよ。大臣の出身地でもございますし、太宰府というのはこれはもう史都ではございませんけれども、いわゆる何々宮ではございませんけれども、いわば当時の史都に準ずる出店のような重大なものであつて、史跡としては重大だと思ふわけです。なぜ一体史跡指定をまごまごしているのか。もう一つ、N社の現状というのはどうなつてゐるのか、N土地会社の現状。

○政府委員(村山松雄君——文化財保護委員会事務局長)

指定の経過でございますので、先に御説明申し上げます。太宰府の史跡の追加指定につきましては、昨年三月、文化財保護委員会では内部決定いたしました。が、地元の一部に反対がございますので、福岡県教育委員会並びに太宰府町を通じて協議、説得につとめて今日に至つております。まだその間の話し合いがつきませんものですから、指定の決定を告示して対外的に効力を発効するに至つておりません。その協議の状況でございますけれども、現在までのところは、反対の方は、数からいえば町民の中の少数というぐあいに聞いておりますけれども、少数にもせよ、強硬に反対される方があるのに、強硬に告示いたしましたとしても、指定保存するという趣旨が必ずしも実現できないおそれがありますので、さらに説得につとめたいと思つております。

それから指定が告示されない間における事実上の現状変更の問題であります。これもまあ指定が発効いたしませんと、法規に基づいての規制はできないわけでありまして、実際問題といたしまして、宅地の造成あるいは家屋の建築、これは太宰府のように非常に広範な地域を史跡に指定する場合には、絶対に禁止することは、かえつて史跡の指定それ自体

に対する反対を強からしめる、何と申しますか、角をためて牛を殺すような結果にも相なりますので、一定の条件で史跡の価値を損じないような現状変更は認めるような方向で指導いたしております。具体的に申しますと、たとえば、山はだの見えるところを広く削らないで、削るとしても隠れた部分を削るとか、あるいは家を建てるにいたしましたとしても、高さであるとか、それから形であるとか、あるいは屋根の色などを周囲の景観と調和するような、たとえば地味な黒いかわらを使い、あまりとつびな形の建物はつくらないという指導をいたしまして、認めつつ守っていくという方向でやっております。

N社の団地造成も、そういうことで無統制にやることは、これは困りますけれども、そういう狭義統制をはかりつつ、ある程度は認めていくというぐあいに指導しております。遠からず指定もして、指定を発効せしめて、史跡太宰府をさらに環境整備をして、前向きに保存していくことが可能であろうと思います。

○小林武君

そういうことはけっこうですが、ことばの上では。私も九州の太宰府のことは知らないんですけれども、皆さんも御存じのように、郊外に出たら違法建築でないものはないんです。もう土地造成やったら、そこへできるのはめっちゃくちゃだ。火災のことも、衛生のことも何も無関係で雑然と建っているということは、この周辺の市なんかでは悲鳴をあげているんです。そういうことを考えますと、私は案外、あなた、のん気に考えているとたいへんなことになる。土地会社は土地が売ればいいんですね。そういうこともありますから、十分ひとつそれについてはいまから注意して、あとで、これはしうがなかったというようなことを言わないようにしてもらいたいと思うんです。これについての質問はこれで終わります。

以下省略

(資料4)

参議院文教委員会 会議録(抜粋)

昭和四十二年六月二十八日

○小林委員(小林武議員)

その次にお伺いしたいのは、文化財保護委員会というものも、法律制度というようなものを振りかざして仕事をしているわけですが、なかなかこれが、いろいろな社会事情の中でもって適切に施行されないという問題を取り上げていきたい。これは太宰府ですね。確かに史跡に指定すべきであるという答申が出ているはずなんです。まだそれが公示されておらないように見えるのですが、これは何か都合があつてのことかどうか、お伺いしたい。

○村山政府委員(村山松雄文化財保護委員会事務局長)

太宰府につきましては、従前から一部都府樓のあとなどが史跡になつておつたわけでありますが、昨年の三月の文化財専門審議会におきまして、さらに裏山一帯約十六万坪に指定地を拡大することが答申になりました。地元と折衝に入つたわけですが、地元とは実は答申を得て初めて折衝したのではなくて、地元の町長のほうから大体、一部に反対はあるけれども、指定があれば受ける見込みだというような話し合いのもとに指定の内示をしたわけでありますが、いざ指定の告示をするという段階になりますと、住民の一部に反対があるから少し待つてほしいというようなお話がありまして、以後今日に及んでおるわけであります。その間におきまして、こちらからはたびたび係官が出向き、地元の太宰府町、それに福岡県の教育委員会を交えまして、指定の促進についていろいろ話し合いをいたしました。一部の住民の反対の根拠は、一言で言えば、史跡に指定されると現状変更が許可制になるというわけでありまして、万事所有権が制限されて住むことが窮屈になる、そういうことは困るということに尽きるわけであります。そこで、私どもとしても、あれだけ広い地域の史跡を指定するからには、現状変更につきましても、きわめて狭いコンパクトな史跡の場合と違ひまして、住民の生活上必要な現状変更は、史跡の指定の趣旨を没却しない限り認めるといふような方針を打ち出しまして、たとえば家の必要な改築、増築などは、とつびな形あるいは著しい高さ、あるいはけいばけいばしい色などを控えてもらえれば、普通の形の家ならば認めようじゃないかという線を出しまして話し合いを続けまして、だんだん反対も緩和してまいりまして、そう遠くない将来に指定の告示に至るのではないかと思つております。たいへん迂遠のようですが、文化財保護法は、一面において文化財保護を政府、公共団体に義務

づけると同時に、所有者の所有権その他の財産権の尊重、あるいは開発との調整ということも法律の義務として命じておりますので、気長に話し合いまして、関係者の了解の基礎の上に指定をして保存することが、大局的に見てよく史跡を守るゆえんであると考えまして、そのような方法をとっておる次第であります。

○小林委員

確かに史跡の重要であるということすら、なかなか一般の方たちに知っていただくのはむずかしいような情勢というもの——日本の文化財がたくさんあるということを先ほど申し上げたのですが、そういう意味もあるし、普通、史跡に指定をしてもらえば、その史跡を守るということよりも、観光業というふうなもので土地が高くなるのじゃないかというふうな考え方では指定を喜ぶような、そういう多少おもしろくない面もあるわけなんです。したがって、そういう点を説得して所期の目的を達するためには非情な御苦労も要るし、時間もかかると思うのです。だが、そういうふうな考え方でもっていままでやってきておるうちに、奈良の所々に見られるように、大事な宝物の向こうのほうにつまらないホテルの姿が見えるというふうなことになるってしまいうわけで、いまの方針に私は反対するわけではありませんが、積極的な仕事をしていただくようにお願いをしたいと思うのです。ことに太宰府町ですね、年間一億くらいの予算でもって経営をする町が、今度の施設をするために四千万くらいかかっておるわけですが、その四千万のうちの八割が国の負担で、一割が県、一割が町だそうですが、町が一割負担をするということは非常にえらい。ここにも、私が先ほど申しましたように、文化財を守っていくためにいまの地方財政ではなかなか困難であるから、ついに断念をするというふうな危険も出てくるわけなんで、日本で太宰府あたりが最もその典型的なものだと思うのですよ。こういうところには、制度はどうであつても、法の規定はどうであつても、相当文化財保護当局が配慮をして財政的な援助を多くしてやる必要があると思うし、そうしてもう一つ、この太宰府町の問題では、何かこの近辺にN不動産会社の計画があるように伺っておるのですが、そういう点は当局ではお知りないのですか。

○村山政府委員

N不動産会社による団地造成の計画は、私どもが指定しようとしている地域のやや西側にあるようでございます。指定地には直接かかっておりません。

○小林委員

しかし、このN不動産会社が宅地造成をしようとするのは、その背景になるというふうに私どもは聞いておるのですが、私は現地は知りません。実際に文教委員会でもって、例の彫刻たくさんありますね、あれが一時一つの寺か何かのところに全部押し込められておって、そうしてそのまわりに民家があつて、もしも民家から火事でも出れば、大事な木像が全部やられてしまうというふうな、そういう危険を感じて調査をしたことがあるのですよ。調査をわれわれがしたためなのか、あるいは文化財保護委員会からそういうふうに仕向けられたのか知りませんが、今度相当これが整備をされて、いまはそういう危険もなくなり、りっぱに保存をされるようになったわけですが、問題は、観世音ですか、それから太宰府の学校あと、こういうようなものを中心とした環境整備を考えていかなければならないわけで、先ほど屋根がわらの問題が事務局長さんからお話があつたのですが、けばけばしいものを使わないような、そういう配慮をされるというのですが、一番問題になってくるのは、地元では、N不動産会社が背景になるようなところにいわゆる宅地造成をしようという計画がある。それが強く働いているために、なかなか史跡指定地の公示がされないといううわさも、新聞等には書かれておるわけなんです。私は決してその点は信じません。あくまでも文化財保護委員会を信じますが、そんな疑惑を持たれないように、せつかくの史跡を保存していただきたいく、お願いを申し上げます。たいへん長くなりますから、こまかい点は、またいずれ時間をいただきましてすることにいたします。

以下省略

(資料5) 太宰府地区史跡等保護整備協議会名簿

昭和42年6月

役 職	氏 名	職 名	備 考
名誉会長	亀 井 光	福岡県知事	
会 長	中 村 義 雄	太宰府町長	町代表
副 会 長	結 城 庸 夫	県社会教育課長	県代表
副 会 長	芳 原 祐 八	町議会議長	町代表
	伊 藤 薫	県社教課長補佐	県代表
	渡 辺 正 気	県文化財係長	県代表
	山 下 暁 登	県都市計画課長	県代表
	高 田 鷹 雄	町議会副議長	町代表
	坂 井 賢 二	町教育委員長	町代表
	柴 田 穂 積	町教育長	町代表
	都 留 大治郎	九州大学教授	学識経験者
	佐 藤 敬 二	九州大学名誉教授	学識経験者
	鏡 山 猛	九州大学教授	学識経験者
	西高辻 信 貞	太宰府天満宮宮司	学識経験者
	谷 川 勝二郎	町観世音寺区長	地元代表
	武 藤 勝 彦	〃 坂本区長	地元代表
	阿 部 春 治	〃 国分区長	地元代表
	関 武 平	町議会議員	地元代表
	武 藤 馬之丞	町議会議員	地元代表
	田 原 登	町議会議員	地元代表
	吉 鹿 安次郎	地主代表	地元代表
	大 田 利 次	地主代表	地元代表
	中 島 富 雄	地主代表	地元代表
事 務 局	松 田 量 太	町公民館長	

(資料6)

太宰府地区史跡指定に関する基本方針案(福岡県提示)

昭和42年

項目 \ 区分	A 地 区	B 地 区	C 地 区
現 状 変 更 申 請	必要とする。	必要とする。	必要とする。
不 動 産 の 売 買	自由とする(国が買収)。	自由とする。	自由とする。
農 地 の 耕 作	自由とする。	自由とする。	自由とする。
土 地 の 造 成	原則として認めないが、 状況により認める場合もある。	原則として自由であるが、 風致を害するものは規制する。	自由とする。
家 屋 の 建 築	原則として認めないが、 現状を勘案の上、許可する場合もある。	風致を害しない限り自由とする。	左に同じ。
風俗営業 (旅館・料亭 バー・トルコ 風呂等)	認めないものとする。	認めないものとする。	認めないものとする。
鉄 筋 の 建 物	認めないものとする。	鉄筋二階建て以上は認めない。	鉄筋二階建て以上は認めない。
工 場 の 建 設	認めないものとする。	認めないものとする。	認めないものとする。
山肌を毀損し、著しく風致を害する工事	認めないものとする。	認めないものとする。	認めないものとする。
遺跡・遺構を発見した場合	調査の結果必要がなければ B・C地区とする。	重要な遺跡があればA地区とし、 必要があれば買収の対象とする。	重要な遺跡があればA地区とし、 必要があれば買収の対象とする。
樹木の伐採・植林	原則として認めない。	極力環境に適応した方法をとるものとする。	極力環境に適応した方法をとるものとする。

(資料7)

第五七回国会

参議院決算委員会 会議録(抜粋)

昭和四十二年十二月十五日

一、委員長(亀田得治君)

ただいまから、決算委員会を再開いたします。

午前に引き続き、昭和四十年年度決算外二件を議題といたします。質疑のおありの方は順次ご発言を願います。

一、小野 明君

前回、文化財保護行政につきまして、特に太宰府の史跡指定の問題についてお尋ねいたしましたわけがあります。で、前回のお尋ねというのは、わりあい一般的な問題に多く触れておりましたので、今回は焦点を若干しぼりましてお尋ねをしたいと思うのであります。

局長もご存じのように、この史跡指定の拡大につきましては、百五十ヘクタールというな地域が指定されておるのであります。そして地元の方では町なりあるいは県の方といったしましてはこの内定について大体A・B・Cの三段階に分けまして、指定を受ける、こういった意図であるわけであります。この点については、前回原則的には文化財保護委員会としては了承できるんだというご答弁であつたと思うのであります。その後ご検討をいただいておりますのであります。地元としてもだんだんこの意図が固まりつつあるやに承っておりますのであります。まずこのA・B・Cの三段階に分けることが文化財保護委員会としてはどうなのか、このご見解を承りたいと思います。

一、説明員(福原匡彦君……③文化財保護委員会事務局長)

ただいま小野先生からお話しのごさいました太宰府の史跡指定地域の拡大につきまして、拡大地域が非常に広範な地域にわたります。それでこれを一律に厳しい規制をするものとはいかがかということでごさいます。これは一年前から地元の方々の強いご意向もございまして、文化財保護委員会といたしましては、福岡県教育委員会と相談をいたしまして、福岡県教育委員会が現地におきまして地元との折衝を重ねているわけでごさいます。たしか前回お答えいたしました時には、そのほか地元の方々のお入りいただいた協議会を三回重ねてきているとお答え申し上げたのでございますが、その後また二回にわたりました。

て計五回にわたりまして県と町、それに地元の方の代表の方もお入りいただいて協議を重ねてまいっております。それでその間出ております、県の教育委員会として出しております意見が、ただいま小野先生のお話のございましたA・B・Cの三地域に分けて、地区によりまして規制の度合いを異にする、こういうことによりまして地元の方のご了解を得ようとしているわけであります。A地域につきましては、前回にもたびたび申しあげましたが、これは史跡の中の一重要な部分と申しますか、これは遺構その他非常に重要なものが予想されますので、現状変更につきましてもきびしい一般的な規制を受ける地域をA地区とする。それからB地区と申しますが、現在十分な発掘調査が進んでおりませんので、そういった関係でその現状変更等をいたします時に調査をいたしまして、その結果重要な遺構などが出てまいりました場合には、これはA地区に準ずる扱いになる。しかしそうでない場合には、これは後ほど申しあげますC地区の扱いにするという、まあやや中間的な扱いをこのB地区の場合にはいたす。C地域と申しますが、現在すでに家が建っているような部分でございまして、これは現在の家屋を改造をするといったような時に、これに強い規制をかけるのは地元の方に対するたいへんご迷惑なことでございますので、そうした現在家の建っている地域につきましてはC地区として、これは現状変更を一般的には認めていく。ただその際、歴史的景観と申しますか、その後背の山などの関係で、これも前回出ました屋根の色等についてご配慮いただく。まだ、これでも改築等にあたりまして、また遺構が出た場合には、これはまた検討しなければなりません、とりあえずはC地区ということで規制をゆるくする。この三段階に分けて、地元で県の教育委員会の方がお話し合いをしているわけであります。

その線につきましては、前回私お答え申しあげたことは、現在の段階でも、同じ状態において県の方は地元とお話を進めている、こういう状態です。

一・小野 明君

そうしますと、大体地元の意向というものは、中央の文化財保護委員会としては大体了承をしているやり方である、こういうふうに受け取ってよろしいわけですか。

一・説明員（福原匡彦君）

そのとおりでございます。地元と福岡県との話し合いを尊重しているということでございます。

一、小野 明君

その場合に、私もこの前御質問を申しあげてから現地、いわゆるA地域というものを歩いてみたわけなんです。もちろんB・Cというのも見せていただいたのでありますが、このA地域というのが非常に広いわけですね。全体百五十ヘクタールでありますから、広大な地域であるということは、まあ推測するに難くはないわけですけれども、実際に歩いてみますと、A地域が非常に広い。今局長が言われますように、もし発掘調査をやりまして重要な遺構あるいは遺跡等が出ました場合には、A地域あるいはC地域にと、こういうふうに分けられる、こういうお話であります。まだその発掘調査といったものも、それぞれまだ精密には行なわれていない、そういった場合に、A地域の縮小というようなことは考えられないのか。あるいはこの発掘調査をやりまして、重要な遺構が出た場合には、もちろんA地域にやらなければなりません。そうでない現状の場合、A地域を縮小し、B・Cを白紙にする、こういうことはできないものであるかどうか、お尋ねをしたいと思えます。

一、説明員（福原匡彦君）

ただいま小野先生お話しのア地区にしても、相当広範囲にわたるのではないかというお話でございます。A地域は全体の十分の三ぐらいになりますので、坪数で十三万坪ぐらいになるかと思えます。ただA地域として現在考えておりますのは、大宰府の都府楼跡、現在その都府楼跡はある程度特別史跡として指定されているわけでございますけれども、これは学問的に四町四方、方四方として通説がきまっておりますので、それは方四町を指定したい、方四町に拡げたい。それから、その隣に学校院跡がございます。これは二町四方、方二町という通説でございます。そのさらに東に観世音寺がございます。これは方三町というところでございます。この太宰府の政庁跡と学校院跡と観世音寺、これがいわば政治と教育と宗教の中心ということでございますので、これが太宰府としては一番重要な部分になるというふうに考えまして、純学問的にこの地域だけではどうしてもA地域に考えたということでございます。それにもう一ところ飛び地でございますが、観世音寺の子院で金光寺跡という部分がございます。これは礎石がはっきり遺存しておりますので、その部分が若干入りますが、大体A地域の考え方は、そうした政庁跡、学校院跡、観世音寺、こういう部分に集中をいたしまして、これは発掘調査いたしますれば、必ず遺構が出てまいりますし、そこには平城宮跡のような木簡等の出土も期待できます。これが調査が進み

ますれば、おそらくまた平城宮跡と違いまして、当時の大陸と申しますか、朝鮮等との交通の要衝でもございますので、いろいろ資料の出土も期待できますので、この辺だけはぜひA地域ということで厳格に規制してまいりたい。こういうことで、今のところ私どもとしてはこの地域はぜひA地域にお願いしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

それから、あわせてB・C地域ははずしてもいいのではないか、こういう御質問でございますが、B・C地区につきましては、前回も申しあげましたが、これは十分学問的な調査が進んでおりませんので、今では何とも言えないのでございますけれども、しかしおそらく調査が進みますと、何か出てくるのではないかとということが考えられるわけでございます。で、そうした場合に、現在の住宅その他の開発の様子を見ておりますと、ここを指定しておきませんと将来に禍根を残すおそれがあるということで、たいへんこの地域に入ります所有者の方々にはご迷惑をかけるわけでございますけれども、私ども文化財を保護する立場から申しますと、一応指定の中に入れておいて、調査の結果によりまして、あるいは解除することもあるかと思えますけれども、現在のところ何とか地元の方のご了解を得まして、ここを指定の中には入れたいと考えている次第でございます。

一、小野 明君

まあ、おっしゃられるように、A地区の指定につきましては、委員会の方でもご検討の上だと思われるわけでありまして、現地といたしましては、学問上のそういったお話はありますけれども、実際には遺構・遺跡というものがあるかないか、あるいは、方三町、方二町といえますけれども、それが果たして正確であるかどうか。まあ政庁跡の問題は、これはいたし方がないと思うということで、地元民にもこれは了解がいつているわけですね。その他のいわゆる学校院跡あるいは観世音寺の跡というものについては、やはり問題があるというふうに受とめているわけですね。その点を縮小できないかという、まあお尋ねをしてみたいと思うのですが、再度ひとつご答弁をいただきたい。

一、説明員（福原匡彦君）

お説のように、政庁跡に比べますと、学校院あるいは観世音寺と申しますのは、直接の政治の中心というわけではございません。ただ当時の九州における政治の中心が大宰府に置かれまして、これに関連しまして、観世音寺につきましては、西日本の僧侶に受戒を授

ける戒壇院というものが観世音寺に置かれたわけでございますし、それからその当時の役人の教育その他、学校院において法律とか算術とか薬学とかを教えたという記録がございます。したがって、そうした歴史的に記録に残っておりましますものにつきましては、実は歴史的な記録文献だけではなくて、何かこれがその発掘調査によりまして、新しい史実が出るということもございますので、そうした研究の余地を残しておきたいというのが私どもの気持ちでございます。その点につきましては、地元の方々には非常におわかりにくい問題もございますので、県・町の話し合いのさいいろいろその中に学者もおはいりいただきまして、地元の方とお話を進めているわけで、私どものところにも先般町長並びに三人の区長さんが見えになりました、そうしたことについては私どももお話し申しあげているわけでございます。何とかそういうお話し合いの間にお互いの了解というものが進めばと、こういうふうに期待しているわけでございます。

一、小野 明君

なおこの問題については、AなりB・Cという点については、なお検討の余地があるやに承るのでありますが、さらに地元の方たちが了解ができるような調査なり検討をお進めいただきたいと思っています。

次の問題は、こうした広い地域なんでありまして、今までの国のやり方というのを見えます時に、地元の人が地域を縮小してもらいたいという願いが出てくるというのは、当然であるというふうに考えられるのは、指定がありまして、四十五年間にわずか二町歩しか買ひ上げていない。しかも今回は百五十町歩の指定である。こういった今までの国の文化財保護行政が遅々として進まない、こういった点から不安を持っているのだということを私は痛感をいたしておるのであります。それでやはりこういった広大な百五十ヘクタールという地域でありますから、この全体については、やはり国が買ひ上げることが最も私は文化財保護行政については適切なやり方ではないか、適正な値段で国が買うのだと、これが最もいい方法ではないかということを感じておるのでありますが、この点についてはいかがですか。

一、説明員（福原匡彦君）

小野先生のご指摘のように、文化財の保護のためには、文化財と申しますか、史跡等の保護につきましては、最終的にはこれを公有地にする、国が直接買うというようなことは

きわめて例外的にしか行なっておりませんが、国が補助をいたしまして町村あるいは府県等に買っていたかどうかというのが最終的には必要なことだと考えております。まあその用意がございませんと、地元としては開発の業者等に売りたいけれども、それは文化財の保護の規制で止めてしまう。しかもそれを公の機関は買ってくれないというような形ではたいへん不安を与えるかと思えますので、私どもといたしましては、予算の中でこの買い上げ代の補助を十分用意をいたしまして、今のような点、小野先生のご指摘のようにだんだん買い上げの分をふやしてまいりたい。まあ太宰府につきましては、四十五年間に二町歩というお話でございました。四十五年間買い続けてきたわけではなく、最近三年間によく買い始めたわけでございますが、それもだんだんとこちらの予算との関係がございますので、これも十分とはまいりませんけれども、今後買い上げの範囲は広げてまいりたいと、こういうふうに考えております。

一、小野 明君

それで、結局国が買い上げないと非常に大きな私権の制限をやるわけでありますから、他に転売をしますとまたそこで大きな問題が起こってくる。こういうことが考えられるわけですね。ですから今のこの文化財保護に対する投資というのが、将来にいまの価値以上のものを残してくるということがはつきりいたしておるのでありまして、この点は局長も十分ご承知のとおりであろうと思うんです。それで四十年の評価を見ますと、坪八千円でございますね。当時二年前で。昭和四十年で評価をしておるのが坪八千円である。そうしますと、実際に八千円でこの買い上げにかかるのが二年後の昭和四十二年であります。四十二年になるんですかね。そういたしますと、二年間というものにご承知のように土地の値段がどんどん上がるものですから、今二年前の評価で売ってくれ、国が買うぞといっても、非常に大きな不満が残るわけです。現にこの大宰府の左側ですね、左側というと西になります、この辺は指定地域外ですけども、三万円でどんどん、まあ、買い手があるというわけです。一方右手の中になりますと、指定地域の中でも大体民間でも二万円ぐらいの評価であるらしいんです。国が買いますと八千円ぐらいである。ここにやはり大きな問題があるのではないかと。評価が低過ぎる。この点は評価をやはりその時の時価というものを勘案をいたしまして、あるいは物価の値上がり、土地の値上がりというようなものも計算できるわけでありまして、実際に買い上げが発動する時点での評価というものに変えられないものであるかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

一、説明員（福原匡彦君）

買い上げの場合の評価でございますが、これはただいまご指摘のように、四十年度は八千円だったと聞いておりますが、これはそれに釘付けしておるわけではございません。例えば、本年度は、私も聞いておりますのは、農地につきましては九千円、宅地につきましては一万七千円というふうにかがっておりますが、これはお話のように時価と申しますか、近傍類地の価格を参考にいたしてきめておりますので、当然その値上がりというものは見込むわけでございます。ただ、その今の三万円というようなお話でございましたが、私も買収いたします時には、個々に評価が違いますと、地元の方でかえってお困りになる点があるものですから、平均価格というような形でお支払いしていると思います。そのために道路沿いの土地などでもっと高いはずだということから見れば、低いところもあるかと思いますが、平均としては、値上がり等も斟酌いたしまして、今のようスライドした価格をきめておるわけでございます。

一、小野 明君

それは、今年から来年にかけてなるべく早くこれを買っていただくということが一番いいわけですから、なるべく時価に沿った値段をお決めいただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから、この土地は文化財保護法によりまして、申し出によって国が買うことになっていますね。それからきまして、こういった私権の制限される土地ですから、この税の減免についての何らかの考慮がされないものであるかどうか。今おっしゃられた値段にいたしましても、やはり時価よりも低いんではないか、私はこういうふうに感ずるわけなんです。この税の減免というのにも考慮が払えないものであるかどうか。聞くところによりますと、平城京の場合は四分の一課税、譲渡所得税ですかね、四分の一課税であったという話も聞くわけがあります。

そこで、平城京の場合は減免をされて、そうして今の太宰府の場合は減免がされない、そのまま課税をされてくると、こういった点についてはいかがなものですか。

一、説明員（福原匡彦君）

ただいま小野先生おっしゃいますように、時価で買おうと申しましても、役所が買います場合には、まあ最低といいますが、評価がきびしゅうございます。それに比べますと、民

間はどうしても買いたいということで買いにかかります場合には、それに積んだ額で買うということになりますので、地元にいたしますればこうした場合、税制上の減免措置ということを期待されるのは当然だと思います。私ももうしたことを全国的にも伺っておりますので、現在地方公共団体が史跡を買収いたしました場合、土地所有者にかかります譲渡所得の非課税措置につきまして、これは税制改正を要望しております。ただこれはまだ現在実現していない状態でございますので、今後努力してまいりたいと、まあこれは一般的にはそういう努力を重ねてまいりたいと思っておりますが、ただいまお話のございました平城宮跡が土地収用法の規定にかかります事業でございましたので、これはその関係で租税特別措置法の規定の適用がございました。これは若干そういった例があり得るわけでございます。平城宮跡の場合は、したがいまして一般の場合よりも大体半額程度の減税がなされたというふうに聞いておりますが、これはすべての地域には、この土地収用法の規定に該当する事項がございませんと、かかりませんので、太宰府の場合もちょっとそれには適用されないのでございますが、私どもとしては、そうした非常に特殊な場合だけこれがかかるというのも具合がわるうございますので、全国的に何か一般的な措置としてそうした面を考えていきたい、こういうふうに存じております。

一、小野 明君

大蔵省に来ていただいておりますが、平城京の場合には、どうして土地収用法に引つかかるのか、その根拠を伺いたいです。そうして、なぜ太宰府は土地収用法に引つかからないのか、そこまで調べであつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

一、説明員（福原匡彦君）

いまのご質問は、大蔵省への質問——。

一、小野 明君

いや、まあ、あなたになぜ平城京の場合は土地収用法にかけられるのか、まあ、私の条項に引つかかっているのか、調べているのですけれども、わからぬわけです。ご検討されておれば、その点を伺いたひのであります。

一、説明員（福原匡彦君）

では、私からお答え申し上げます。

土地収用法の第三条の第三十一号というのがございまして、この中に「国または地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所」というのがございます。そのあと書いてございまして、「その他直接その事務または事業の用に供する施設」というふうになっておりまして、平城宮跡の場合には、国立の文化財研究所が発掘調査をするということが目的になっております。それで、これは土地収用法の事業の対象になり得る。実際は土地収用法によって収用したのではありませんけれども、その要件を満たしているということで、この土地収用法の第三条の第三十一号を受けまして、租税特別措置法の第三十三条第一項とこのように該当いたしましたわけでございます。

一、小野 明君

たとえば、平城京の場合には、そういった研究所が、これは同時につくられたのか、前もってあったのか知りませんが、あったから適用された。しかし、文化財保護ということで大宰府が指定される。まあ、歴史的ないまままでの経過からいきますと、平城京、平安京に劣らない大宰府設置の価値があるといわれているのでありますが、これがやはり平城京の場合には適用されて、この大宰府の場合には適用されないというのには、何か私は不合理な、結果としては同じでありますから、たまたま小さな研究所というようなものが、掘って建て小屋でもいいから建てられておったから適用されたのだと、こういうこともないでありまして、何かそういった減免措置がされるべきではかろうかと、こう考えられるのですが、何か研究されないものですかね、そこは。

一、説明員（福原匡彦君）

ただいまのは、たまたまと申しますか、その研究所の発掘調査ということを、大々的に平城宮跡の場合には実施するという予定がございまして、その計画に基づいてこの規定をかぶったわけでございますけれども、これは一般的になりません。たとえば、ほかの規定でも、私伺っておりますのは、都市公園法によりまして都市公園になっているということがはっきりいたしております場合には、これがやはり土地収用法のその次の号でございませうけれども、第三条の第三十二号に「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地」「その他」となっております。その「公園」というのに都市公園法の方からここへ引ばっていかれまして、その減免措置がとれるというふうに聞いておりますが、そうしたやや部分的に

何とか現在ございます法律の条文の中で処理できるものだけが減免措置されている、こういう状態なんです。

それで私、そういった非常に特殊なケースだけが減免されるというのでも不都合かとも存じまして、一般的に何か非課税の措置というものをお願いできないかということで、政府部内で相談し合っている状況でございます。

一、小野 明君

それでは、なおご検討いただくいたしましたして、ぜひひとつ税の減免措置を適用するようをお願いをしたい。そのことが結局やはり国が買いやすくなる。国の方に買ってもらいやすくなるという文化財保護の趣旨にも合うわけですからね。それから、地元の町の負担というものが、買い上げが進めば進むほど大きくなるわけです。一割ということですからね。わずか二万人ぐらいの町で非常に大きな負担になっている。一千万いけば百万、ところなる。億いけば一千万、二万人ぐらいの町では、そのただ一割という負担を出すのは、非常に私は酷だと思うのです。その点で何か前回は、管理団体としてちょっと適当なものを県あたりにしてはどうかと、こういうふうな意見も申し上げておったのですが、この点地元負担の解消ということに何かお考えがありましたら、ひとつ伺っておきたいと思えます。

一、説明員（福原匡彦君）

ただいまの地元負担の軽減の問題でございますが、前回申し上げましたように、太宰府の町として、この指定地域が増大してまいりますと、買い上げが増えてまいりまして、それに対する一割という負担率を背負うのに困難だということは、私もその事情よくわかります。それで前回のご質問のあと、県の教育委員会といたしまして、私も伺っておりますのは、来年度の太宰府の保護の予算につきまして、相当増額したものを見込んでおるといふうに伺っております。本年度につきましても、県と町が一割—一割というところでなくて、県の方が若干持ち分を多くというふうな操作をしておるといふうに伺っております。来年度以降予算額が増大をしてまいります点につきましては、県の方にさらにお願いをして、太宰府町の方の負担は軽減したいと、こういうふうにご考えておる次第であります。

役 職	氏 名	所 属 ・ 職 名	専門分野
委員長	竹 内 理 三	早稲田大学教授・前東大史料編纂所長	国 史
副委員長	鏡 山 猛	九州大学教授	考 古
委 員	坂 本 太 郎	東京大学名誉教授	国 史
	井 上 光 貞	東京大学教授	国 史
	岸 俊 男	京都大学教授	国 史
	井 上 辰 雄	熊本大学助教授	国 史
	岡 崎 敬	九州大学助教授	考 古
	坪 井 清 足	奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部長	考 古
	浅 野 清	大阪市立大学教授	建築史
	太 田 静 六	九州大学教授	建築史
臨 時 委 員			
	谷 口 鉄 雄	九州大学教授	美術史
	青 木 正 夫	九州大学助教授	都市計画
	加 藤 退 介	九州大学助教授	造 園
幹 事			
	小 田 富士夫	九州大学助手	考 古

殿 陳 情 書

大宰府史跡の買上げ及び発掘調査について

北九州は、わが国の歴史的、文化的発展の上に重要な地域として古来輝やかしい役割をになつてきていることは、周知のとおりであります。とりわけ、福岡県太宰府は、対内的にもその中枢機関としての歴史的役割を果たしてきたのであります。

すでに、江戸時代以来このような記念すべき大宰府史跡の保存顕彰の業については、有識者の注意をひき、また、今世紀にはいつてからは政府の行政的保存措置も講じられ、今日までこの偉大な文化遺産が護り伝えられてきたことは、われわれとして慶賀にたえない次第であります。

ところが、近年の相つぐ急激な開発工事の波は、史跡の保存があやぶまれるような事態を招来するにいたりました。その上、地元民の利害必ずしも一致せず、ために、時ややおそきに失したきらいもありますが、さいわい国家的事業として大宰府史跡の買上げ、さらに学術調査という後世に残る大事業が始められましたことは、われわれ関係者一同感謝にたえないところであります。ついては、急激に変転する現下の情勢に対処して速かにこの大事業を達成するためにも、次の二りの事項について、かさねていっそうのご理解ある善処対策を要望するものであります。

1. 史跡地の早期買上げについて

大宰府史跡は、大正10年以来、国の特別史跡に指定されている都府楼跡のほか、学校院跡、観世音寺跡を含む120ヘクタールに及ぶ地域が、新しく国指定史跡として予定され、現在国庫補助を受けてその買上げが推進されているが、現在の予算の程度をもってしては、全地域の買上げを完了するにはまだまだ長年月を要することとなるのであります。そのため、地元民は、地域の将来に対して強い不安をいだかれ、そのことが発掘調査事業の円滑な遂行に支障をきたすおそれもある情勢であり、地元民の気持を緩和し、さらに、その支持を得るためには、買上げ期間を短縮して、全地域の早期買上げに踏みきる以外に方法はないのであります。

現在、史跡地買上げ費については、国が8割、県及び町が残り2割を負担していますが、現在の県及び町の財政的負担力をもってしては、それ以上の増額負担は不可能であります。従って、早期買上げを実現するためには、国庫支出の増額、さらにぜひとも全額国庫支出についてご考慮いただくようお願いいたします。

2. 発掘調査の国営移管について

大宰府史跡の学術発掘については、昭和43年度から国庫補助による発掘調査が、福岡県教育委員会の事業として着手されていますが、目下のところ大宰府専任の調査担当者としては県教育委員会においてわずか1名をこれにあてている状況であります。しかしながら、県教育委員会の行政的あるいは財政的現状でさらに大幅に調査員を増員し、機構を拡充することはきわめて困難であります。

さらに、現在の福岡県における埋蔵文化財の急激な破壊消滅は、他県の比ではなく、これらの記録保存にすら応じきれない実情であります。

従って大宰府史跡の学術調査を県教育委員会の主催によって将来に発展させていくことは、県教育委員会の到底負担にたえないところであります。このような状況を考えあわせて、できるだけ早期に大宰府史跡調査のための調査機関を独立させ、でき得れば国営の調査機関を設置し、それに移管することが両者の将来のために最も有効な方策であると考え、その早期実現について特別のご配慮をお願いする次第であります。

昭和 44 年 1 月 27 日

大宰府発掘調査指導委員会議

委 員 長	前 東大史料編纂所長 早 稲 田 大 学 教 授	竹 内	理 三
副 委 員 長	九 州 大 学 教 授	鏡 山	猛
委 員	東 京 大 学 名 誉 教 授	坂 本	太 郎
	東 京 大 学 教 授	井 上	光 貞
	京 都 大 学 教 授	岸	俊 男
	熊 本 大 学 助 教 授	井 上	辰 雄
	九 州 大 学 助 教 授	岡 崎	敬
	奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部長	坪 井	清 足
	大 阪 市 立 大 学 教 授	浅 野	清
	九 州 大 学 教 授	太 田	清 六
幹 事	九 州 大 学 助 手	小 田	富士夫

昭和44年 1月 28日

福岡県知事 亀 井 光 殿

筑紫郡太宰府町長 中 村 義 雄

太宰府史蹟買収事業補助その他に関する要望書

古代文化の拠点ともいふべき太宰府史蹟調査が文化庁発足後、第一の事業として昨43年11月より本格的学術調査が進められ着々と究明されつつあることは、太宰府がかつて日本の対外活動及び国防の基地で九州の政治・経済の中心であっただけにその意義は極めて深いものがあり地域在住者としてまことに喜びにたえません。

一方、太宰府史蹟買収については、国・県当局の深い御理解と懇切な御指導のもとに昭和39年度より毎年買収を継続し、昭和42年度までに大宰府跡32,658㎡ 3町2反9畝3歩、学業院跡1,262㎡ 1反2畝 計33,920㎡ 3町4反1畝24歩の買収を終りました。目下交渉中の昭和43年度買収を合算すると凡そ「大宰府跡」の五割を買収することになりそうです。

然しながら「大宰府跡」「水城跡」「国分寺跡」等の従来からの指定地、更に拡張内定の史跡地に想いをいたすと、その広大な地域に亘る史蹟買収は幾多の難事が伴う長期に亘る大事業といわねばなりません。

※ 町の買収金負担率の軽減について

国や県が本町の財政規模からの負担金額の限界を勘案いただき、昭和39年度より41年度まで3カ年間1割であった町負担率を昭和42年度は0.0825に、43年度は0.055に軽減され、反面県においては逆に一割から昭和42年度0.1175、43年度0.145と負担率を増大されて、町が少しでも買収し易いよう御配慮賜わったことには深い敬意と感謝を捧げる次第であります。

※ 補助金を年度内に

史蹟(文化財)行政に伴う県からの補助金が翌年度に交付され、年度末決算書作成の時期にまでも補助金の入金が危ぶまれ困惑する実情にありますので、この点できるだけ年度内に予算化交付されますよう御配慮のほどおねがいします。

※ 全額国費で史蹟買収を

平城京の史蹟地は全額国費で買収されています。平城京に次ぐ太宰府都城の跡は貴重な遺跡であるので、平城京買収に倣い全額国費で早期に買収されるよう県・町一体となり働きかけたいものであります。

※ 史蹟所有者の犠牲軽減について

去る1月17日朝日新聞によると本年より史蹟買収による土地代については分離課税方式とし、年間300万円までは特別控除を行う……………となっていますが、更に、1. 控除金額の増額 2. 税率の軽減 のために国・県・町が一体となり強力に推進されるようお願いします。

※ 史蹟地環境整備、出土品保存について

画期的発掘調査が進むにつれ種々の貴重な出土品や遺構が発見されると存じますのでこれらの保存顕彰のために、展示場、博物館等の建設についても御厚配賜りますよう併せて要望いたします。

○倉成委員長代理

田中昭二君。

○田中昭二委員

現在土地問題がたいへん問題になっておりますが、それに関連する問題でございますから、ここに一地方のものでございますが取り上げていきましてお話を聞いていただきたい、こう思うのでございます。

文化庁のほうで、きょう急に来ていただいておりまして時間もないようでございますので、そちらのほうから入らしていただきますが、福岡県の筑紫郡に太宰府という古い史跡がございます。これにつきましても地元の陳情もいろいろあっておりますが、この問題が土地税制の問題とも関係があるし、また文化庁の方針なりもあわせてお聞かせ願いたい、こう思うわけでございます。

まず、太宰府の史跡の指定につきまして、聞くところによりますと、大正十年に指定して、その後その指定された土地が、まだ何か問題が残っておる、このように聞いておりますが、その辺からお話しいただきたいと思っております。

○安達政府委員(安達健二文化庁次長)

太宰府関係の史跡といたしまして、大きく分けまして、太宰府の府庁跡、すなわち都府楼跡、それから学校院跡、観世音寺跡及び子院跡、このような形になっておるわけでございますが、そのうち中心になりますところの都府楼の跡の約三万六千坪につきましては、いまお話しのごいしました大正十年に太宰府跡として史跡に指定されたのでございますが、その後文化財保護法が制定されて、昭和二十八年に特別史跡ということで昇格と申しますか、そういうふうな指定があったわけでございます。さらにその後の調査等からいたしまして、昭和四十一年の十一月に文化庁の前身でございます文化財保護委員会におきまして、先ほど申し上げました地域を含めた追加指定をしたい、そしてまた新しい観世音寺跡とか子院跡とか学校院跡とかなどの指定を内定をいたしましたわけでございます。内定いたしましたけれども、指定の効力は告示することによって発生するわけでございます。告示に先立ちまして十

分地元の方の了解を得るということ、現在はまだその了解が完全にとれておりませんので、現在は告示するには至っていない、こういう状況でございます。

○田中昭二委員

そこで、日本では京都、奈良に同じような問題があると聞いておりますが、そちらのほうの国の指定並びに地元負担といえますか、そういうものはどのようになっておりますでしょうか。

○安達政府委員

一般的には、指定につきましては、所有権との調整と申しますか、所有権を尊重するたてまえではございますけれども、所有者の承諾を得なければ指定ができないというたてまえではなくて、国家として必要な場所についてはこれを指定をする。しかしながら、こういう時代でございますので、所有権を尊重する意味におきまして、十分地元の了解を得てやる、こういうたてまえでございます。したがいまして、従来から、旧史蹟名勝保存法時代からの系統で古くから指定されているものもございますし、その後新しく指定するものもございますが、同様な方向でやっておるわけでございます。ただいまお触れになりました土地の買い上げの問題とは別に、指定は指定として進めておるということでございます。

○田中昭二委員

京都とか奈良ですね、そういう方面ではそういう問題、何か聞きますところによれば、全額国庫負担がなされておる、そういうことでございますか。

○安達政府委員

現在文化財保護法によって指定をいたしますと、指定地につきましては、文化庁長官の許可を得なければ現状を変更することはできない、こういうことになっておるわけでございます。したがいまして、たんぼとか畑でございますれば、そのままつくっておいてもいいわけでございますが、新しい大きな鉄筋の建物を建てるというふうなことになりますと許可を得なければならぬ、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、そういう所有権の制限等が出てまいりますと、いろいろ問題を生じますので、現在はそのような史跡等の土地につきましては、問題の生ずるようなところではできるだけ公有化

する、こういうたてまえで一般的には所在の市町村が買い上げをする。その場合に国から半額の補助をする、こういうたてまえになっておるわけでございます。ただし、奈良県にございまする平城宮跡は特別な例外といたしまして、これは国において買い上げをいたしておる、こういう例外がございます。補助率につきましては、原則は一般的には五〇%でございますが、その史跡の重要性、それから広さ、それから地元市町村の財政力というようなことを勘案いたしまして、最高八割というような例外がございますが、この七割、八割のようなものは非常に例外でございます、太宰府はその例外の一つといたしまして八割で土地の買い上げを促進しておる、こういう状況でございます。

○田中昭二委員

その八割を京都と奈良と同じようにはできませんか。

○安達政府委員

先ほど申し上げましたように、現在史跡につきましての原則は、所在の市町村が買い上げをして、それについて国が半額の補助をする、こういうたてまえでございます。と申しますのは、これは市町村有のものにするたてまえでございます。史跡は国の史跡であると同時に、その地域の重要な記念でございます、これは同時にそれを公園化するとか、あるいはまたそこに緑地的なものを考えると、そういう地元の市町村にも大いに利するところがあるという考え方でございますので、特別な例外として七割、八割ということがあり、全くの例外といたしまして、平城宮のような特に史跡の性格等から勘案いたしまして国で買い上げをする、こういう状況でございます。

○田中昭二委員

そこで、最初にお話聞きましたいわゆる太宰府の都府楼跡ほか二ヶ所の指定でございますが、これは大正十年から現在までまだ全部終わっていないというようなことは、やはり地元住民としましては、地価は年々値上がりしておりますし、そういう問題でかえって問題を残すのではなからうか、このように思いますが、その特別史跡の指定がどのくらい終わって、あとの残った部分はどうのように市町村に対しても御指導なさるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○安達政府委員

現在都府楼跡の三万六千坪の指定をいたしておるわけでございまして、その新しい地域が相当膨大にのぼるわけでございます。そこで、これらの地域を指定するについて地元の方々の御了解なり御賛成を得るためには、まず一つは、その地域についての重要性というようなことについて認識を深めていただきたいということで、都府楼跡につきましの調査を地元の方々の御協力を得ましていたしたわけでございます。そうすると、都府楼の下にまたさらに古い遺跡が出てくるというようなことで、この史跡に対する地元の方々の認識をさらに深めていただく、こういうことが一つでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、史跡に指定いたしましたとしても、これは現状変更についての許可でございます。したがって、それはそれぞれの地域の状況に応じて違うわけでございまして、たとえば、地域によって、木造の建物を簡単に建てるというような場合はよろしいでしょうし、鉄筋を建てるというような場合は困るというような段階の差もございします。それからまた、その地域によっておのずからなる下の段階もございします。したがって、広い地域でございしますので、これをA、B、Cというような三つの区域に分けまして、A地区は特に重要であるから原則としては現状変更は認められない、B地区は軽微なものならいい、それからCのほうはもう少し、建物でもよろしいというふうにして、史跡の広い意味においての保存を全体的にはかつていきたいということで、A、B、Cの地区に分ける等の配慮をいたしまして、そういう先ほどの試みに掘るということ、そして見ていただいて認識を新たにすること、そしてまた、現状変更についての程度等を明らかにして、地元の方々の了解を得て、その指定を促進してまいりたい、かように考えております。

○田中昭二委員

私がお聞きしたのは、大正十年以降、二十八年にいわゆる決定した分が、地元で聞きますと四割三分ぐらいしかまだ終わってない、かように聞いておるのですが、その点でございします。

○安達政府委員

ただいま御指摘になりました太宰府地区の都府楼跡につきましましては、全体の面積が三万六千坪でございます。その中に国有地が三千七百坪でございます。それからすでに買い上げを終わって公有いたしておるのが一万七千坪ほどございます。残る民有地が一万五千坪ほどござ

いますので、したがって、この残ったものの買い上げをさらに促進してまいりたい、こういうことでございます。

○田中昭二委員

その残った分の見通しはどういうようになっておりますか。

○安達政府委員

四十三年度は全体の買い上げ経費六千万円でございまして、それに対して八割の四千八百万円を支出いたしました。明年度はさらにこれを増加いたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○田中昭二委員

そこで最後に、内定しております面積でございすけれども、その中のいろいろ聞きまして、たところの実情を申し上げるわけでございますが、ある農家の方は一町二反ぐらいのたんぼを持つておりまして全部それにかかわるわけですね。そうしますと、そのために、道をはさんでこっちのかかってないところは坪五万も六万もで売買されておる、それが内定を受けておるばかりに半分以下三分の一ぐらいの価格しかない、そういう現況なんだ。また、いまま言いましたように、農家が一町二反のたんぼを全部内定されまして、木一つ切ることもできない、そういうような苦情を聞いておるわけですが、その点はどういうふうなことになるのか。

○安達政府委員

現状変更の認可が要ると申ししましても、軽微な変更等については許可を要しないわけでありまして、木を一本切る、そういうことについてまで許可を要するわけではございません。それから、土地の買い上げの価格でございますが、これは別に、史跡だから安くするということではなくて、たとえば最近そのところに道路の問題が出ておりますが、その道路を買い上げましたと同じ価格で買い上げをいたしておりますので、特に史跡だから安く買い上げる、こういうことは毛頭ございません。

○田中昭二委員

そこで、土地税制の問題でございますが、いまそのような現地ではいろいろな問題——土地を政府から内定を受けたために、土地の値段というものは毎年毎年上がっていきますものですから、そういう問題でいろいろな問題を残しておるわけでございますが、ことし税制改正で予定されておるいわゆる土地税制の適用から見ましても、また、いままで収用対象事業なんかでは一応土地の譲渡については千二百万円の控除がある、こういうこともありまして、なかなか不公平を来たすのではないか。また、実際にそのように太宰府町の現地の人たちは、売買した場合でもその規定の適用も受けられない、いわゆる千二百万円の控除も受けられない、こういう問題があるのですが、このことについて大臣から一言……。

○吉国政府委員（吉国二郎大蔵事務次官）

ただいま御指摘のように、文化財保護法によって史跡の指定を受けたもの、現在實際上予算を出して買い上げるということになっておりますけれども、これに対しては特別の控除が従来なかったわけでございます。今回、土地税制の改正にあたりまして、これらのもの、あるいは古都保存法のように買い取り制限のあるものも、その買い取り制限に基づく譲渡所得については特別の手当てがございませんでしたので、今回、文化財保護法については買い取り請求の規定はございませんが、性質も同じであるということから、従来ございます三百万控除の中にこれを含み入れまして、新たに三百万円の控除を実施するというところで立案をいたしております。

以下省略

参議院予算委員会 会議録(抜粋)

昭和四十四年三月二十日

○原田 立君

次に、保存の問題でありますが、福岡県筑紫郡太宰府町の遺跡、都府楼遺跡および水城の堤防等の買い上げ状況はどうなっておりますか、文部大臣。

○国務大臣(坂田道太君)

御案内のとおりに、大宰府遺跡というのは、日本の文化史におきましても非常に価値のあるところでございまして、まあ九州邪馬台国説だとか、あるいは大和邪馬台国説とかいうようなことがあるわけで、非常に大事なところでございますが、大宰府は、平城宮趾、多賀城史跡と並ぶわが国の歴史上重要な遺跡でございますし、この史跡を保存するために、昭和三十九年度から太宰府町に国庫補助を交付して買い上げを実施してまいりました。史跡の重要性、緊急性にかんがみまして、補助金額は年々増加をし、四十三年度は総額六千万円、補助額は四千八百万円の買い上げ費を計上しております。昭和三十九年度が国庫補助金八百万円、四十年度が千六百万円、四十一年度は千六百万円、四十二年度が三千二百万円、昭和四十三年度が四千八百万円ということでございます。

○原田 立君

ここの遺跡は四十一年十一月に史跡の指定の内定をしたそうですけれども、その点いかがですか、文化庁の方から。

○政府委員(安達健二君)

太宰府の指定は大正十年に都府楼あとを指定したわけでございます。その後特別史跡に指定し、さらにそれらの地域以外の都府楼あと以外のところの地域と、それから都府楼跡の追加の指定ということが問題になりました。昭和四十一年に太宰府の都府楼あとの追加と、それから学校院あと、観世音寺あと、子院あと、こういうところを含めまして指定をする文化財保護委員会の決定がなされたわけでございますが、しかしながら、指定はこれを告示することによって行なうということになっておりまして、現在は指定の告示をいたしております。

ん。したがって、いま申し上げました地域については、まだ指定はしていないわけですが、この指定につきましては、住民の方々、地元の市町村の方々と十分お話し合いをして、その上で指定の告示をしたい、こういうことで、現在関係の太宰府町とそれから辞もとの方々とお話し合いをして、このような現在の段階でございます。

○原田 立君

そういう内定で地元の人たちはたいへん苦慮している現状です。内定を取り消してくれと、こういうふうな意見も非常に強い。その点はどうですか。

○政府委員（安達健二君）

この指定をする意味は、この地域がただいま大臣からお話しございましたように、わが国の歴史上きわめて重要な地域であるということでございまして、そのために指定をするわけでございますが、何よりもまず一つは、住民の方々がそういう史跡の価値について十分具体的に認識をしていただくことが第一であるということから、発掘をいたしまして、このように重要な遺物があり、遺跡があるということを現実に見ていただくというようなことをいたしておるわけでございます。そういうようなことを通じまして、地元の方々の認識もたいへん高まってまいったということが第一点でございます。それからまた、地元の町におきましてもこのための委員会を設けられまして、この指定を促進するというようなことで御努力されておるわけでございます。

それからもう一つは、地域が広がってまいっているわけでございます。したがって、すべての地域について原状変更を禁止するというようなことにも問題があるということ、A地区、B地区、C地区の三段階に分けまして、A地区は原則として原状変更を認めない最も貴重なものである。それからC地区は、原則的には特に支障のない建物等であるならば、これは原状変更を認めよう。B地区についてはさらにその状況等も発掘したり、その他によって考えていく。こういうような三段に分けまして、それぞれの価値というものの関連を合わせながら十分その保護をはかりつつ、また住民の方々の意向にも沿うようにしようということが第二点でございます。

それから第三点といたしましては、買い上げを促進していきたい。こういうことで、先ほど大臣からお答のございましたように、われわれといたしましても今後買い上げの促進に努力したい。こういうような方法によりまして地元の方々の了解を得、そしてこの史跡の保存

に遺憾なきを期したい、かように考えておるところでございます。

○原田 立君

文部大臣、この特別史跡になった少なくともその地域だけでも、ちゃんと国で早く買い上げる、全部早く買い上げる、そういうお考え、構想はないですか。

○国務大臣（坂田道太君）

ただいま文化庁の次長から申し上げましたように、やはりこの遺跡の価値につきまして十分やはり検討をいたしました上、A地区、B地区、C地区それぞれの分野があるわけでございますから、まずわれわれといたしましては、一番重要なA地区というところから始めなければいけないのではないかというふうに考えております。

○原田 立君

ですから、そのA地区の買い上げの早さですね、それはどう考えているんですか。

○政府委員（安達健二君）

ただいま大臣からお話ございましたように、まず緊急にやるべきものは特別史跡の分でございます。同時にその他のB地区、C地区―C地区はもうほとんど問題ございませんが、B地区等につきましても原状変更の申請等があつて、どうしてもここに家を建てたいとかいうようなことがございました場合には、またこれを買上げをするというようなことも必要になってくるわけでございます。先ほど大臣からご指摘ございましたように、すでに毎年非常な増額をいたしておるということが一つと、それから一般に史跡の買い上げにつきましては、地方公共団体が買い上げる場合に国は五割の補助をいたしておるわけでございますが、太宰府地区には特にその必要性にかんがみ、また地元の負担能力を勘案いたしまして、一割は県、あとの一割は県と現地の町が負担をすると、こういうような特別の配慮をしながら進めて、毎年この額をふやしていきたい、こういうめどでございます。

○原田 立君

一括購入はできないんですか。

○政府委員（安達健二君）

住民の方々でも、これをやはり土地としてといいますか、現に農業をしておられる場合は、買い上げてもらわないでそのままつくっていたいと、こういう御希望もあるわけでございまして、文化財保護の立場からいいますと、耕作をしておられる場合におきましては、重大なる改変がない限りは別に差しつかえないわけでございます。したがいまして、一括買い上げということでなしに、住民の方々の要望やら、その土地の性格、そういうことを総合的に勘案して漸次買い上げをしていくほうがより妥当であろう、こういうことに考えておりますので、いわゆる一括全部いっぺんに買い上げなければならない、そういう性格のものではないと考えておるところでございます。

○原田 立君

その地域を売るわけにもいかないし、原状変更もするわけにもいかないし、結局中にはそれを売りたいという人もあるのです。だからお聞きしているのです。

○政府委員（安達健二君）

ただいまお示しなさいましたように、そういう売りたいという希望等をまず優先的に考えながら、そしてまたその地域の重要性等を勘案しながら買い上げていくということでございます。

〔委員長退席、理事江藤知君着席〕

○原田 立君

文部大臣にお伺いするのですが、地元の了解がない限り史跡の告示はしないというふうに前文部大臣も答弁しているわけですが、坂田文部大臣のお考えはいかがですか。

○国務大臣（坂田道太君）

やはりこういうような史跡につきましては、地元の御協力あるいは理解ということが非常に大事だと思いますので、前文部大臣のお考えを踏襲いたしたいと考えておるわけでございます。

○原田 立君

一月十七日の朝日新聞に、四十三年は三百万円まで基礎控除すると、こういうふうな報道されておると聞いておりますが、そういう点は大蔵大臣、こういう史跡などを売った場合の代金についてそういう控除をもっと引き上げるとか、そういうふうなお考えはおありなんですか、どうなんですか。

○國務大臣（福田赳夫君）

そのとおりでございます。つまり史跡保存法で指定されました史跡、それに当たる土地を地方公共団体が買い上げることが、いま文化庁のほうからお話があったとおりでございますが、その際には買い上げ代金、つまり売り払い代金の三百万円を控除すると、こういうことになるわけでありまして。かりに四百万円で売ったという際には、三百万円までが控除されて、残りの百万円、これは四十四、四十五、四十六、三カ年間は一〇%の課税、またその次は一五%の課税と、こういうことになるわけでございます。いま租税特別措置法で改正案をお願いしておる、かような段階でございます。

○原田 立君

地元民は基礎控除の増額並びに税率の軽減を強く要望しておりますけれども、これは考慮に入れるわけにはまいりませんか。

○國務大臣（福田赳夫君）

ただいま申し上げましたような、非常に手厚い特例で、この買い上げを順調にしたい、かように考えております。

○原田 立君

公共用地は千二百万円までは基礎控除になると聞いております。そうすると、この場合も公共用地的な土地の売買でありますから、当然そこいら辺も利用されていいんじゃないですか。

○政府委員（吉国二郎君）

公共用地と申しますか、収用権の発動によりましますところの買い上げ、収用権が発動され

ることを予想して売り払う場合、この場合には従来から千二百万円の特別控除がございます。今回の税制改正で予定しておりますのは、従来全く控除のなかった、たとえば古都保存法による買い入れの申し出等に基づいて、政府が買い入れる場合に新しく三百万円の控除をつくった。文化財保護法の規定には買い取りの申し出の規定がございませんが、実際上予算を支出して買い上げをしておりますので、これは法律の根拠はございませんけれども、同様の扱いとして三百万円の控除を適用することにしたわけでございます。収用権の発動による分と、これらの法律の規定による申し出によって買い上げる場合とは、従来からものはつきり差がついております。新しく三百万円の特別控除を認めるということがかなり大きな恩典である。また、ただいま大臣が申しましたように、譲渡所得の税率につきましては、今後六年間分離比例税率で、長期譲渡の、長期間にわたって保有した土地を譲渡した場合には、非常な軽減税率ができるようになりますので、負担は従来に比べれば非常に軽くなると考える次第でございます。

○原田 立君

文部大臣、地元の好意に甘えて文化財保護行政というのは非常に手ぬるいと、新聞等でも非常に批判が多いんですが、もう少し基本的にお考え方はないんですか。

○国務大臣（福田赳夫君）

まあ、これはかなり画期的な改正なんですから、つまり文部大臣からお話がありましたように、これは強制収用というか、そういうことは避けまして、それで話し合いで地元の了解、理解を得てやると、こういうわけなんです。理解を得て土地の買い上げをする、こういう際においては、まあ三百万円までは税がかからぬ。それをこえる額については軽減税率、この三カ年は一〇%だ、こういうことです。いままでほとんどこういう方面が顧みられなかった。それに比べますと今度は非常に思いきった軽減措置だと、かように考えております。

○原田 立君

文部大臣いかがですか。先ほどの質問は、地元民の好意に甘えるような文化財保護行政ではない、国としてもっと資金を入れて、国家的行事として保護すべきじゃないか。こういうことです。

○国務大臣（坂田道太君）

文化財遺跡が大切であるということはもう申すまでもないことでございますけれども、やはりそれにいたしましても、地元住民の理解というものを深めるということも同様に私は大切だと思っているわけでありまして、やはりこれだけではどうしても残さなければならぬ地区と、そうでない地区とやはり考えていく、そうして地元の人々の意向も無視しない形で文化行政を進めていくということのほうが私は行き方としていいのではないかというふうに思っております。

○原田 立君

文部大臣、そんなことを言っているから、今度の下関の綾羅木の郷台地遺跡のブルドーザー事件が起きているのですよ。これは二度とあっては相ならない。この点に対してももっと強い財政的措置というものがなきゃいけないか、ぜひやるべきじゃないか、こうぼくは思うのですよ。

○国務大臣（坂田道太君）

そういう予算面等につきましては、やはり御指摘のとおりでございます、私は文化遺跡等を護るために毎年努力をいたしてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○原田 立君

精神論では困るのですよ。三月十一日の朝日新聞には、文部省としても今後遺跡保護について十分指導、助言するとともに、予算措置をあわせ考えていく予定である、それからまた文化庁では、この指定によって下関——失礼しました、これは綾羅木の問題ですが、下関市は同地区を国で買い上げるように申請をしてくれば直ちに応ずる方針である、こういうことを新聞報道されているのです。いかがですか。

○国務大臣（坂田道太君）

地元の地方公共団体からそういうような土地を買い上げ、買収して恒久的な保存をはかる際に補助金を交付してその国有化を、というような場合におきましては、私たちといたしましてはもとにもこれを受けまして、そうして検討いたしてまいりたい、かように考えております。

○原田 立君

四十四年度はこの文化財保護行政についての予算措置はいかがですか。

○政府委員（安達健二君）

史跡等の土地の買い上げでございますが、これが昭和四十三年度は三億六千万円でございましたものを、四十四年度予算として御審議いただいておりますものについては一億八千万増の五億六千万円ということになっおるわけでございます。特に土地の買い上げ費につきまして、特別の努力を傾けておるところでございます。

○原田 立君

あなた、五億六千万くらいなもので特別な、格段の努力だなんて、そんなことを言わないほうがいいと思うのですよ。少な過ぎるのじゃないですか。文化庁で予算要求したものと原案は幾らだったのですか。

○政府委員（安達健二君）

約十億でございます。

○原田 立君

だから、多いか少ないか。

○政府委員（安達健二君）

私どもといたしましては、第一次の五年計画ということで、その初年度として十億という要求を大蔵省にお願いをいたした次第でございます。われわれとしてはその土地の買い上げが、史跡保護の最も中心的なものとして、今後大いに努力すべきものであるということで、もちろん、現在の五億六千万円が非常に満足であるということではないのですが、われわれとしてはさらに努力を傾けてまいりたい、かようなことでございます。

○原田 立君

大蔵大臣、文化財保護行政のための国の買上げ費用がいま五億六千万ということですが、これはもっと増加せしめることが基本的には大切じゃないかと思うのですが、どうですか。

○国務大臣（福田赳夫君）

文化財の保護ということはたいへん大事なことだと思います。国政いろいろな行政需要がありますのでバランス、そういうものを、均衡を考えなければいけません。なお、今後とも文部当局とも十分相談してまいりたい、かように考えております。

○原田 立君

どこの遺跡も——文部大臣、文化庁もお聞き願いたいのだが、現状のようなやり方ですれば、今度の下関の郷台地事件のようなことが一触即発で起きそうなどころばかりなんですよ。だからこれに対しては文化財保護行政の面からいってもっと手厚いものにすべきであるとは思うんですよ。そういう面についてそういう強い御意志があるのかどうか、その点を表明していただきたい。

○国務大臣（坂田道太君）

私といたしましてもその意欲を十分に持つておるわけでございます。どういふようなところにどういふものがあるかというような全国的な遺跡の調査等も考え合わせまして、ほかの省庁とも連絡をいたしまして、下関のようなああいう事態が起こらないようにいたしたい、かように考えておる次第であります。同時にまた予算等につきましてもいまでは十分ではございませんので、さらにさらに増額を要求いたしまして、この文化財の遺跡を護りたいと、かように考えておる次第であります。

後 略

(資料13)

44太総第3894号

昭和44年9月11日

福岡県教育庁文化課長

杉原 信彦 殿

太宰府町長 中村 義雄

太宰府町議会 議長 芳原 祐八

九州歴史資料館設置に伴う要望書について

九州歴史資料館設置に関連して太宰府町大字観世音寺、坂本、国分の
三区長より別紙のとおり要望書が提出されましたので、貴職の見解を折返
し御回答下さいますようお願いいたします。

(別紙)

要 望 書

九州歴史資料館が太宰府天満宮附近に建設されることは太宰府町民として誠によろこばしき事であります。

然しながら観世、坂本、国分の区民にとってはこの報に接し愕然とし、失望せざるを得ませんでした。旧史蹟地及び今回の史蹟拡張地内の地権者は土地買収が始められた時から将来は歴史博物館や万葉植物園などを造る計画であると説得された国や県及び町当局等の言葉が全く偽りであった事を思う時、吾々は憤慨に堪えず、今後の史蹟行政も闇を行く気が致します。然し吾々はこの事のみを考えていても事ここに至っては何の術もありません。只この代償を要望するのみであります。

要望事項は数多くありますが、次に掲げる八項目はその主なもので、吾々の切なる最少の要望でありますので、この要望貫徹に全力を尽す覚悟であります。

町長及び町議会議員の方々は国よりも県側よりも地元民の真情を最もよく御存じの事と思いますから、今一度再認識されて要望事項を御承認下さるよう三区長連署の上御願致します。

要 望 事 項

- 一、観世、坂本、国分三区の主要道路を全面舗装すること。
- 二、観世、坂本、国分を結ぶ観光道路を新設すること。
- 三、現在史蹟指定予定の百二十ヘクタールを全面解除すること。
- 四、今日までの未買収地を時価にて即時買上げること。
- 五、九州歴史資料館の要員は三区から優先的に採用すること。尚資料館内に於て營業的施設を施す場合は三区へ其の権利を与えること。
- 六、都府楼周辺の今後の建造物計画を速やかにたて公表すること。
- 七、特別史蹟地の利用については地元優先とする。
- 八、今後史蹟問題にて上京する場合は地元関係者も同伴すること。

以上八項目は九月十五日まで文書をもって御回答願いたし。

昭和四十四年九月八日

国分区長	阿 部 春 治
観世区長	原 野 三次郎
坂本区長	武 藤 太 郎

太宰府町議会議長 芳 原 祐 八 殿

44教文第595号
昭和44年9月12日

太 宰 府 町 長 殿
太宰府町議会 議長 殿

福岡県教育庁文化課長
杉 原 信 彦

九州歴史資料館設置に伴う要望書について (回答)
(対 昭和44年9月11日付44太総第3894号)

このことについて、当方の見解は別紙のとおりであります。

(別紙)

九州歴史資料館の設置については、ご承知のとおり、その計画立案の当初から、必要に応じて貴職と協議を行ない、貴町の立場を十分考慮したうえ計画したものであります。

それにもかかわらず、標記の要望書には、国・県当局が当該地区住民を偽まんしたとの表現がありますが、現在当方で計画している九州歴史資料館の設置は、史跡地の整備・活用計画とはあくまでも別個に検討されるべきものであって、従来史跡地の整備・活用に関して述べられてきた各種の展望的意見を否定するものではなく、これらの意見については下記「事項6について」にも述べているとおり、今後十分検討を加えるべきものと考えております。

以上のことから、標記要望書に示されている要望事項については、当方としては次のように考えております。

要望事項 1, 2 について

道路の舗装および道路の新設は、史跡の整備・活用計画と密接な関連があり、とくに指定地域内にあつては、現状変更の問題ともかかわりがありますので、道路に関する計画については、事前に当委員会に連絡され、文化庁の指導のもとに十分協議がなされるようお取り計らい願います。

要望事項 3 について

この問題については、最終的には文化庁の判断にまたなければなりません、当方としては解除できないものと考えます。

要望事項 4 について

特別史跡大宰府跡（都府楼跡）および指定予定地のうち必要地域の買上げについては、来年度以降さらに大幅な予算増額がなされるよう強力に要求する予定であります。

要望事項 5 について

九州歴史資料館の設置は現在まだ計画の段階であつて、人員採用について予定をする段階ではありませんが、将来貴町内から人員を雇用する必要が生じた場合、優先的に考慮することは十分検討したいと考えます。

なお、この資料館内に営業的施設を設定するかどうかについては、今後検討したいと考えています。

要望事項 6 について

都府楼周辺の整備・活用については、現在実施している発掘調査の進行と併行して、今後地元・町および文化庁とも十分協議を行ないながら、可能なものから逐次具体化していくよう計画をたてる予定であります。

要望事項 7 について

要望の趣旨が不明でありますので、回答を保留します。

歎 願 書

昭和四十一年十一月史蹟拡張計画が文化庁より発表されるや、地元地権者は一丸となりあらゆる手を尽してこれに反対しましたが、その功なく益々窮地に追い込まれました。その時町議会の計らいによって史蹟対策特別委員会が発足致しました。私達は全く闇夜に灯を得た気持ちで本日までこの委員会に大変努力をして戴きました事は感謝に堪えません。その為地元の意見も少しずつ上司に通ずるようになり好転致して来ました。然るに今回この史蹟対策特別委員会が解散と云う事をお聞きしますが、これは地権者にとっては史蹟拡張反対を叫んでいる矢先大きな打撃で、あたかも航行中の船が羅針盤を失ったも同然であり、今後どうしてよいかわかりません。今日まで地権者が委員会へ色々と無理な事、お気にさわる事等申し上げたかと思いますが、これは私達地権者の代弁者に対するあまえ言葉と思われ、今後も今迄同様に委員会を存続して戴き、私達の最もよき相談相手となって下さるようお願い致します。

昭和四十四年九月二十五日

国分区長	阿部春治
観世区長	原野三次郎
坂本区長	武藤太郎

太宰府町議会議長

芳原祐八殿

(資料15)

都市開発と文化財保存に関するパネルディスカッション

1. 主 催 福岡ユネスコ都市問題研究会
2. 日 時 昭和45年5月7日 午後1時～5時
3. 会 場 福岡市天神町 三和ビル 6階 九州経済連合会会議室
4. テーマ 「都市開発と文化財の保存は如何にあるべきか」
——太宰府の遺跡保存問題を中心として——

- | | | |
|-----|---|--|
| 第一部 | { | ① 日本における都市開発の現状について
② 日本における文化財保存の現状について
③ 上記①, ②の問題点をめぐって |
| 第二部 | { | ① 太宰府遺跡発掘の現状と将来計画
② 太宰府地域の都市化現象と九州縦貫道路建設
に伴う地域開発の将来計画
③ 太宰府遺跡保存と地域計画の構想を考える |

5. パネリスト
- | | |
|-----------|-----------------------|
| 竹内 理三 | (大宰府発掘調査指導委員長・東大名誉教授) |
| 平野 邦雄 | (文化庁主任文化財調査官) |
| 杉原 信彦 | (福岡県教育委員会文化課長) |
| 谷口 鉄雄 | (九州大学教授・美学) |
| 松本 雅明 | (熊本大学教授・考古学) |
| 内田 一郎 | (九州大学教授・土木工学・交通) |
| 加藤 退介 | (九州大学助教授・造園・地域計画) |
| 光吉 健次 | (九州大学助教授・建築・都市計画) |
| 松尾 寿一 | (建設省九州地方建設局道路部長) |
| 山本 愈雄 | (建設省九州地方建設局企画部長) |
| 川崎偉志夫 | (日本道路公団福岡支社長) |
| 濱 正雄 | (九州経済連合会専務理事) |
| 司 会 高橋 正雄 | (九州大学名誉教授) |

(資料16)

要 望 書

昭和41年11月、史跡拡張計画が文化庁より発表されるや、地元地権者は一丸となってあらゆる手を尽くしてこれに反対しましたが、その効もなくますます窮地に追い込まれ、現状では家計上やむなく特別史跡以外の土地の一部も国に売り渡すという現状です。

然しながら、私たちはあくまでも所期の目的は少しも変わることはありません。

国はあくまでも文化財保護法によって史跡指定をするならば、私たちは国民である以上これに従わなければならないが、保護法にもあるように一方的な見方で指定をするようなことや、われわれの生活をおびやかすような指定であってはならない。指定をするならばそれに裏付けできるような代償を即時国は考えてもらいたいと思う。以上のことから地権者一同は次の要望書を提出致します。

要 望 事 項

1. 指定をするならば地権者の納得のゆくまで説明をせよ。
2. 指定の計画案を青写真で明確にせよ。
3. 拡大指定の暁は一カ年以内に地権者の納得のゆく価格で買い上げよ。
ただし、立木及び諸施設等の代金は別途支払うこと。
4. 指定後一カ年以内に買い上げなき場合は指定より除外せよ。
5. 買い上げによる所得税の控除額は建設省と同額の1,200万円を最低とすること。
6. 指定地内の諸施設に対する営業権及び雇用権を地権者に与える。
7. 都府楼跡、国分寺跡及び水城堤防跡や大野城跡等の既指定地の買い上げを完了の上前6項目を履行せよ。

昭和45年6月2日

国分区長	阿 部 春 治
観世区長	原 野 三次郎
坂本区長	武 藤 太 郎

太宰府町長	中 村 義 雄 殿
太宰府町長会議長	芳 原 祐 八 殿

昭和45年8月5日

文化庁長官 今 日 出 海 殿

太宰府町長 中 村 義 雄

太宰府町教育委員会

教育長 柴 田 穂 積

太宰府町議会議長 芳 原 祐 八

太宰府史蹟に関する要望書

太宰府史蹟の保護について、本町ではかねてから地元住民の立場を充分考慮しつつ、その円満な実施を図るよう今日まで微力をつくしてまいりました。なお、さらにこの史蹟の保存整備の万全を期するためには、地元住民の協力が不可欠の要件であると考えますので、史蹟指定の告示にさきだち、長期展望にもとづく保存整備計画の概要を明示されるよう要望します。

なお、これに関連して下記の各事項に対する貴庁の方針、見解をできるだけ具体的にご回答ください。

記

1. 土地買上げについて

- (1) 今後の買上げ予算の大幅増額をはかられたい。
- (2) 指定予定地とともに、町内に所在する既指定史蹟のすべてを買上げの対象とされたい。
- (3) 買上げ希望者に対しては、すくなくとも1ヶ年以内にその希望に応じられるよう措置されたい。
- (4) 買上げ価格は、適正な価格にされたい。
- (5) 買上げにともなう所得税の大幅軽減をはかられたい。
- (6) 買上げ、その他の事業に要する経費の町負担を減免されたい。

2. 整備、管理について

- (1) 買上げ地の環境浄化を積極的に履行されたい。
- (2) 指定地内に残存する私有地に係る私的な諸権利（居住権、生活上・農耕上必要な道路・水路および諸施設等）の保護をはかられたい。
- (3) 史蹟の整備に関連して、指定地内に設けられる諸施設の運営にあたっては、地元住民の利益を充分配慮されたい。
- (4) 指定地内における宅地以外の土地の、宅地への地目変更を認められたい。
- (5) 指定地内の宅地における、家屋の新築を認められたい。

3. その他

- (1) 新都市計画法その他の関連法令が、今後、いかなるかたちで施行されても、土地の買上げなど既定の保存整備計画を変更しないよう、とりはからわれたい。
- (2) 史蹟の総合的な整備をはかるための、特別立法が制定される場合には、今日までの地元との話し合いの経緯を尊重し、今後もその方向が持続されるよう配慮するとともに、地元の意向を充分反映した立法となるよう考慮されたい。

以上に対しての回答は、文書をもって早急に行なわれるよう、お願いします。

(資料18)

委保第 23の34号

昭和45年8月24日

太宰府町長 中 村 義 雄 殿

文化庁文化財保護部長

内 山 正

太宰府地区の史蹟に関する要望書について

(回答)

昭和45年8月5日付けの標記要望書に関し、下記のとおり回答します。

記

1. 整備計画について

整備計画は、指定後に福岡県、太宰府町と協議のうえ立案すべきものであるが、環境整備の基本的方向としては、発掘調査を行ない、遺蹟の意義をじゅうぶん理解できるような復原的整備を行なうとともに活用のための苑路、施設を指定地内に設置できるようにしたいと考えている。

2. 個別事項について

1 土地買上げについて

イ (1)から(4)までの事項については、予算の増額に努めるとともに、要望の趣旨に沿って処理したい。

ロ (5)については、全国の史蹟指定地全体の問題であるが、要望の趣旨に沿って関係官庁と協議して、その実現に努力したい。

ハ (6)については、今後福岡県とじゅうぶん協議してゆきたい。

2 整備管理について

イ 整備事業については、整備計画を立案し、積極的に進めるとともに当面、環境浄化を積極的に進めたい。

ロ (2)および(3)の事項については要望の趣旨に沿って処理したい。

ハ (4)および(5)の事項については、地目変更を規制するつもりはないが、家屋の新築については、既に示した保存管理計画(案)に基づいて処理したい。

3 その他について

イ (1)については、保存管理計画を変更するつもりはない。

ロ (2)については、大宰府遺跡について、特別立法が制定される場合は、今日までの地元との話合いの経緯を尊重するとともに地元の意向もじゅうぶん反映されるようにしたい。

○内田善利君

それでは、太宰府地区の史跡地の買い上げについてお伺いしますが、この買い上げ計画ですけれども、本年度は二億三千万円計上されておりますが、この中の八割が国で、あと一割が県、一割が町、こういうふうになっておりますが、太宰府町ではこの一割、二億三千万円の二千三百万円に対して非常にお手上げの状態でありまして、こういったことから遅々として買い上げが進んでいない、こういう状況でございますが、平城京の場合は十割全額国庫負担であったわけですが、どういふわけで太宰府だけ八割だけ国庫負担、補助されるようになったのか、この点をお聞きしたいと思います。

もう一つ、この買い上げにつきましては住民は所得税の減免を希望しているわけですが、これも、これに対してはどのように考えていらっしゃるか、この二点だけお聞きしておきます。

○説明員(内山正君)

史跡地を地方公共団体が買い上げます場合、国庫補助をいたしておるわけでございますが、通常は原則として五割補助をいたしまして、あとの五割を地元で負担をさしていただいております。ところが地方公共団体の財政負担能力が非常に弱い場合、あるいは特にその買い上げ事業が大きい場合等につきましては、それよりも増額して補助をする、増率して補助するということがございます、例外的にございます。太宰府の場合につきましては、この史跡の規模並びに地方財政の負担能力を考慮いたしまして、最大限の八割の補助を出しているところでございます。したがって、あとの二割を地元で負担することになるわけでございますが、ただいま御指摘のように二割のうち一割を町で、一割を県でということにつきましては、太宰府町の負担能力から非常に無理が多いということで、県当局とも十分話し合いをいたしまして、そして二割のうち一割五分を県が負担し、あとの五分を町が負担するという形にして本年度から実施をいたしております。なお町の負担部分の一部の補てんにもなるようにということで、特別交付税の交付につきましても、県は十分な配慮を払っております、できるだけ、町の負担が少ないようにしていきたいということで話し合いを進めているところでございます。なお今後も県当局と十分話し合いをいたしまして、町の負担ができる

だけ軽くて済むように措置をしてまいりたいというように考えておるわけでございます。なお、むしろこういうケースにつきましては平城宮跡のように全額国庫で買い上げるべきではないか、なぜ太宰府についてはそれを考えないのかという御指摘でございますが、平城宮跡につきましては、御承知のように、数年前から全額国庫で買い上げておるわけでございますが、これはまあいわば例外中の例外という形でございまして、原則としてこれを一般の史跡に及ぼすことは事実上困難であると考えておりますが、町の負担をできるだけ少なくすること、そういう方向へ努力することによって今後も措置をしてまいりたいというふうに考えております。

○内田善利君

太宰府史跡のような非常に重要な大型のものですけれども、こういう遺跡に対しては大量の人員と長期的に発掘調査をしていかなければならないと思うのですけれども、私が行きまして聞きましたら、二十五人の県の係の中でたった二人、この発掘、研究をやっておる、こういうような状況で非常にわびしい思いをしたわけですが、ところが、平城京の場合は国立奈良文化財研究所などもありまして、強力に発掘調査が行なわれておるようですけれども、太宰府にもこのような強力な発掘調査機関を設けたらどうかと、このように思うんですが、この点はどうですか。

○説明員（内山正君）

全般的に申しまして、遺跡等の発掘に参与いたしますところの発掘調査者というのは、全国的に非常に数が少のうございまして、どここの県でもたいへん苦慮をいたしております。太宰府につきましても、御指摘のように、現在二名でやっておりますが、福岡県は、太宰府の重要性にかんがみまして、昭和四十二年以来三名を実はこれに充當いたしております、たまたま現在一名が病気で休んでおります、二名しかこれに従事しておりません。ああいう広大な地域の発掘につきましては、これで十分だとは私ども考えておりません。さしずめこの調査計画を円滑に遂行するために、発掘調査費の補助金を国が出しておりますけれども、この補助金の増額等をはかりまして、その経費のうちでさしずめ二名程度をこれに充てる予定をいたしております。どうもこれでも十分ではございませんけれども、若干の強化をはかってまいりたいというように考えているわけでございます。御指摘のように、むしろこういう広大な重要な地域につきましては、国で平城宮跡のような発掘調査機関を設置してこれ

に当たらせるほうがいいということでございますが、当然私どもも将来においてはそういう方向を検討していかなければならないと考えております。当面におきましては、とりあえずただいま申し上げたような措置でまいりたいと考えておるところでございます。

○内田善利君

次に、文化財の整備計画基本方針といいますが、そういうものをお聞きしたいと思います。買い上げされたその土地の環境整備、浄化、こういった点が非常にまずいと、そのように見てきたわけですが、住民の声も、文化財の保護の指定のしっぱなし、あるいは買いっぱなし、これが非常に私たちは五十年の間いじめられてきまして非常に困っておるんですと、こういうことで、向こうの買い上げされた土地も草がぼうぼう、虫が出てくる、あるいは近所の田地田畑にも影響を及ぼしている、そのような状況であります。この文化財整備の基本方針、こういうものをまずお聞きしたいと思います。

○説明員（内山正君）

買い上げました土地の整備につきましては、昭和四十一年度から国庫補助金を出しまして、芝張り等を主とした整備を継続して行なっております。昭和四十四年度には、発掘調査をいたしました南門あるいは中門あとについて復元的な整備を、部分的ではございますけれども、いたしてまいっております。また、指定地域内には国有地が若干ございます。これらの国有地につきましては、管理のための助成金を交付いたしまして、この地域の清掃、管理に当たらせるといような措置もいたしております。買い上げ地が荒れ地になりまして、そこが病害虫の発生源になるという心配も地元にあるのかと思いますが、現在のところはそれほど荒廃しているとは考えていないわけでございます。しかしながら、だんだん買い上げ地が広がってまいりますという、今後その地域の整備についてはさらに積極的な措置が必要であろうと考えるわけでございます。発掘調査の結果等を勘案いたしまして、環境の整備あるいは環境の清掃、浄化等についても、県、町当局とも協力いたしまして、さらに積極的に進めてまいりたいと思っております。

○内田善利君

時間がありませんので、まとめて質問したいと思いますが、先日この委員会では、先日は、太宰府はもう——これは鈴木委員の質問に答えられたわけですが、「たびたび太宰府の

問題もございまして、あそこの農民とほんとうにひざを突き合わせて野良で話し合ったこと
もございまして、いま太宰府のほうでは問題がなく、非常に協力してもらっております。」
と、多田委員に対しましては「太宰府の方は、きのうですか、私の方の調査官が帰ってまい
りまして、数日中に片づくそうでございます。ずいぶん長くかかりましたけれども、まあ村
の人たちとの間のいまのような問題は大体解決したかと思っています。ただ規模として、私はヘ
リコプターであの上を飛びまして、非常に一種独特な雰囲気を持った地域でございますが、
惜しいことに、もう半分はちよつと回復の余地がないんじゃないかというように思われま
す。」と、このように答弁されておるわけですが、もう地元住民との間の問題は解決したの
かどうか、この点。

次に、地元住民の代表が七月二十四日に今長官に要望書を出しておるわけですが、これに
対してどうして返事がいただけなかったのか、そのあと八月の五日に今度は町当局から要望
書が提出されておりますが、この要望書に対して答えられたのか。その点についてお伺いし
たいと思います。

もう一つ質問したいことは、拡大地指定後、買い上げ希望者に対しては一年内に予算の限
度内で地権者の納得のいく価格で買い上げされる予定があるかどうか。

それから、これも農民との話し合いで一応納得して代表者は帰ったそうですが、指定後B
地区内の宅地への地目変更、それから、宅地内に家屋の新築、木造、非木造自由というよ
うなことなども、朝から夜おそくまで二十二名の代表者が来て文化庁の皆さんと話し合っ
て帰ったと、ところが、実際その場になりますと県がなかなか許可してくれない。地目変更と
か宅地での家屋の新築等は許可してくれないと、こういうことがあります、こういう問題
についてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思っています。

さらに、先ほどお尋ねしましたが、買い上げによる所得税の控除額等は先ほど御答弁いた
だきましたが、この問題についても一度お聞きしたいと思います。

さらに、特別立法についてですけども、これは文部大臣にお聞きしたいと思いますが、
太宰府に限っての特別立法を考えてこの間お話しになったのかどうか。もし太宰府だけの特
別立法であるならば地元の県、町または住民の意見も十分お聞きになって特別立法を考え
ていただきたい。このように思います。

この点について、時間がありませんのでひっくりかえりて質問しましたが、御答弁をお願い
したいと思います。

○説明員（今日出海君）

この前の委員会で私がお答えしたのは、この図にありますところの紫と黄色の部分におきまして、これは未指定でございますが、その中の人々が陳情やら、私が参りましたときにもいろいろな人が来まして、どうも金が必要、土地を売りたいとか、あるいはその金の払い方が悪いとか、おそいかいような問題でございまして、それはまあ来られる方が国と福岡県との間に一年の払い方のずれがございまして、そういうようなことが住民に徹底していなかったものでありまして、この問題は解決したのでありまして、非常にそれまでのいろんな住民との問題は解決のめどがついたのでございますが、いま差し上げましたこの図によりまして、前に指定いたしました地域の約十倍ぐらいの大きさの地域を今度指定しなければならぬといと、この十倍の地域の中の住民との一々の話し合いというのは、まあなかなかつきがたくて今日までに至ったのでございますが、昨晩大体住民が納得したと、けさのおそらく九州あるいは福岡県の新聞には出ておると思ひましたし、先ほど県からも電話がございまして、大体めどがついたということで、非常に偶然ではございますが、数時間前の話でございまして。その問題は片づいたと思いますが、それからまた、指定をしたいというのがわれわれの希望でございますし、県当局もまた町の方もそう申しておりますが、なかなかいまの住民対策や何かの問題で告示というものをいたしかねております。効力が発生するには告示が必要なのでありますが、その告示の問題もどうやら私は告示をする回ってきた書類には判を押しました。ですから、これが福岡につきまして、県とそれから町とにあらためて公に告示されることと思ひますが、これもまだならば、ごく近々のことで告示をいたすことになります。やつとこの大きな地域全体が指定されるというような運びに相なったのであります。

それからこまかいことは部長からお答えいたします。

○説明員（内山正君）

ただいま長官が申し上げましたように、いままで四年がかりで地元町当局あるいは住民との話し合いを数十回にわたって進めてまいりましたが、ようやく大詰めにまいりまして、向こうから出されてまいりました要望なり、希望なりにつきましても種々検討いたしましたので、できるだけ前向きに積極的にこれに応ずるような姿勢を私どもは持っております。そういう方針で今後いきたいということで、近々に告示ができる見通しになっておりますことを御報告いたします。つきましては、先ほど御質問がございました要望書が地元から出ておるけれども、八月五日付で出ておるが、これに対する返事は二十五日付で地元に回答いたしました

て、それを受理するかしらないか、これに対してどういう措置をするかという会合が、実は昨日地元の町当局で開かれたわけでございます。この回答の中にも書いておりますけれども、先ほど御質問の買い上げ希望者に対しては、少なくとも一カ年以内に買い上げができるように措置してほしいということにつきましては、今年度太宰府地区の土地買い上げを二億三千万と見越しまして、これに対して八割補助を要求いたしております。来年度につきましても、さらにこれに増額をはかっていくように努力したいと考えているわけでございまして、買い上げの希望が出ましたならば、おそらく一年以内——そう三年も四年も待っていただかなくとも買い上げ措置ができるものと考えております。

それから指定地内の地目の変更ににつきましての御質問もございましたが、たとえば農地を宅地に変更するというようなことにつきましては、文化財の面でこれを規制したり阻止したりするつもりはございません。ただしこの地域につきましては、全体の管理整備計画というものを地元と話し合って立ててまいっております。それに基づきましてこの地区には家を建てさせない、この地区は平屋程度あるいは二階程度の小さな家なら建ててもいいというような管理上の規制の度合いを地区別に区分して管理をはかっているという約束をしております。その管理整備計画に基づきまして、どうしても建てられない地域でございますならば、たとえその地域が地目が宅地に変更されましても、私どもは話し合いによって家を建ててもらっては困りますということを申し上げるわけでございまして、その場合には土地は買い上げるといふ措置をしてまいりたいと考えております。

それから土地の買い上げに対します所得税の問題でございしますが、御承知のように土地税制が昨年変わりました、史跡等の買い上げにつきましては三百万円までが控除になっております。従前よりも楽になったわけでございますが、土地収用法によります場合には千二百万円までの控除がございます。これらにつきましては私どもは関係当局とも十分協議をいたしまして、将来土地収用法による道路等の土地の買い上げ等と変わらない扱いにしてもらいたい。十分な努力をしたいと考えておるところでございします。

○国務大臣（坂田道太君）

もう一点。この地区を太宰府の歴史特別地区ですかというような形で法律をつくるかどうか、これはまだ飛鳥の方もきまっております。一緒に考えたいと思っております。

○内田善利君

一緒に考えられるということは、特別立法を一緒に……。

○国務大臣（坂田道太君）

その点を含めるのか含めないのか、あるいは単独にやるのか、そういうものを全体を含めまして検討しようということでございます。

○内田善利君

終わります。

(資料20)

庁保記 第200号

昭和45年9月21日

太宰府町教育委員会教育長 殿

文化庁文化財保護部長 内 山 正

太宰府地区の史跡の保存・管理について (通知)

太宰府地区の史跡(特別史跡大宰府跡、史跡大宰府学校院跡、史跡観世音寺境内および子院跡)については、昭和45年9月21日付けで指定が行なわれました。今後これらに関する現状変更の取扱いを含めた保存・管理については、かねて福岡県、太宰府町および地元住民の意向を考慮して策定し、関係者に詳細な説明を行なった別紙保存・管理計画に従って行ないたいと思いますので、ご了知のうえ、貴職におかれても、太宰府地区の史跡の保護につきさらにご尽力くださるようお願いします。

(別紙)

太宰府地区史跡の保存・管理計画

区 分	性 格	保 存 管 理					学 術 調 査	環 境 整 備
		方 針	現状変更の取扱いに関する基準					
			家屋の新築	伐採 樹木の 植樹	果樹園等の造成	土石の採取		
A地区	大宰府跡、学校院跡など遺跡・遺構の存在がすでに確認されている地域	土地の公有化を促進し、早急に環境整備を行なう。 よって現状変更は原則として認めない。	認めない。	環境をそこなわない範囲において認める。	認めない。	認めない。	一定の計画のもとに順次学術調査を行なう。	積極的に史跡公園化する。発掘調査によって明らかとなった遺跡・遺構は復元して公開するとともに、周囲を整備し、出土品等の保存展示施設を別途に設ける。
B地区	学校院跡、観世音寺子院跡など遺跡・遺構が未確認である地域	地形の変更をともなわず、遺構、環境をそこなわない範囲において、現状変更を認める。その場合、必要あるものは、緊急に事前の発掘調査を行ない、遺跡・遺構が確認された場合は、土地の公有化をはかる。 その他緊急の場合もこれに準ずる。	原則として木造家屋とする。	A地区と同じ。	原則として認める。	原則として認めない。	必要に応じて事前調査を行なうほか、計画的な学術調査を行なう。	買いあげて公有化した地域についてはA地区と同じとする。
C地区	A、B地区に含まれる住宅区域	既存（昭和41年11月文化財保護委員会指定決定時）の建物・施設の改築、修理あるいは一部の増築を認める。						

(注) 表におけるA・B・C地区の区分は別図に示すとおりとする。

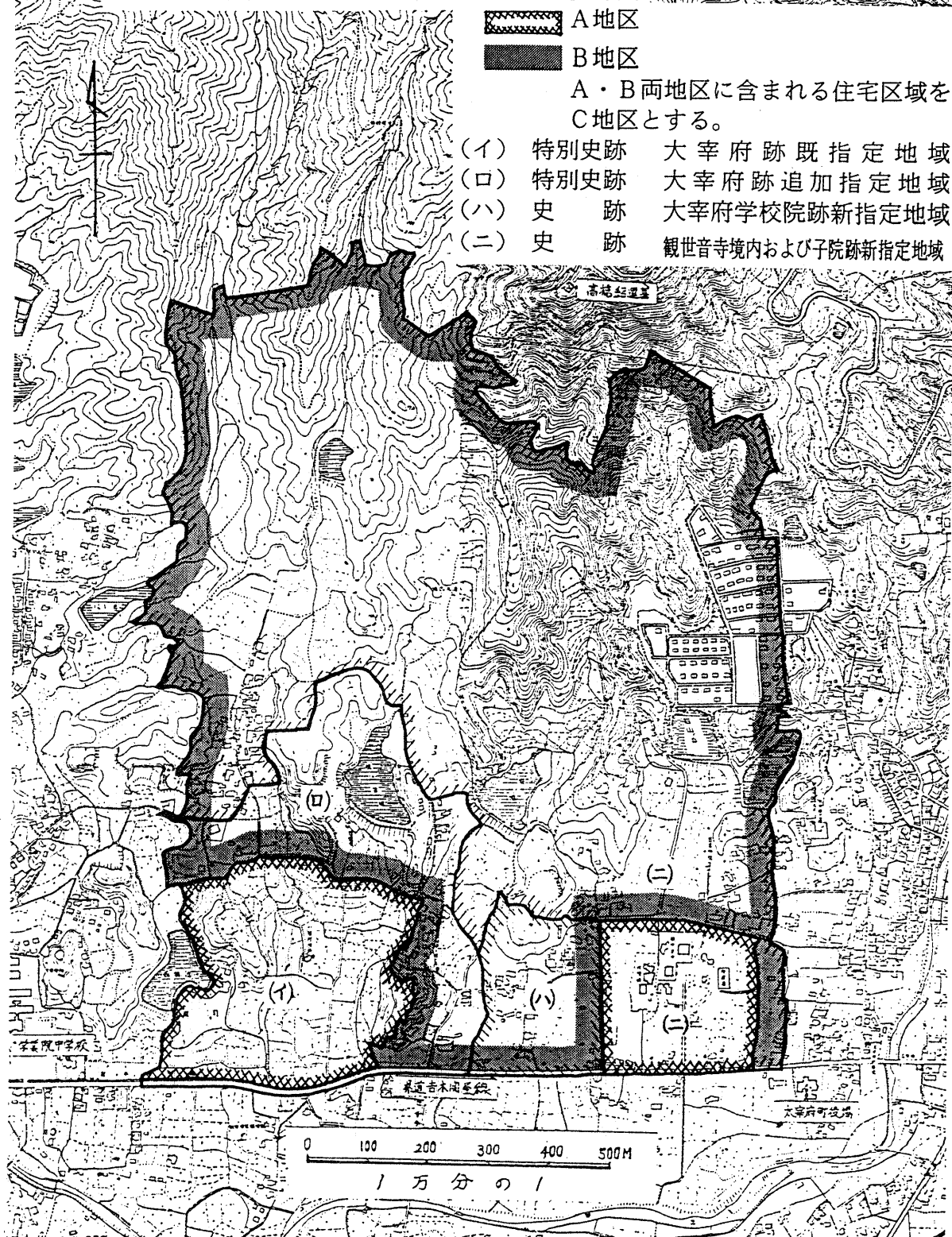
特別史跡大宰府跡、史跡大宰府学校院跡
史跡観世音寺境内および子院跡 指定地域参考図

■ A地区

■ B地区

A・B両地区に含まれる住宅区域を
C地区とする。

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| (イ) | 特別史跡 | 大宰府跡既指定地域 |
| (ロ) | 特別史跡 | 大宰府跡追加指定地域 |
| (ハ) | 史跡 | 大宰府学校院跡新指定地域 |
| (ニ) | 史跡 | 観世音寺境内および子院跡新指定地域 |



大宰府地区の史跡の保存・管理計画図

(名 称)

第1条 この会は、大宰府史跡整備対策委員会（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 委員会は、太宰府関係史跡の総合的整備計画について協議し、適正な計画の樹立とその実施を促進することを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は福岡県教育委員会が委嘱する学識経験者及び太宰府町、宇美町、大野町の代表者並びに文化庁及び福岡県の関係職員をもって構成する。

(事務所)

第4条 委員会は、事務所を福岡県教育庁文化課内に置く。

(役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 1 名

2 役員は委員の互選により決定する。

3 役員の任期は1年とする。

4 会長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、総会及び専門部会とし、会長が招集する。

2 総会は委員全員をもって構成する。

3 専門部会は、総会の決定により必要に応じ専門委員を選出して構成する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、福岡県教育庁文化課長をもってあてる。

3 事務局長は、会長の命を受けて委員会の事務を処理する。

附 則

この規約は、昭和46年2月18日から施行する。

大宰府史跡整備対策委員会委員名簿

昭和46年2月

氏 名	職 名	氏 名	職 名
青木 正夫	九州大学教授	吉塚 駿亮	農業
阿部 源蔵	全国史跡整備市町村協議会長	重松日出生	宇美町教育委員会教育長
加藤 退介	九州大学助教授	田中 繁	農業
佐藤 敬二	九州大学名誉教授	阿部 哲郎	大野町教育委員会教育長
新田 伸三	九州芸術工科大学教授	文化庁担当官	文化庁記念物課
濱 正雄	九経連専務理事	三宅 芳郎	福岡県副知事
光吉 健次	九州大学助教授	小笠原二郎	福岡県土木部長
藤野 昭一	前太宰府町議会議員	吉村 卓美	福岡県建築部長
中村 義雄	太宰府町長	島崎 一男	福岡県農政部長
清藤 鶴美	太宰府町教育委員会委員長	井上 裕	福岡県林務部長
帆足 津盛	太宰府町議会議員	赤沢善二郎	福岡県企画開発部長
阿部 春治	前太宰府町国分区長	吉久 勝美	福岡県教育委員会教育長
大田 金満	農業		

(資料22)

寄 附 申 込 書

昭和46年3月3日

福岡県知事 亀 井 光 殿

筑紫郡太宰府町太宰府

太 宰 府 天 満 宮

宮司 西 高 辻 信 貞

下記の財産を受納されるよう申し込みます。

1. 寄附しようとする理由

九州歴史資料館及び国立博物館用地として使用のため

2. 物件の表示

(1) 筑紫郡太宰府町太宰府大字太宰府字浦ノ田 934 —2 外11筆

(2) 土地の地目 山林

(3) 数 量 141,883 m²

(4) 寄附する当該土地にかかわる立木及び同地内に設定されている県行造林の
権利義務一切をあわせて寄附するものとする。

3. 財産の時価見積額及び見積単価

42,919,600 円

3.3 m²当り1,000 円

4. 寄附に際しその条件及び内容

な し

5. 添 付 書 類

- (1) 位 置 図
- (2) 字 図
- (3) 登記簿謄本
- (4) 寄附についての責任役員会の議決書の写
- (5) 寄附についての神社本庁の承認書の写
- (6) 所有権移転登記承諾書
- (7) 印かん証明書
- (8) 宗教法人太宰府天満宮規則

(追 加 資 料 1)

確 約 書

別紙添付の太宰府地区史跡の保存整備計画並びに昭和四十五年八月五日太宰府町長、教育長及び議長より提出の太宰府史跡に関する要望書^{㊦ 1}に対し昭和四十五年八月二十四日付にて文化庁よりの回答^{㊦ 2}に対する各項目の完全実施について全力をそそぎ履行^{㊦ 3}できるよう努力することを確約致します。

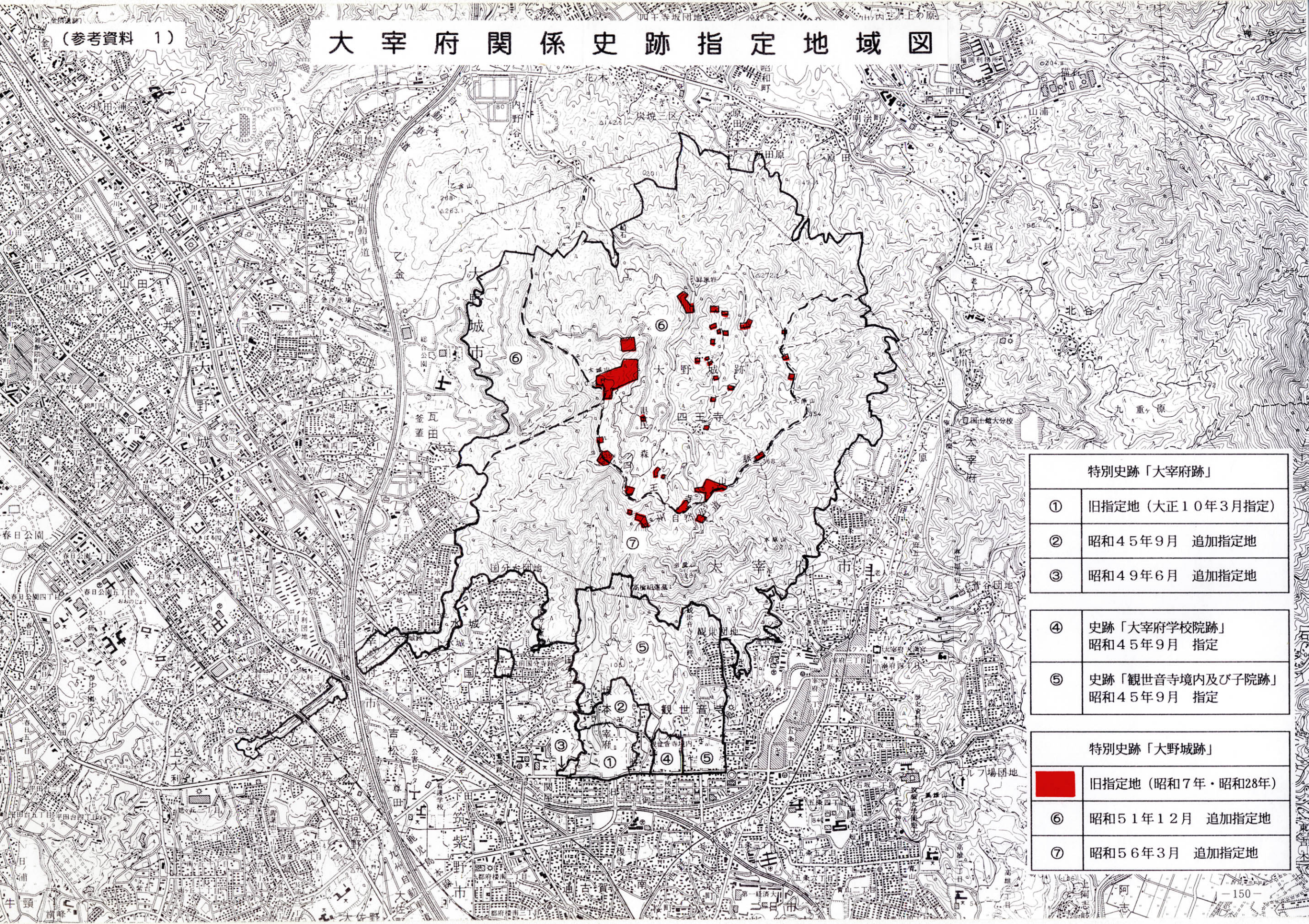
昭和 4 6 年 4 月 1 日

太 宰 府 町 長	中 村 義 雄
町 議 会 議 長	芳 原 祐 八
教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理	松 田 量 太

大字国分区長	阿 部 春 治	殿
大字観世区長	原 野 三 次 郎	殿
大字坂本区長	武 藤 太 郎	殿

㊦ 1 (資 料 2 0) 別 紙
㊦ 2 (資 料 1 7)
㊦ 3 (資 料 1 8)

大宰府関係史跡指定地域図



特別史跡「大宰府跡」

①	旧指定地（大正10年3月指定）
②	昭和45年9月 追加指定地
③	昭和49年6月 追加指定地

④	史跡「大宰府学校院跡」 昭和45年9月 指定
⑤	史跡「観世音寺境内及び子院跡」 昭和45年9月 指定

特別史跡「大野城跡」

■	旧指定地（昭和7年・昭和28年）
⑥	昭和51年12月 追加指定地
⑦	昭和56年3月 追加指定地

特別史跡水城跡指定地域図

特別史跡 水城跡	
①	大正 10 ・ 3 ・ 3 指定
②	昭和 13 ・ 12 ・ 28 追加指定
③	昭和 53 ・ 3 ・ 7 追加指定
④	昭和 56 ・ 5 ・ 16 追加指定
⑤	平成 2 ・ 6 ・ 28 追加指定
⑥	平成 5 ・ 9 ・ 22 追加指定
特別史跡 大野城跡	
⑦	昭和 56 ・ 3 ・ 19 追加指定

大野城市

太宰府市

1 : 5,000

0 50 100 200 300m

大宰府史跡指定拡張の経緯
(座談会記録・年表・資料)

平成6年7月1日 発行

編 集 太宰府市文化振興指導員 岩 下 光 弘
製 版

発 行 太宰府市教育委員会
福岡県太宰府市観世音寺1丁目1-1
電話 092-921-2121 (代表)

印刷・製本 若葉プリント
福岡県筑紫野市大字塔原
電話 092-922-5284
